

## 平成31年第3回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 4月25日(木曜日) 会期 1日間  
閉 会 4月25日(木曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
4. 25	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

## 平成31年第3回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成31年4月25日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年4月25日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	平成31年4月25日 午前10時45分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	欠
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
	1 番 議 員		安 里 道 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長		
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 か ほ る		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

平成31年4月25日（木曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第23号	平成31年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
4	議案第24号	3号調整池整備工事（第1期）請負契約について	〃
5	承認第1号	専決処分の承認について（北中城村税条例等の一部を改正する条例）	即 決
6	承認第2号	専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃
7	決議第2号	在沖米海兵隊員による女性殺害事件に関する抗議決議	〃
8	意見書第2号	在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから平成31年  
第3回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120  
条の規定によって、比嘉次雄議員及び安里道也  
議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（名幸利積）

日程第2． 会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間

にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決  
定しました。

日程第3． 議案第23号 平成31年度北中  
城村一般会計補正予算（第1号）  
について

○議長（名幸利積）

日程第3． 議案第23号 平成31年度北中城村  
一般会計補正予算（第1号）についてを議題と  
します。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第23号 平成31年度北中城村  
一般会計補正予算（第1号）について御説明い  
たします。

議案第23号

平成31年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

平成31年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求  
めます。

平成31年4月25日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成31年度北中城村一般会計補正予算（第1号）

平成31年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,000,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,560,372	38,381	1,598,753
	2 国庫補助金	776,135	38,381	814,516
20 繰入金		354,490	1,221	355,711
	2 基金繰入金	354,489	1,221	355,710
22 諸収入		96,856	1,000	97,856
	3 雑収入	61,506	1,000	62,506
歳入合計		7,960,000	40,602	8,000,602

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,158	0	96,158
	1 議会費	96,158	0	96,158
2 総務費		1,342,088	40,602	1,382,690
	1 総務管理費	1,189,525	40,602	1,230,127
歳出合計		7,960,000	40,602	8,000,602

以下詳細については副村長のほうで説明をいたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

それでは、議案第23号 平成31年度北中城村一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、主に消費税率の10%への引き上げが低所得者及び子育て世

帯の消費に与える影響を緩和するため、地域における消費を喚起、下支えするためのプレミアム付商品券事業予算を計上するものです。

初めに、歳入につきまして、事項別明細書のほうで主な補正について御説明いたします。

5ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、31目プレミアム付商品券事業補助金3,838万1,000円の増額補正につきましては、プレミアム付商品券の事業費及び事務費への補助金でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金122万1,000円の補正につきましては、財源不足を補うための繰り入れでございます。

22款諸収入、3項雑入、2目雑入100万円の補正につきましては、換金されなかった売上金の収入を概算で計上しております。

次に、歳出につきまして、主な補正について御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

1款1項1目議会費につきましては、9節旅費内での予算の組み替えでございます。

7ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費122万1,000円につきましては、「北中城音頭」の製作に係る予算を計上しております。

5目企画費及び8目電算費につきましては、プレミアム付商品券の事業費及び事務費を計上しております。

なお、財源につきましては、全て国庫補助金及び諸収入となっております。

私からは以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

#### ○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

#### ○8番（喜屋武すま子議員）

7ページ、お願いします。

2款1項1目の8節と13節なんですけれども、報償費が製作謝礼金として70万、それから北中城音頭の製作委託料が13節で52万1,000円計上されておりますけれども、その積算根拠を教えてくださいと思います。

それから、この「北中城音頭」ですけれども、新規事業ということになると思うんですけれども、やはり新年度予算でこういうのは計上すべきではなかったかと私は考えておりますけれども、臨時議会で緊急を要するもの、本来ならなんですけれども、臨時議会でこれを提案したという理由をお願いします。

それから次に、同じく2款1項2目の19節の負担金、補助及び交付金で2,500万が入っておりますけれども、これ恐らくゼロ歳から3歳半までの方だと思っておりますけれども、その世帯数と人数、それから住民非課税世帯の世帯数とその人数、それから、低年金世帯数もあると思うんですけれども、その内訳の御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○議長（名幸利積）

総務課長。

#### ○総務課長（仲本正一）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

2款1項1目の「北中城音頭」であります、まず謝礼金と製作委託料の積算根拠ですが、製作謝礼金につきましては、作詞、作曲、振りつけ動画といたしまして、作曲の先生といろいろ御相談して4つに分けた製作謝礼金としての計上でございます。

それと、委託料につきましては、このCDをつくるに当たりまして、CDをつくるスタジオ含めて、CDをつくるための製作として見積もりをとった額を計上しております。

次に、当初予算で計上すべきじゃないかという御意見ですが、確かに当初予算で計上する予定でしたが、計上するときに、まだ「北中城音頭」として予算化して実際に動けるかという、実際の動きがありませんでしたので、6月補正を予定しておりました。ただ、今回ほかの補正がありましたものですから、今年度やるためにはある程度の目安がついたので、今回の計上となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

お尋ねの人数についてですけれども、現在まだシステムの改修が終わっておりませんので、想定される規模という段階でしかまだありません。非課税者が約4,900名、その世帯数が2,500、3歳未満児が600人で総世帯数が500世帯というところです。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この2款1項1目の報償費と委託料なんですけれども、これは内部の委員会みたいなものをつくられてやったのかどうかですね。理想としましては、本当は村民から募集をして、それでもいなければ専門の方をお願いをするというのも一つの方法かなと思うんですけれども。やはり村民からまず公募をさせていただいて、それがいいものであれば採用して、それから余り適切でなければ、専門家に依頼をするというのが北中城の村民の機運を高めるためにもよかったんではないかと思えますけれども、それについてどういう見解をお持ちかお聞きしたいと思います。

それから、プレミアム券の交付をどのように、いつごろから始めるのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

「北中城音頭」についてお答えします。

これは平成24年度と26年度の一般質問から始まった経緯がありまして、28年度にまず外部委託をしながら公募型を考えておりました、ただ、見積もり等をとった場合に、余りに高額な予算のためにこれを断念した経緯がございます。その後、文化協会に打診をいたしまして、文化協

会でいろいろ検討をしてもらったんですが、やっぱり文化協会としても非常に厳しいということがありましたので、今こういう形で、専門家をお願いして、ようやくこぎつけたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

プレミアム券の周知方法についてお答えします。

現時点で考えているのは、村の広報誌6月号へ記載を考えています。それと、村のホームページが、そのころに合わせてですね。それと実際の対象者への通知が住民非課税者については6月中旬ごろ、3歳未満子育て世帯については9月中旬ごろから随時というふうに考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

あと、プレミアム券について、あと1点お伺いしたいと思います。

村内の小売店、どれぐらい件数を予定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

取扱事業者については、委託業務を落札した業者のほうから村内店舗について幅広く公募をしていく予定でございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

プレミアム商品券についてですけれども、今ちょっと概要がつかめないんですけれども、対象者は非課税世帯と3歳未満の子供を持ってい

る方と課長が今おっしゃっていましたけれども、この対象者はどういう方々が対象になるとかね、あるいは、これ当然6月の広報に載るんだろうけれども、きょう予算成立したら、多分、質問が議員の皆さんに来ると思うんですよ。でも、議員は内容はわかりません。わからないで決断したのかと言われたら困りますので、その内容を欲しいんです。例えばこれをもらった人が例えば幾らの商品券を幾らで売るとか、例えばパチンコにも使えるのかとかね、そういういろいろなものがあれば、一覧表としてもらいたいですけれども。とりあえず対象者をもう一度確認と、幾らの商品券を幾らで売るとかというのと、この資金使途の制限があるかどうかをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

それでは、後ほど概要については配布するようにいたします。

それと、対象者なんですけれども、2019年度の住民税が非課税である者が1つ、それともう一つは、3歳未満のお子さんが属する世帯の世帯主、この2つですね。それと、商品券については、2万5,000円相当の商品券を2万円で販売しますので、割引率が20%ということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、対象者が、今さっき通知なさるということでしたけれども、通知書を持って行って役場で買うんでしょう、どこで買うんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

役場にするか観光協会にするか、その辺は今後検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

わかりました。

先ほど概要をお配りするということでしたけれども、きょうじゅうにできるのか、いつごろ出てくるのかをお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

きょうじゅうに議会事務局のほうにお渡しいたします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成31年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを採決いた

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第23号 平成31年度北中城村一般会計補正(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第24号 3号調整池整備工事(第1期)請負契約について

○議長(名幸利積)

日程第4. 議案第24号 3号調整池整備工事(第1期)請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

それでは、議案第24号 3号調整池整備工事(第1期)請負契約について御説明申し上げます。

議案第24号

3号調整池整備工事(第1期)請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例(昭和47年条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的: 3号調整池整備工事(第1期)

北中城村字 島袋 地内

2. 契約の方法: 指名競争入札

3. 契約金額: ¥81,636,120

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ¥6,047,120-

4. 契約の相手方: 北中城村字島袋274番地4 102号室

有限会社美島開発

代表取締役 比 嘉 毅

平成31年4月25日 提出

北中城村長 新垣邦男

別添工事請負契約書、さらには入札結果書、さらには調整池の平面図等々を添付してございます。お目通しをいただき、よろしくお願いたします。

**○議長（名幸利積）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

この事業は災害に対しての事業で、早目早目ということでやっていただくということは大変ありがたいんですけども、ただ、前回の住民説明会のときに、この工事に関して立ち退きされる住民が1件ありまして、相当不安なお言葉がありました。その中で、後で少し村長から説明とかいろいろありましたけれども、この住民に対してはしっかりケアできたのか、その辺をお伺いしたいと思います。お願いします。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

上間議員の今御心配されている立ち退き物件、これは5号調整池、今仮設調整池のあるところでございます。3号調整池は更地、原野状態の場所でございますので、全て解決済みのところでございます。

以上です。

**○5番（上間堅治議員）**

すみません、勘違いです。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

今これの平面図があるんですけども、平面図の下のほうに赤くボックスカルバートが描かれているんですけども、今ここには排水がな

いんですけれどもね、新たにつくるんですか。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

今、議員おっしゃられた、この絵の部分だと思えますけれども、こちらは現在、主に里道がございまして、議員おっしゃるとおり今水路は全くございません。その池のほうに村道側の水を早く誘導するために新しく水路を設置いたします。今回の1期工事の中でその部分が一部入っているというところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

議案第24号 3号調整池整備工事の請負契約についてお尋ねしたいと思います。

工事請負契約書のほうがですね、工期のほうで着手で平成31年4月22日になっているんですけども、実際今、議会でこれを議論していて可決を見るところなんですけれども、きょうは25日ですよ。この着手が4月22日になっているものだから、それをどういうふうにして今後事務処理をするのかお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

今回の議会の議決案件の工事の場合に、契約書の条文の中で8条のところで、議会を要する契約については議会の議決を得るまでは仮契約書とし、議決後は本契約書にかわり効力を有するというので、本日御承認いただいた場合は、現在のこの仮契約が本契約にかわるということで、この工期につきましてもこのまま有効にな

るというものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

わかりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第24号 3号調整池整備工事（第1期）請負契約についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第24号 3号調整池整備工事（第1期）請負契約については原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例等の一部を改正する条例）

○議長（名幸利積）

日程第5．承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、承認第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第1号

#### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成31年4月25日 提出

北中城村長 新垣邦男

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

### 北中城村税条例等の一部を改正する条例（別紙）

#### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日付け公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が平成31年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

北中城村長 新垣邦男

### 北中城村税条例等の一部を改正する条例

（北中城村税条例の一部改正）

第1条 北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、それぞれ沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）で定めるものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金も若しくは金銭（法第37条の2第1項第3号の規定に基づき、それぞれ沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）で定めるものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定</p>

を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(10) 省略

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

（削除）

を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(10) 省略

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割合の額から控除する。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金

(削除)

(削除)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)  
第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける  
村民税の所得割の納税義務者が、法第314条  
の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場  
合に該当する場合又は第34条の3第2項に規  
定する課税総所得金額、課税退職所得金額及  
び課税山林所得金額を有しない場合であつ  
て、当該納税義務者の前年中の所得につい  
て、附則第12条の3第1項、附則第12条の4  
第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1  
項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2  
の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定  
の適用を受けるときは、第34条の7第2項に  
規定する特例控除額は、同項の規定にかかわ  
らず、法附則第5条の5第2項（法附則第5  
条の6第2項の規定により読み替えて適用さ  
れる場合を含む。）に定めるところにより計

等特別税額控除額の控除に関する事項の記  
載がある場合（これらの申告書にその記載  
がないことについてやむを得ない理由があ  
ると村長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定  
の適用を受けようとする年度の初日の属す  
る年の1月1日現在において法第317条の  
6第1項の規定によって給与支払報告書を  
提出する義務がある者から給与の支払いを  
受けている者であつて、前年中において給  
与所得以外の所得を有しなかったものが、  
前年分の所得税につき租税特別措置法第41  
条の2の2の規定の適用を受けている場合

(3) 第1項の規定の適用がある場合におけ  
る第34条の8及び第34条の9第1項の規定  
の適用については、第34条の8中「前2  
条」とあるのは「前2条並びに附則第3条  
の3の2第1項」と、第34条の9第1項中  
「前3条」とあるのは「前3条並びに附則  
第3条の3の2第1項」とする。

### 3

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)  
第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける  
村民税の所得割の納税義務者が、法第314条  
の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場  
合に該当する場合又は第34条の3第2項に規  
定する課税総所得金額、課税退職所得金額及  
び課税山林所得金額を有しない場合であつ  
て、当該納税義務者の前年中の所得につい  
て、附則第12条の3第1項、附則第12条の4  
第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1  
項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2  
の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定  
の適用を受けるときは、第34条の7第2項に  
規定する特例控除額は、同項の規定にかかわ  
らず、法附則第5条の5第2項（法附則第5  
条の6第2項の規定により読み替えて適用さ  
れる場合を含む。）に定めるところにより計

算した金額とする。

(個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日まで

算した金額とする。

(個人の村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法

に、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

#### 4 省略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

#### 第6条の2 省略

##### 2・3 省略

4 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設

附則第7条第10項の規定により申告書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

#### 4 省略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合は除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

#### 第6条の2 省略

##### 2・3 省略

4 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設

備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

22 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2 省略

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次

備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、0とする。

22 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2 省略

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次

に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

5 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 家屋の住所、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 省略

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

5 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 省略
- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 省略
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 省略
- 9 省略
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 省略
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようと

- (1)～(3) 省略
- (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 省略
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
- (6) 省略
- 9 省略
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同項第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
- (6) 省略
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようと

する者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する\_\_\_\_\_通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 省略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか  
の別

(4)・(5) 省略

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場

する者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の講演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 省略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3項に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか  
の別

(4)・(5) 省略

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場

合には、3月以内に提出することができな  
かった理由

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運  
送車両法第60条第1項後段の規定による車両  
番号の指定（次項から第4項までにおいて  
「初回車両番号指定」という。）を受けた法  
附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自  
動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係  
る第82条の規定の適用については、当分の  
間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表  
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄  
に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(削除)

(削除)

合には、3月以内に提出することができな  
かった理由

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以  
上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて  
道路運送車両法第60条第1項後段の規定によ  
る車両番号の指定（以下この条において「初  
回車両番号指定」という。）を受けた月から  
起算して14年を経過した月の属する年度以後  
の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の  
適用については、当分の間、次の表の左欄に  
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲  
げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規  
定の適用については、当該軽自動車は平成28  
年4月1日から平成29年3月31にまでの間に  
初回車両番号指定を受けた場合には、平成29  
年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に  
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれに同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲  
げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機  
関の燃料として用いるものに限る。以下この  
条（第5項を除く。）において同じ。）に対

する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(削除)

4 法附則第30条第5項第1項及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字

5 法附則第30条第6項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成28年北中城村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、北中城村税条例附則第11条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第11条の6に係る部分に限る。）並びに同条例附則第12条及び第12条の2の改正規定を次のように改める。

改正条例	現行条例									
<p>附 則</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>)</p> <p>第11条の6 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2. <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定</u></p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<p>附 則</p>
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

(削除)

(削除)

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機

関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。) に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(削除)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 削除

第12条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に

関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に、当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。

第3条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成29年北中城村条例第14号）の一部を次

のように改正する。

第2条を次のように改める。

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北中城村税条例等の一部を改正する条例(平成26年北中城村条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正条例			現行条例		
附 則			附 則		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る北中城村税条例第82条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に_____に係る新条例第82条及び新条例附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第82条第2号 ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例82条第 2号イ	3,900円	3,100円
第82条第2号 ア(ウ) a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第82条第2号 ア(ウ) b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第12条第 1項	第82条	北中城村税 条例等の一 部を改正す る条例(平 成26年北中 城村条例第 6号。以下 この条にお いて「平成 26年改正条 例」とい う。)附則 第6条の規 定により読 み替えて適 用される第	新条例附則第 12条第1項の 表以外の部分	第82条	北中城村税 条例の一部 を改正する 条例(平成 26年北中城 村条例第6 号。以下こ の条におい て「平成26 年改正条 例」とい う。)附則 第6条の規 定により読 み替えて適 用される第 82条

		82条				
附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)		新条例附則第12条第1項の表第82条第2号イの項	第82条第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ
	3,900円	3,100円			3,900円	3,100円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a			6,900円	5,500円
					10,800円	7,200円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b			3,800円	3,000円
					5,000円	4,000円

第4条 北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年北中城村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、北中城村税条例第48条の改正規定を次のように改める。

改正条例	現行条例
(法人の村民税の申告納付) 第48条 村民税を申告納付する義務がある法人	(法人の村民税の申告納付) 第48条 村民税を申告納付する義務がある法人

は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 省略

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続

は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 省略

用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを村長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新た

に同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第23条第1項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、同条第3項及び同条例第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(3) 省略</p> <p>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第23条第1項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、同条第3項及び同条例第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(3) 省略</p> <p>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人</p>

の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

第3条 省略

の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

第3条 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中北中城村税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第5条及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の北中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成31年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は北中城村税条例等の一部を改正する条例（平成31年北中城村税条例第9号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の北中城村税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第5条第1項から第3項までの規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

北中城村税条例等の一部を改正する条例ということで、第1条から新旧対照表を添付してございます。かなり、ページの的に29ページまでという非常に内容が厚いんですが、わかりやすくというんですかね、全体的な内容を申し上げますと、この条例は4条立てであります。1条は北中城村税条例の一部改正、2条から4条はそれぞれ平成28年、29年、30年の改正条例の一部改正となっております。ただ、2条から4条は未執行部分が含まれておりますので、わかりやすいように過去の改正部分もそのまま掲載しているという状況であります。

まず1ページから5ページが個人住民税となっております。内容を申し上げますと、ふるさと納税制度の見直し、さらには住宅ローン控除の拡充に伴う措置ということであります。ふるさと納税制度の見直しについては、寄附金税額控除、1つ目に総務大臣の指定を受けて、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であり、2点目は返礼品が地場産品であり、返礼割引が3割以下を満たすものになるもの内容となっております。また、住宅ローン控除に関しては、現行10年から13年に延長され、所得税額から控除しきれない額については現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除されるという内容になっております。

5ページから11ページがですね、これは固定資産税なんですけど、固定資産税、わがまち特例及び新築住宅等に対する固定資産税の減額の内容ですが、法律の附則、政令の改正による番号ずれの改正で、内容には変更ございません。

ページが11ページから24ページに関しては、

軽自動車税の内容になっております。改正の大きな目的は、消費税率10%への引き上げに合わせて、自動車保有に係る税負担を恒久的に引き上げて、自動車ユーザーの負担を軽減しようとするものであります。燃費性能のすぐれた新しい機能を備えた車両は税を軽くして、そうでない古い車両、13年を経過したものですが、には税を重くするという内容になっております。

最後のほうで25ページから28ページですが、これは内容は法人住民税の内容になっております。資本金1億円以上の大法人は税の申告を基本的にはeLTAX申告で行う義務があるんですが、電気通信回線の故障、あるいは災害その他の理由によりそれができない場合は紙での申告もできますよという内容になっております。ただ、故障や災害が復活したらeLTAXに戻すというような規定になっておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認について(北中城村税条例等の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第1号 専決処分の承認について(北中城村税条例等の一部を改

正する条例)は承認することに決定いたしました。

日程第6. 承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(名幸利積)

日程第6. 承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(新垣邦男)

続きまして、承認第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成31年4月25日 提出

北中城村長 新垣邦男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日付け公布

され、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が平成31年4月1日であることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

北中城村長 新垣 邦 男

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61</u>万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61</u>万円とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61</u>万円を超える場合には、<u>61</u>万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58</u>万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58</u>万円とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58</u>万円を超える場合には、<u>58</u>万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p>	

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>2 省略</p>	
--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、これも新旧対照表を添付してございます。

内容については、まず第2条第2項についてですが、国民健康保険税の限度額の引き上げに関する改正でございます。今回の改正は、医療分基礎課税限度額を現行の「58万円」から「61万円」に引き上げる改正となっております。

続いて、17条ですけれども、これは低中間所得層の負担を減らすための減額制度に係る軽減判定書、所得基準の変更であります。国民健康保険税は、その世帯所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますが、今回は5割軽減と2割軽減についての改正となっております。

2ページの第17条第1項の2号ですが、これは5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の人数に乗ずる金額を現行の「27万5,000円」から「28万円」に引き上げるものでございます。

次に、第17条第1項第3号については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の人数に乗ずる金額を現在の「50万円」から「51万円」に引き上げるものとなっております。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行すると。適用区分といたしましては、改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分

までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるということになっております。よろしくお願いいたします。

**○議長（名幸利積）**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認につい

て（北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。承認第2号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定いたしました。

**日程第7．決議第2号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議**

**○議長（名幸利積）**

日程第7．決議第2号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

金城高治議員。

**○6番（金城高治議員）**

またしても痛ましい事件が起きましたので、決議を送りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

決議第2号

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成31年4月25日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員  
金 城 高 治

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 弘  
大 城 律 也  
喜屋武 すま子  
比 嘉 盛 一  
伊 集 守 吉  
比 嘉 次 雄  
比 嘉 義 彦  
上 間 堅 治  
稲 福 恭 秀  
安 里 道 也  
天 久 朝 誠

#### 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議（案）

平成31年4月13日早朝、北谷町桑江のアパート寝室で住民の日本人女性（44歳）と在沖第三海兵師団所属の米海軍3等兵曹（32歳）が、血を流して死亡している事件が発生した。今回の事件は、被害者女性の子供が発見し親族に連絡した。何よりも子の成長を願ったであろう母としての無念と、残された子供の将来を考えると、断じてあってはならない悲惨な事件で強い憤りを禁じえない。

沖縄県警は米海軍3等兵曹が知人の日本人女性を殺害した後、自殺したと断定し、被疑者死亡のまま殺人容疑で書類送検する方針である。

報道によると、米海軍3等兵曹に対し今年1月、被害女性への接近・接触を禁止する軍事保護命令「MPO（ミリタリー・プロテクティブ・オーダー）」を出している。米軍が外出許可を与えなければ事件は防げた可能性があり、米軍の事件当日の判断は重大な責任がある。

本村議会は、これまでも米軍人や軍属等による事件・事故が発生する度に、日米両政府に対し抗議を行うとともに、綱紀粛正及び教育の徹底、再発防止策を講じるよう強く要求してきたが、またしても悲惨な事件が発生した。重大な事件や事故が後を絶たないのは、沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、到底容認できるものではなく強い怒りを覚える。

また、2月に米軍において、米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティ制度」が、県や日本側当局に通告なく大幅に緩和された矢先に発生した事件であることから、米軍の本措置における実効性に疑問を抱かざるを得ず、村民に大きな不安を与えている状況を真摯に受け止めるべきである。

よって、本村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. 被害女性の家族や関係者への謝罪と補償及びケアを日米両政府で速やかに行うこと。
2. 事件の原因究明とその結果を速やかに公表すること。
3. 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
4. 「リバティー制度」の緩和措置を撤回し規制を強化すること。
5. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。そして、日米地位協定の抜本的な見直しをおこなうこと。
6. 在沖米軍基地を全て撤去するとともに、辺野古新基地建設を断念すること。

以上、決議する。

平成31年（2019）4月25日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、インド太平洋軍司令官  
在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事

以上です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第2号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議については可決されました。

日程第 8 . 意見書第 2 号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書

よる女性殺害事件に対する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

金城高治議員。

○議長（名幸利積）

日程第 8 . 意見書第 2 号 在沖米海兵隊員に

○ 6 番（金城高治議員）

意見書第 2 号

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員  
金 城 高 治

賛成者：北中城村議会議員  
比 嘉 義 弘  
大 城 律 也  
喜屋武 すま子  
比 嘉 盛 一  
伊 集 守 吉  
比 嘉 次 雄  
比 嘉 義 彦  
上 間 堅 治  
稲 福 恭 秀  
安 里 道 也  
天 久 朝 誠

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書（案）

平成 3 1 年 4 月 1 3 日早朝、北谷町桑江のアパート寝室で住民の日本人女性（4 4 歳）と在沖

第三海兵師団所属の米海軍3等兵曹（32歳）が、血を流して死亡している事件が発生した。今回の事件は、被害者女性の子供が発見し親族に連絡した。何よりも子の成長を願ったであろう母としての無念と、残された子供の将来を考えると、断じてあってはならない悲惨な事件で強い憤りを禁じえない。

沖縄県警は米海軍3等兵曹が知人の日本人女性を殺害した後、自殺したと断定し、被疑者死亡のまま殺人容疑で書類送検する方針である。

報道によると、米海軍3等兵曹に対し今年1月、被害女性への接近・接触を禁止する軍事保護命令「MPO（ミリタリー・プロテクティブ・オーダー）」を出している。米軍が外出許可を与えなければ事件は防げた可能性があり、米軍の事件当日の判断は重大な責任がある。

本村議会は、これまでも米軍人や軍属等による事件・事故が発生する度に、日米両政府に対し抗議を行うとともに、綱紀粛正及び教育の徹底、再発防止策を講じるよう強く要求してきたが、またしても悲惨な事件が発生した。重大な事件や事故が後を絶たないのは、沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、到底容認できるものではなく強い怒りを覚える。

また、2月に米軍において、米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティ制度」が、県や日本側当局に通告なく大幅に緩和された矢先に発生した事件であることから、米軍の本措置における実効性に疑問を抱かざるを得ず、村民に大きな不安を与えている状況を真摯に受け止めるべきである。

よって、本村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現するよう強く要求する。

#### 記

1. 被害女性の家族や関係者への謝罪と補償及びケアを日米両政府で速やかに行うこと。
2. 事件の原因究明とその結果を速やかに公表すること。
3. 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
4. 「リバティ制度」の緩和措置を撤回し規制を強化すること。
5. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。そして、日米地位協定の抜本的な見直しをおこなうこと。
6. 在沖米軍基地を全て撤去するとともに、辺野古新基地建設を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年（2019）4月25日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長、沖縄県知事

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（名幸利積）**

起立全員です。意見書第2号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書については可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長

に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成31年第3回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長\_\_\_\_\_

署名議員\_\_\_\_\_

署名議員\_\_\_\_\_

## 令和元年第4回北中城村議会定例会会期日程表

開 会     6月14日（金曜日）     会期 8 日間  
 閉 会     6月21日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
6. 14	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託省略、討論、決定（承認） 議員全員協議会
6. 15	土	休 会		各 自 議 案 研 究
6. 16	日	休 会		各 自 議 案 研 究
6. 17	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 委員会
6. 18	火	本会議	午前10時	一般質問（4名）
6. 19	水	本会議	午前10時	一般質問（4名）
6. 20	木	委員会	午前10時	委員会、議員全員協議会
6. 21	金	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件、決議、意見書等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

## 令和元年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 元 年 6 月 14 日 午 前 10 時 00 分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令 和 元 年 6 月 14 日 午 前 10 時 50 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 か ほ る	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和元年6月14日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第25号	北中城村税条例等の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第26号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第27号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第28号	北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第29号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	〃
9	議案第30号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃
10	議案第31号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	〃
11	議案第32号	令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
12	議案第33号	村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約について	〃
13	議案第34号	村道認定及び廃止について	〃
14	報告第2号	平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
15	報告第3号	平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃

## ○議長（名幸利積）

皆さん。おはようございます。ただいまから令和元年第4回北中城村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。読み上げて報告いたします。

平成31年3月1日 民生委員児童委員激励会が開催され出席し、挨拶を述べました。

8日から27日まで、北中城村議会第3回3月定例会を開催しました。

16日、北中城村文化協会主催の沖縄県文化協会賞等受賞祝賀・激励会が開催され、多数の議員とともに出席しました。

29日、職員退職辞令交付式並びに離任式が行われ出席し、挨拶を述べました。

4月5日、中部広域花と緑のまちづくりコンクール表彰式が沖縄市で開催され出席しました。

16日、全国高等学校総合体育大会北中城村実行委員会総会が開催され、出席しました。

25日、第3回北中城村議会4月臨時会を開催しました。

同日、中部地区町村議会議長会定例総会が開催され、出席しました。

26日、平成31年度沖縄振興拡大会議が開催され、出席しました。

令和元年5月8日、沖縄県町村議会議長会主催の常任委員長、副委員長研修が那覇市で開催され、正副委員長が出席しました。

14日から17日まで、中部地区町村議会議長会主催の県外行政視察研修会が佐賀県有田町と福岡県大刀洗町で開催され、有田町において「観光事業の取り組み」について研修を行い、大刀洗町において「議会改革の取り組み」について研修を行いました。

24日、第36回中部振興会総会が開催され、出

席しました。

25日、平和を守る村民の会総会及び平和講演会が開催され、多数の議員とともに出席しました。

同日、村文化協会総会が開催され、多数の議員とともに出席し、挨拶を述べました。

27日から29日まで、全国町村議会議長会主催の町村議会議長副議長研修会が東京都で開催され、副議長とともに出席しました。

30日、議会活性化調査特別委員会が中城村議会において、「議会基本条例制定に至った経緯及び制定後の取り組み」について行政視察研修を行いました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、平成31年3月定例会以降に受理しました請願・陳情書をお手元に配付しました。請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成31年3月から令和元年5月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので御参照ください。

## 日程第1．会議録署名議員の指名

### ○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、稲福恭秀議員及び伊集守吉議員を指名します。

## 日程第2．会期決定の件

### ○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

異議なしと認めます。会期は、本日から6月21日までの8日間に決定いたしました。

**日程第3. 行政報告**

**○議長(名幸利積)**

日程第3. 行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

村長。

**○村長(新垣邦男)**

おはようございます。それでは行政報告をいたします。

平成31年3月から令和元年5月までの間ですが、主なものについて報告をしたいと思います。

3月4日、第3回福島県大熊町・北中城村フレンドシップ交流会が社会福祉センターで行われ、多くの皆さんと交流を図ることができました。

3月10日、平成30年度北中城村地域おこし協力隊活動報告会が中央公民館で開催され、地域おこし協力隊の皆さんのこれまでの活動報告が、詳細に発表されました。

3月16日、沖縄県文化協会賞等受賞祝賀会並びに激励会が盛大に行われ、参加をしております。

3月29日、職員退職者辞令交付式及び離任式に参加をしております。

4月1日、新年度に入りまして、職員辞令交付式を行っております。

4月2日は、2019年度の教職員就任式が中央公民館で開催しております。

4月16日、平成31年度全国高等学校体育大会北中城村実行委員会第2回総会が開催され、諸事業が決定しております。

4月23日、沖縄こどもの国新ライオン舎落成式に参加をしております。

4月24日、イオンモールリニューアル記者会見及び内覧会がイオンモール沖縄ライカムで行われ、参加をしております。

5月1日、しおさいフェスティバル。しおさい市場で第1回のフェスティバルが開催され、大雨の中、たくさんの皆さんに御来場いただきました。

5月15日に、中城公園の建物解体工事安全祈願祭が行われております。これまでずっと放置されていたホテルがやっと取り壊しになって、これから県が整備をしていくということになっております。

5月21日、都市計画区域に関する要請ということで、これは中城村の浜田村長とともに、那覇広域から中部広域圏へ都市計画区域の見直しをお願いするというので、知事のほうに要請をしてきたところであります。

5月25日に、平和を守る村民の会総会並びに講演会が行われ、多くの皆さんに参加をいただきました。

同日、与那原町の町制施行70周年記念式典・祝賀会が開催され、参加をしております。

5月29日、第8回観光映像大賞。これは東京のほうですが、観光庁長官賞の最終選考会がありまして、全国で300点余りの中から10点にノミネートとされ、残念ながら観光庁長官賞はいただけませんでしたが、大変な頑張りだったと思っております。

5月31日、地域経済懇談会 in 北中城ということで、これは総合事務局の経済部との意見交換ということで、商工会、あるいは観光協会、いろんな皆さんが参加していただいて、北中城の地域経済についての懇談会が行われ、参加をしております。

以上が行政報告といたします。

**○議長(名幸利積)**

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4. 議案第25号 北中城村税条例等の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第4. 議案第25号 北中城村税条例等の一部を改正する条例についてから日程第13. 議

案第34号 村道認定及び廃止についてまでの10件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第25号 北中城村税条例等の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第25号

北中城村税条例等の一部を改正する条例について

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣邦男

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、北中城村税条例等の一部を改正する必要がある。

北中城村税条例等の一部を改正する条例

（北中城村税条例の一部改正）

第1条 北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
（村民税の申告） 第36条の2 省略 2～5 省略 <u>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で村内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出す</u>	（村民税の申告） 第36条の2 省略 2～5 省略

るときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 省略

8 省略

9 省略

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省略

2～5 省略

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に

6 省略

7 省略

8 省略

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由

經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(村民税に係る不申告に関する過料)

して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(村民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 村民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 省略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額がある

第36条の4 村民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 省略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 省略

ことを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の6 省略

2 省略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分

ことを附則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の6 省略

2 省略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第12条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、

の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2. 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円
b	5,000円	1,300円

3. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、そ

第12条の2 削除

の延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 北中城村税条例(昭和47年北中城村条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(個人の村民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以</p>	<p>(個人の村民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以</p>

上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の  
法第444条第3項に規定する車両番号の指定  
(次項から第5項までにおいて「初回車両番  
号指定」という。)を受けた月から起算して  
14年を経過した月の属する年度以後の年度分  
の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の  
適用については、当分の間、次の表の左欄に  
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

省略

2～4 省略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲  
げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗  
用のものに対する第82条の規定の適用につい  
ては、当該軽自動車令和3年4月1日から  
令和4年3月31日までの間に初回車両番号指  
定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車  
税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年  
4月1日から令和5年3月31日までの間に初  
回車両番号指定を受けた場合には令和5年度  
分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表  
の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦  
課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第  
2項から第5項までの規定の適用を受ける3  
輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断  
をするときは、国土交通大臣の認定等(法附  
則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣  
の認定等をいう。次項において同じ。)に基  
づき当該判断をするものとする。

2・3 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の  
法第444条第3項に規定する車両番号の指定  
(次項から第4項までにおいて「初回車両番  
号指定」という。)を受けた月から起算して  
14年を経過した月の属する年度以後の年度分  
の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の  
適用については、当分の間、次の表の左欄に  
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

省略

2～4 省略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦  
課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第  
2項から第4項までの規定の適用を受ける3  
輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断  
をするときは、国土交通大臣の認定等(法附  
則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣  
の認定等をいう。次項において同じ。)に基  
づき当該判断をするものとする。

2・3 省略

各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北中城村税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中北中城村税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の村民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき北中城村税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の北中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

北中城村税条例の一部を改正する条例第1条で、条例の一部を次のように改正したいということで、新旧対照表が添付されております。改

正条例が左側で、現行条例が右側であります。これは1ページから、ちょっと長いんですけども、11ページまであります。

内容については、まず1ページから3ページが、個人住民税に関することでもあります。個人住民税の非課税措置の追加ということで、この内容は、未婚のひとり親、児童扶養手当の支給がある方で、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者に対して、個人住民税を非課税としますというものであります。これは新規であります。

3ページの後半から10ページにかけては、軽自動車税についてであります。専決議案の残りの改正であり、環境性能割を契機にグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定することになります。これは令和3年1月1日施行ですが、また消費税の引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長するという内容になっております。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行すると。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

1項が、第1条中北中城村税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定と。これは令和2年1月1日であります。

2項が、第2条中北中城村税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定が令和3年1月1日と。

3項が、第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定が、令和3年4月1日ということになっております。

あと、第2条の村民税に関する経過措置については、第2条、第3条、第4条、第5条まではお読み取りいただきたいと思っております。

続きまして、議案第26号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

## 議案第26号

### 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年条例第8号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣 邦男

#### 提案理由

地域未来投資促進法（正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）及び沖振法（正式名称：沖縄振興特別措置法）の改正によって、北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため。

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 観光地形成促進地域 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）第6条第2項の規定により定められた<u>同項第2号の観光地形成促進地域</u>をいう。</p> <p>(2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第2項の規定により定められた<u>同項第2号の情報通信産業振興地域</u>をいう。</p> <p>(3) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項の規定により定められた<u>同項第2号の産業高度化・事業革新促進地域</u>をいう。</p> <p>(4) <u>促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域</u>をいう。</p> <p>(5) <u>促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設</u>をいう。</p> <p>(6) <u>青色申告者等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は法人税法第81条の22第1項の規</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 観光地形成促進地域 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）第6条第2項<u>第2号</u>の規定により定められた地域をいう。</p> <p>(2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第2項<u>第2号</u>の規定により定められた地域をいう。</p> <p>(3) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項<u>第2号</u>の規定により定められた<u>もの</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

定による申告書を提出する法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該親法人との間に同条第12号7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の

施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（削除）

（削除）

（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画

翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（1） 沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一つの設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価格の合計額が1,000万円を超えるもの

（2） 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定

に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定を受ける設備であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規程による沖縄県知事の認定をうけた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置、家屋若しくはこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（削除）

（削除）

（促進区域における課税免除）

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成31年3月31日以前である者に限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定によ

による沖縄県知事の認定をうけたものについて、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（1） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは、第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

（2） 機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの

（新設）

る承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

（課税免除の申請）

第7条 省略

2 省略

（申請事項の変更等による届出）

第8条 省略

（課税免除の取消等）

第9条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、これを取消し、若しくは停止し、又は既に免除した固定資産税を賦課徴収することができる。

（1）第3条から第6条での課税免除の適用要件に欠いたとき。

（2）・（3）省略

（委任）

第10条 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北中城村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成31年3月31日以前に、改正前の北中城村固定資産税の課税免除に関する条例第3条から5条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

2ページには、新旧対照表が添付されております。左が改正条例で右が現行条例ということ

（課税免除の申請）

第6条 省略

2 省略

（申請事項の変更等による届出）

第7条 省略

（課税免除の取消等）

第8条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、これを取消し、若しくは停止し、又は既に免除した固定資産税を賦課徴収することができる。

（1）第3条から第5条までの課税免除の適用要件に欠いたとき。

（2）・（3）省略

（委任）

第9条 省略

になっておりますが、この地域未来投資促進法、あるいは沖振法、この2つの法律ともに、地域

の経済の成長発展を促すために、市町村が固定資産税の課税免除等をするものでありまして、減収補填の対象となるものです。当該対象地域や対象資産の課税免除の規定を追加しているということになっております。

地域未来投資促進法で新たに制定されましたこの条例の中にあるんですが、促進地域及び促進区域対象施設は、沖縄県が基本計画を策定いたしましたして、国と協議をして同意を得たものでありまして、沖縄県全市町村がその対象ということになっております。

新規規定となっているのは、第6条の促進地域における課税免除の項であります。

第3条、第4条、第5条、これは第3条が観光地形成促進地域における課税免除、第4条が情報通信産業振興地域における課税免除、第5条が産業高度化事業革新促進地域における課税免除、この3条の改正は、適用期限を平成33年、これは令和3年になりますが、3月31日まで、2年間延長するというものになっておりまして、内容については変更がございません。

続きまして、議案第27号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

#### 議案第27号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する  
軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和47年北中城村条例第51号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣 邦男

#### 提案理由

北中城村税条例が改正されたことに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和47年北中城村条例第51号）の一部を改正する必要がある。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する  
軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和47年北中城村条例第51号）の一部をつぎのように改正する。

改正条例	現行条例
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の種別割の徴収の方法及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく軽自動車税の種別割の税率等について北中城村税条例（昭和47年条例第49号。以下「村税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第2条 特例法第2条に規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割は、地方税法第446条第1項及び村税条例第85条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において村が発行する第1号様式の証紙によって、当該軽自動車税の種別割を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の押印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(税率)</p> <p>第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の_____特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の_____徴収の方法及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく軽自動車税の_____税率等について北中城村税条例（昭和47年条例第49号。以下「村税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第2条 特例法第2条に規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する軽自動車等に対する軽自動車税_____は、地方税法第446条第1項及び村税条例第85条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(軽自動車税の証紙徴収の手続)</p> <p>第3条 前条に掲げる軽自動車税の_____納税義務者は、毎年4月中において村が発行する第1号様式の証紙によって、当該軽自動車税_____を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の_____納税義務は、購入した証紙に第2号様式の押印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(税率の特例)</p> <p>第4条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有</p>

する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率は村税条例第82条の規定にかかわらず次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 省略

第1号様式(第3条関係)

車 種 (Type of Vehicle) _____				
登録番号 (Registration Number) _____				
軽自動車税(種別割) 証紙 (Automobile Tax (Category Base) Stamp)				
税 額 (Tax Amount) ¥ _____				
課税期間 年度分				
Tax for Year	From	年	月	日から
	To	年	月	日まで
交付年月日	年	月	日	
(Date of Deliver)				
				北中城村印 Kitanakagusuku Son

縦6センチメートル。横10センチメートル。

する軽自動車等に対する軽自動車税の \_\_\_\_\_ 税率は村税条例第82条の規定にかかわらず次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 省略

第1号様式(第3条関係)

車 種 (Type of Vehicle) _____				
登録番号 (Registration Number) _____				
軽自動車税 証紙 (Automobile Tax Stamp)				
税 額 (Tax Amount) ¥ _____				
課税期間 年度分				
Tax for Year	From	年	月	日から
	To	年	月	日まで
交付年月日	年	月	日	
(Date of Deliver)				
				北中城村印 Name of Local entity

縦6センチメートル。横10センチメートル。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、令和2年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

これも2ページに、次のように改正するというので、新旧対照表が添付されております。

これは、現行の軽自動車税が軽自動車種別割に名称変更になりまして、令和元年10月1日より施行されますので、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正するものがあります。

当初、消費税10%増税が平成29年4月に予定されておりましたが、令和元年10月1日に延期となったことで、今回の改正となっております。

改正条例の冒頭にある種別割というのが、排気量の内容になっております。

続きまして、議案第28号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第28号

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年条例第5号）を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規程により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣 邦男

提案理由

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の改正による児童扶養手当の支払い回数が増え、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。その他、引用規定の改正により、条例の一部を改正する必要があるため。

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年北中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。</p> <p>(3) 父子家庭の父 <u>法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又はDV防</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 母子家庭の母 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。</p> <p>(3) 父子家庭の父 <u>法第6条第1項の規定に準ずる配偶者のない男子又はD</u></p>	

防止法第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。

(4)・(5) 省略

2 省略

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

(1) 保護者の前年の所得（1月から10月までに申請する者については、前々年所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2・3 省略

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請日（他市町村から受給者であった者が転入してきた場合は、北中城村の区域内に住所を有することになった日）から、最初に到来する10月31日までとする。

2 省略

V防止法第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。

(4)・(5) 省略

2 省略

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

(1) 保護者の前年の所得（1月から7月までに申請する者については、前々年所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2・3 省略

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請日（他市町村から受給者であった者が転入してきた場合は、北中城村の区域内に住所を有することになった日）から、最初に到来する7月31日までとする。

2 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

これも条例の新旧対照表を添付してございます。左側が改正条例、右側が現行条例ですが、下線部分が変更となっております。お目通しをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日か

ら施行するということになっております。

続きまして、議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

議案第29号

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）

「平成31年度北中城村一般会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度北中城村一般会計予算」とする。

令和元年度北中城村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,159,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,598,753	98,523	1,697,276
	2 国庫補助金		98,523	913,039
17 県支出金		973,477	9,891	983,368
	2 県補助金	557,507	9,891	567,398
20 繰入金		355,711	21,159	376,870
	2 基金繰入金	355,710	21,159	376,869
23 村債		512,800	28,900	541,700

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 村 債	512,800	28,900	541,700
歳入	合計	8,000,602	158,473	8,159,075

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,158	△48	96,110
	1 議会費	96,158	△48	96,110
2 総務費		1,382,690	107,533	1,490,223
	1 総務管理費	1,230,127	109,205	1,339,332
	2 徴税費	98,200	△2,256	95,944
	3 戸籍住民基本台帳費	43,006	584	43,590
3 民生費		2,832,374	4,895	2,837,269
	1 社会福祉費	1,309,327	7,189	1,316,516
	2 児童福祉費	1,523,047	△2,294	1,520,753
4 衛生費		934,440	1,857	936,297
	1 保健衛生費	569,288	1,857	571,145
5 農林水産業費		224,648	153	224,801
	1 農業費	220,074	153	220,227
6 商工費		196,251	△32	196,219
	1 商工費	196,251	△32	196,219
7 土木費		640,407	7,868	648,275
	1 土木管理費	39,699	10,779	50,478
	3 都市計画費	417,754	△2,911	414,843
9 教育費		988,542	36,015	1,024,557
	1 教育総務費	113,298	2,642	115,940
	2 小学校費	270,261	356	270,617
	3 中学校費	126,105	47	126,152
	4 幼稚園費	57,558	1,739	59,297
	5 社会教育費	183,415	3,904	187,319
	6 保健体育費	237,905	27,327	265,232
13 予備費		15,948	232	16,180
	1 予備費	15,948	232	16,180
歳出	合計	8,000,602	158,473	8,159,075

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債 (防災無線整備事業)	34,200	(借入方法) 証書借入又は 地方証券発行 による。  (借入先) 財政融資資金、 地方公共 団体金融機構 資金、その他	5%以内(ただし、 利率見直し 方式で借入れる 財政融資資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	30年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た だし、村財政 の都合により 繰上償還また は低利債に借 換えること ができる。	63,100	変更なし	変更なし	変更なし
計	34,200				63,100			

詳細については、副村長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

では、議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。変更が1件でございます。緊急防災・減災事業債、これは防災無線整備事業の限度額が3,420万円から6,310万円へ変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次に、歳入につきまして、事項別明細書のほうで主な補正について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、6目民生安定施設整備事業補助金8,131万9,000円の補正につきましては、防衛の4分の3の補助で、防災無線整備事業へ充当するものです。

26目総務費国庫補助金1,659万円の補正につきましては、観光防災力強化のための国の9割から10割補助金でございます。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金100万円の補正につきましては、地域支え合い体制づくり推進事業として、福祉サービス相談員制度を構築するための100万円の定額補助金でございます。

4節児童福祉費県補助金857万7,000円の補正につきましては、今年度からスタートする幼児教育・保育無償化に係る費用の10割補助金でございます。

8ページをお願いします。

20款繰入金、2項基金繰入金、17目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金2,115万9,000円の補正につきましては、学校給食調理場の厨房機器を購入するための基金取り崩しでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債2,890万円の補正につきましては、防災無線整備事業に係る村債でございます。

次に、歳出につきまして、主な補正について

御説明申し上げます。

なお、歳出につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の増減に関する説明は省略をさせていただきます。

10ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費、14節使用料及び賃借料につきまして、葛巻町との職員人事交流に係る予算を計上しております。

11ページをお願いします。

8目電算費298万2,000円につきましては、説明欄の各事業に係るシステム改修予算を計上しております。

10目防災諸費につきましては、沖縄県内において大規模災害が発生した場合、観光客に対し、食料や水、防災用トイレの備蓄及び避難誘導看板の設置等を行うための予算として、各節に観光防災力強化支援事業費を計上しております。また防災無線整備事業の増額補正分を計上しております。

15ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料におきまして、福島交流事業委託料を計上しております。これは東日本大震災の被災地である福島県で、本村小学生を対象に被災復興状況を学び、交流を促進するものです。

5目介護保険事業費の各節におきまして、フレイルチェック事業及び福祉サービス相談員制度構築事業、一般介護予防事業の3つの事業を計上しております。フレイルチェック事業とは、高齢者の筋力などの低下をチェックして、早期の予防に取り組むための事業です。福祉サービス相談員制度構築事業は、相談員の養成を行うための各事業費を計上しております。一般介護予防事業は、株式会社エーザイとの連携協定の一環として、医療機関や村内事業者と連携し、軽度の認知障害のあるものを早期に発見し、介

護予防につながるよう支援体制を構築するための事業でございます。

17ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉費におきまして、今年度10月よりスタートする幼児教育・保育無償化に係る予算を各節に計上しております。

23ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、11節におきまして、荻道農村広場のフェンス撤去及び転落防止柵取りかえの修繕費を計上しております。

24ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、続きまして、議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）教育費予算の主な内容について御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当等、時間外勤務手当、通勤手当及び7節から次のページ、18節備品購入費の増額補正につきましては、本年度10月からスタートする幼児教育・保育無償化の実施に伴う事務処理にかかる経費として計上してございます。

26ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費35万6,000円につきましては、北中城小学校の空調設備修繕費及びトイレの修繕等のための増額補正として計上してございます。

27ページをお願いいたします。

3項中学校費、2目教育振興費、12節役務費4万7,000円につきましては、これまで中学2年生を対象に実施していた職場体験学習ですが、修学旅行の実施時期の変更から、今年度から1年生を対象に移行するため、新規に保険料を計

上してございます。

28ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、7節賃金167万9,000円につきましては、職員の出産に伴う産休育休代替臨時職員の賃金として新規に計上してございます。

30ページをお願いいたします。

6項保健体育費、3目学校給食費、18節備品購入費2,351万円につきましては、調理場厨房

機器購入費積立基金残高が事業実施予定額を上回ったため、購入実施計画に基づき計上してございます。

以上でございます。

○村長（新垣邦男）

次に、議案第30号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

### 議案第30号

#### 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣邦男

#### 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

「平成31年度北中城村国民健康保険特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度北中城村国民健康保険特別会計予算」とする。

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,147千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,257,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		213,505	3,147	216,652
	1 他会計繰入金	213,504	3,147	216,651
歳入合計		2,254,144	3,147	2,257,291

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		63,134	3,147	66,281
	1 総務管理費	51,563	3,147	54,710
歳出合計		2,254,144	3,147	2,257,291

詳細については、健康保険課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（安里直彦）

それでは、議案第30号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正については、平成31年度の人事異動に伴う職員給与費、人件費に関する補正となっております。

事項別明細書でもって御説明させていただきます。

まず、5ページのほうをお開きください。

歳入でございます。10款繰入金、1項他会計

繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金314万7,000円の増につきましては、歳出側の人件費の増に伴う一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、歳出でございます。

6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、人件費関連の合計で314万7,000円の増となっております。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

次に、議案第31号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

議案第31号

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別添のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

「平成31年度北中城村公共下水道事業特別会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計予算」とする。

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,180千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		95,280	△18,080	77,200
	1 県補助金	95,280	△18,080	77,200
7 村債		127,140	△12,100	115,040
	1 村債	127,140	△12,100	115,040
歳入合計		540,423	△30,180	510,243

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		387,084	△30,132	356,952
	2 下水道事業費	231,574	△30,132	201,442
3 予備費		3,142	△48	3,094
	1 予備費	3,142	△48	3,094
歳出合計		540,423	△30,180	510,243

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	92,100	(借入方法) 証書借入又は	5%以内	40年以内の償還、その他借	80,000	(借入方法) 変更無し	変更無し	変更無し
流域下水道建設負担金事業債	20,040	地方証券発行の方法による		入先の融資条件による。ただし、村財政	20,040			
公営企業会計適用債	15,000	(借入先) 財政融資資金、機構資金、その他		の都合により繰上償還または低利債に借替えることができる。	15,000	(借入先) 変更無し		
計	127,140				115,040			

これも上下水道課長のほうに詳細は説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第31号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明いたします。

まず、事項別明細のほうから説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入について。3款県支出金、1項県補助金、1目下水道事業県補助金、補正額1,808万円の減額。それと7款村債、1項村債、1目下水道事業債、こちらのほうが1,210万円の減額。これはいずれも県の補助金の配分額の決定を受けて、それに合わせて見直しをするものでございます。

それに付随しまして、歳出のほうですけども、7ページ、お願いします。

1款公共下水道費、2項下水道事業費、1目

下水道事業費、補正額としまして3,013万2,000円の減額となっております。内訳としましては、13節委託料として、これは浸水対策事業に係る現場技術業務の費用ですけれども、これを500万円減額。それと15節工事請負費、これは現在3号調整池の整備を行っておりますけれども、その整備費用から2,513万2,000円の減額となっております。

これを踏まえまして、ページ、さかのぼりませけれども、3ページ、お願いします。

第2表 地方債補正でございますけれども、このうち公共下水道事業債を減額いたしまして2,100万円の減額となりまして、補正後が8,000万円となります。その他の事業債、起債の方法、利率等について変更はございません。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第32号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

議案第32号

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣 邦男

令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

「平成31年度北中城村水道事業会計予算」は、当年度全体を通じて「令和元年度北中城村水道事業会計予算」とする。

第1条 令和元年度北中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	589,747 千円	0 千円	589,747 千円
第1項 営業収益	552,595 千円	0 千円	552,595 千円
第2項 営業外収益	37,150 千円	0 千円	37,150 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	581,940 千円	344 千円	582,284 千円
第1項 営業費用	576,643 千円	344 千円	576,987 千円
第2項 営業外費用	2,295 千円	0 千円	2,295 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	3,000 千円	0 千円	3,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「96,167千円」を「96,490千円」に、過年度分損益勘定留保資金「82,401千円」を「82,724千円」

に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	16,004 千円	0 千円	16,004 千円
第1項 企業債	1 千円	0 千円	1 千円
第2項 出資金	1 千円	0 千円	1 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第5項 国庫補助金	15,000 千円	0 千円	15,000 千円
第6項 工事負担金	1,000 千円	0 千円	1,000 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	112,171 千円	323 千円	112,494 千円
第1項 建設改良費	98,130 千円	323 千円	98,453 千円
第2項 企業債償還金	10,395 千円	0 千円	10,395 千円
第3項 国庫補助金返還金	2,623 千円	0 千円	2,623 千円
第4項 投 資	23 千円	0 千円	23 千円
第5項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

令和元年度 北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				581,940	344	582,284	
水道事業	1			576,643	344	576,987	
費用	営業費用	3		87,672	344	88,016	
		総係費	2	9,814	191	10,005	期末・勤勉手当 191
			6	6,964	153	7,117	介護 3 厚生 143 退職 7

令和元年度 北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1				112,171	323	112,494	

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
資本的支出	1 建設改良			98,130	323	98,453	
		2		9,163	323	9,486	
	費	拡張費	2 手当	3,409	323	3,732	住居手当 323

以下、詳細については、上下水道課長に説明をさせたいと思います。

## ○議長（名幸利積）

上下水道課長。

## ○上下水道課長（安次嶺正春）

議案第32号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、4月の人事異動等に伴いまして、給与関係を変更するものでございます。

3ページ、お願いいたします。

支出。1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、2節手当としまして、期末勤勉手当

のほうを19万1,000円増額。6節法定福利費としまして、厚生保険料14万3,000円など合わせて15万3,000円の増額。

続いて、4ページ、お願いします。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目拡張費、2節手当としまして、住居手当のほうで32万3,000円の増額となるものでございます。

以上です。

## ○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第33号 村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約についてを御説明申し上げます。

## 議案第33号

## 村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます

## 記

1. 契約の目的：村道北中城高校127号線橋梁上部工工事  
北中城村字 渡口 地内
2. 契約の方法：指名競争入札
3. 契約金額：¥83,248,000

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥ 7, 5 6 8, 0 0 0 円

4. 契約の相手方：うるま市大田 3 2 1 番地  
有限会社 尚建設  
代表取締役 大 城 正 文

令和元年 6 月 1 4 日  
北中城村長 新 垣 邦 男

別添、工事請負契約書並びに入札結果書、そ ます。  
して工事箇所的位置図。さらには計画平面図等 続きまして、議案第34号 村道認定及び廃止  
を添付してございます。よろしくお願いいたし についてを御説明申し上げます。

#### 議案第 3 4 号

#### 村道認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定に基づき次のとおり村道路線を認定及び廃止する。

令和元年 6 月 1 4 日 提出  
北中城村長 新 垣 邦 男

#### 提案理由

アワセ土地地区画整理組合整備事業及び仲順比嘉線の廃止に伴う新規認定路線であり、村が継続して維持及び管理をしていくため村道認定及び廃止の案を提出するものである。

#### 認定する村道路線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
173	島袋173号線	北中城村字島袋洗良原	
		北中城村字島袋洗良原	

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
174	比嘉174号線	北中城村字比嘉西原 ----- 北中城村字比嘉西原	
175	ライカム175号線	北中城村字比嘉東原 ----- 北中城村字比嘉東原	
176	ライカム176号線	北中城村字比嘉東原 ----- 北中城村字比嘉東原	
177	ライカム177号線	北中城村字比嘉東原 ----- 北中城村字仲順西瀬川原	
178	ライカム178号線	北中城村字比嘉東原 ----- 北中城村字比嘉前原	
179	ライカム179号線	北中城村字比嘉東原 ----- 北中城村字仲順北瀬川原	
180	ライカム180号線	北中城村字比嘉前原 ----- 北中城村字仲順北瀬川原	
181	ライカム181号線	北中城村字仲順上原 ----- 北中城村字仲順上原	
182	ライカム182号線	北中城村字仲順北瀬川原 ----- 北中城村字仲順西瀬川原	
183	ライカム183号線	北中城村字仲順上原 ----- 北中城村字仲順上原	
184	ライカム184号線	北中城村字仲順上原 ----- 北中城村字仲順上原	
185	ライカム185号線	北中城村字比嘉前原 ----- 北中城村字屋宜原東前原	
186	ライカム186号線	北中城村字比嘉前原 ----- 北中城村字屋宜原東前原	
187	ライカム187号線	北中城村字比嘉前原 ----- 北中城村字比嘉西原	
188	ライカム188号線	北中城村字比嘉西原 ----- 北中城村字比嘉西原	
189	ライカム189号線	北中城村字仲順上原 ----- 北中城村字比嘉前原	
190	ライカム190号線	北中城村字仲順西瀬川原 ----- 北中城村字比嘉前原	

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
191	ライカム191号線	北中城村字仲順上原	
		北中城村字仲順上原	
192	仲順ライカム線	北中城村字仲順西瀬川原	
		北中城村字仲順東原	
193	仲順193号線	北中城村字仲順後原	
		北中城村字仲順西原	

廃止する村道路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
2	仲順比嘉線	北中城村字 比嘉内原424	北中城村字 仲順西原220	2,714m	8m～34m

認定する村道路線として、整理番号173、島袋173号線から整理番号193、仲順193号線までの21路線を認定する村道路線としたいということとであります。

次に、廃止する村道路線といたしましては、整理番号2、仲順比嘉線となっております。

村道路線の添付図と認定する村道路線、そして廃止する村道路線の図面を添付してありますので、お目通しをしながらよろしく願いいたします。

**日程第14．報告第2号 平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報**

**告について**

**○議長（名幸利積）**

日程第14．報告第2号 平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長。

**○村長（新垣邦男）**

報告第2号 平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

報告第2号

平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣 邦 男

平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
7 土木費	2 道路橋梁費	村道北中城高校127号線整備事業	69,751	69,751		49,470	11,100	9,181
		用地購入費(中城公園アクセス線)	2,154	2,154		1,518		636
	3 都市計画費	北中城村都市計画マスタープラン策定事業	13,987	13,987				13,987
		観光宿泊施設耐震(耐震改修工事)補助金	98,457	93,086		69,814		23,272
合 計			184,349	178,978		120,802	11,100	47,076

平成30年度北中城村繰越明許費繰越計算書であります。7款土木費、2項道路橋梁費、事業名が村道北中城高校127号線整備事業。金額が6,975万1,000円。翌年度繰越額が同額となっております。同じく、2項道路橋梁費の事業名が用地購入費(中城公園アクセス線)ですが、金額が215万4,000円、これも翌年度繰越額も同額となっております。3項都市計画費、事業名が北中城村都市計画マスタープラン策定事業、金額が1,398万7,000円、翌年度繰越額も同額となっております。同じく、3項観光宿泊施設耐震(耐震改修工事)補助金ですが、金額が9,845万7,000円、これは翌年度繰越額が9,308万6,000円となっております。

以上です。

○議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。大城律也議員。

○4番(大城律也議員)

村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負額についてお尋ねをいたします。

この契約書を見ますと……

○議長(名幸利積)

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長(名幸利積)

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

天久朝誠議員。

○9番(天久朝誠議員)

では、平成30年度北中城村繰越明許費繰越計

算書の中に、前回はライカム地区の公園についての調査が組み込まれていましたが、今回削除されておりますが、その経緯と、今後このライカム地区の公園整備に当たっての調査等はどのように行っていく考えか聞かせてください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうから御説明いたします。

前回計上しておりましたライカム地区の公園整備につきまして、内閣府の補助メニューで採択をしてもらいたいということで、申請を行っておりましたが、これは対象が全国全県でございまして、実際沖縄県も私どもも含めて2カ所あったんですけれども、応募をして採択に向けて取り組んでおりましたけれども、前回の御報告の後に、採択がされないというような報告がありまして、そのために今回取り下げたものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

今後のことは。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

すみません。追加して御説明いたします。

現在、ライカム地区の公園整備計画につきましては、内閣府ではなく、今度は国土交通省か

らもそういった補助メニューがあるということで、採択をしてもらえないかということで、現在調査中でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

#### 日程第15. 報告第3号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第15. 報告第3号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第3号 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

#### 報告第3号

#### 平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和元年6月14日 提出  
北中城村長 新垣邦男

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	総事業費	翌年度繰越額	左の財源の内訳			一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国庫支出金	その他 (起債)	
1 公共下水道費	2 下水道事業費	島袋浸水対策事業	138,146	138,146		79,818	53,200	5,128
合		計	138,146	138,146		79,818	53,200	5,128

平成30年度北中城村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。1款公共下水道費、2項下水道事業費、事業名が島袋浸水対策事業、総事業費が1億3,814万6,000円ですが、これは翌年度繰越額も同額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

午前10時50分 散会

## 令和元年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年6月17日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年6月17日 午前11時10分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和元年 6 月 1 7 日（月曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 2 5 号	北中城村税条例等の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 2 6 号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 2 7 号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第 2 8 号	北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第 2 9 号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第 2 号）について	〃
6	議案第 3 0 号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
7	議案第 3 1 号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
8	議案第 3 2 号	令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
9	議案第 3 3 号	村道北中城高校 1 2 7 号線橋梁上部工工事請負契約について	〃
1 0	議案第 3 4 号	村道認定及び廃止について	〃

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。  
開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第25号 北中城村税条例等  
の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第25号 北中城村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 北中城村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第25号 北中城村税条例等の一部を改正する条例については原案

のとおり可決されました。

日程第2．議案第26号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第26号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第26号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の

一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**日程第3．議案第27号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（名幸利積）**

日程第3．議案第27号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

今までは、軽自動車税というのは一律で排気量で課税されていたと思います。今回種別割ということで、環境を考慮した性能に対しての税率を用いて改正されたのが主なものだと考えていますが、今回アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例では、税率は見直しが行われていないが、その理由はどうしてかお伺いします。

**○議長（名幸利積）**

税務課長。

**○税務課長（奥間かほる）**

これは、昭和47年に全国的にこのアメリカ合衆国軍隊の特例に関するということでつくられた条例ですが、今回それに関しての税率等に関しての指示等はなかったもので、そのままにして

あります。種別割という名称だけの変更になっています。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

この軽自動車税というのは、村が税率を決めるといえるか、村の条例で課税するものであるということなんです。ですから、逆に言うと、別に指示がなくても村が同じような形で課税できるのではないかという考えで今質問をしているんですけれども、そのような考えはないのか、お聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

税務課長。

**○税務課長（奥間かほる）**

今回、私たち中部市町村で税の勉強会とかをしています。その中でも一応話は出ていなくて、これをもし改正するとしたら、他市町村等の動向も全部見て変えたいと思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

軽自動車税というのは村税の一般財源であって、今までは軍人・軍属の方は普通乗用車という形で大排気量というんですか、そういった部分を主に好んで乗っていたんですけれども、最近は軽自動車を所有する割合が相当ふえてきているように見受けられます。そのことに関して、本当に村税を増やすためにも、その辺はしっかり考えてやっていただきたいなというふうに思っています。

3回目なので、以上です。

**○議長（名幸利積）**

税務課長。

**○税務課長（奥間かほる）**

このアメリカ合衆国軍人の場合は、外国人登

録とかをしていないので、どこの市町村でも支払ってよろしいことになっています。なので、もし本村だけ値上げした場合、ほかの市町村で払うということも考えられますので、もし値上げする場合でしたら、やっぱり県統一とかしたほうがいいと思います。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第27号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**日程第4．議案第28号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（名幸利積）**

日程第4．議案第28号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第28号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可

決されました。

**日程第5．議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について**

**○議長（名幸利積）**

日程第5．議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉次雄議員。

**○13番（比嘉次雄議員）**

補正予算について、5点ほど質疑したいと思います。

まず、歳出10ページから、2款1項総務管理費の中で、9節旅費です。特別旅費が説明の中で、葛巻町との人事交流というのがございました。以前はあって、昨今なくなって、また新たにということがございますので、この葛巻町との人事交流の目的と期間、いつからいつまでなのかをお聞かせください。

次に、2番目に、民生費の中の13節福島交流事業委託料というのが、この交流の事業の詳細を教えてください。

**○議長（名幸利積）**

次雄議員、ページを言ってください。そうしたらわかりやすい。

**○13番（比嘉次雄議員）**

ごめんなさい。今の2問目は15ページです。13節委託料の福島交流事業の内容です。

次、20ページ。3問目です。

5款農林水産業費の農業費、13節委託料の農地プランというのはよくわかります。この実質化の地図作成委託料です。農地プランの実質化というのを聞かせてください。

4番目、23ページ。

土木費の11節104万3,000円の荻道農村広場フェンス撤去工事及び転落防止柵取りかえ、以前から自治会の中で要請事項として挙げておりましたけれども、この内容というんですか、時期、あるいは詳細。老朽化が激しくて、今後どういった作業工程、あるいは内容というんですか、フェンスの高さとか、あるいは幅等、その辺をお聞かせください。

最後に30ページ。教育費の18節調理場の厨房機器購入費の品目をお聞かせください。これ多品目なのか単品なのか教えてください。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

比嘉議員の1点目の葛巻町との人事交流について答弁いたします。

まず、目的ですが、岩手県葛巻町と締結30周年を迎えた関係で、若手職員の人事交流を行うことによって、再度お互い姉妹町村との絆をさらに深めていこうという目的で、今回人事交流を行うことになりました。期間ですが、今年度は9月から11月の3カ月間を予定しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続きまして、2点目の御質問についてお答えいたします。

15ページの3款1項1目社会福祉総務費の13節福島交流事業の委託料についてでございますけれども、今回福祉力向上に資する人材育成の派遣交流事業の一環といたしまして、今回は福島県の被災地から学ぶ村内の小学生の訪問団という形で、約9名ほどの小学生を村内と交流がございます福島県内の各地域を訪問いたしまして、防災教育に資するために実施するものでございます。期間は夏休み期間中の7月の下旬ご

ろを予定しております。日程といたしましては4日間の日程となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

3点目の20ページ、人・農地プラン実質化地図作成委託業務についてお答えいたします。

今年度から、人・農地プランの実質化を位置づけしなさいということで、この人・農地プランの実質化の要件が3点あります。まず1つ目に、アンケートの実施。対象地区相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。2点目に現況把握。対象地区においてアンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が、地図により把握されていること。3点目が中心経営体の農地の集約に関する将来方針の作成。対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めることという、この3つの要件を満たして、この2点目の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が、地図により把握されていることとありますので、そのための委託業務となっております。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

私のほうから、23ページ。7款3項3目11節需用費、荻道農村広場フェンス撤去及び転落防止柵取りかえの費用について御説明いたします。

こちらにつきましては、農村広場、もともとこちらのフェンスといいますのが、テニスコート向けに整備されたフェンスでございまして、現地のほうでは約2.5メートル程度のフェンスを3方を囲むような形で設置してございます。

ただし、老朽化によりまして、これは荻道自

治会からも以前から要請いただいているものなんですけれども、今回荻道自治会の自治会長さんと相談して、今後の利用方法についても確認いたしましたところ、テニスコートとしては特に整備の要望はないと。ただし、倒壊とか、あとは、ちょっと道から若干段差が上がっている場所でございますので、子供たちが遊びで使う際にも転落とかがないような形でフェンスを取りかえてほしいという要望がございましたので、現地は既存のものは全部撤去して、新設で約1.1メートル、子供が乗り越えられないような高さのフェンスを整備しようと考えて、今回予算を計上しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

時期的にはいつごろ。

**○建設課長（瀬上恒星）**

すみません。時期としましては、今回この補正予算で計上しておりますので、これを承認いただきましたら、早速すぐに手配をかけたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

私のほうからは、30ページの備品購入費の内訳なんですけど、まず調理器具消毒保管庫を7台、それと冷凍冷蔵庫1台が購入の内訳となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉次雄議員。

**○13番（比嘉次雄議員）**

再質問させてください。

10ページ、特別旅費の人事交流は、人選がもうできているのかどうか。そして、例えばその人選というのは、各課か誰かという、1人ですよね。それを出ていった課に、向こうからの人

事が補えるのかどうかという。いわゆるこの課に補えるのかどうかです。これを教えてください。

あと、農業費。この3つの項目というのが、なかなか今理解できなかつたものですから、2番目の年齢階層を地図に示していくという、いわゆる農業従事者の年齢層をこの地図に落とし込むということなのかどうか、確認します。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

再質問、比嘉次雄議員の葛巻町との人事交流についてお答えします。

人選についてですが、まだ決裁等とはっておりませんが、ほぼ確定しています。もう少しで決裁等をもって人選を確定する予定です。

それと、この課から人事交流に出た場合、向こうから来たときに補えるかということですが、葛巻町とは、5年以上の一般職をお互い人事交流の人選として選んでいます。その理由としては、5年以上であると1回は人事異動もあるということで、どこでも対応できるんじゃないかなということがありましたので、そのようにしております。

ただ、葛巻町は今人選中でして、6月いっぱいかかるということでありましたので、お互い、こちらから行かせる人事については向こうが配置も決めるということになっていますので、僕らも来た人事については、穴埋めでここに持っていくのか、また別の部署に持っていくかは、これから検討したいと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

次雄議員の再質問にお答えいたします。

やはり、この人・農地プランは5年から10年後の、そういった農業経営を地域で話し合いま

すので、今ここに、この地図によって、農業が行われている状況を色塗りするということでございます。

**○議長（名幸利積）**

比嘉次雄議員。

**○13番（比嘉次雄議員）**

1つ忘れていました。

今、人選もある程度決まっています。そういった人事交流は、要するに、空いたからここにということはまだ決まっていないということなんですけれども、できれば、やはり抜けたところの課というのは、それを負担する業務というのは当然のようにみんなで分け合ってやるということもあるはずなんですけれども、できればこの課に戻してもらいたいということと、あと一つは、この交流事業は今後もあり得るのかどうかです。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

人事交流、向こうから来た職員について、基本的には空いたところを埋めるわけなんです、向こうからどの課が来るというのはわかりませんので、どの部署でどういう経験をしたかというのを見ながら配置したいなと思っております。

今後については、葛巻町とは継続するという流れで話し合いをさせていただいております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑ありませんか。

金城高治議員。

**○6番（金城高治議員）**

歳出の10ページの2款1項1目の2節です。

1,929万7,000円の減の理由を聞かせてください。

次に、歳出の11ページ。2款1項10目13節委託料の防災倉庫建築確認申請業務、この防災倉庫というのがどういったものか、詳しく知れた

いのでお願いいたします。

それと、防災マップ多言語化業務委託です。観光防災力強化支援事業とありますが、マップで多言語化、どのような形でやるのか聞かせてください。

それと3点目に、28ページの9款教育費4項1目3節職員手当等、25万円の減が出ていますが、その理由を聞かせてください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城高治議員の御質問にお答えします。

まず、10ページ。2款1項1目2節の給与の減ですが、これは人事異動に伴う減です。総務課としては、職員を育児休業とか病休とか、復帰した場合に、預かたりする経緯もありまして、去年は途中から1人増えた経緯があったので、今回減りましたので、その分が減となっております。

次に、11ページ。2款1項10目13節の防災倉庫の委託料なんですけど、今回防災倉庫は総合事務局の観光に特化した補助金の中、90%補助で今買う予定としています。平米数にしたら15平米を今予定しておりまして、倉庫の中に、今回買う備蓄品とかを入れる予定で今動いております。

それと、同じく13節の防災マップですが、前年度、日本語の防災マップを作成いたしました。それを今考えているのは、この防災マップが、上限なく金額が定まった補助金で、100%補助でありますので、うちとしては何カ国語、できれば3カ国語、4カ国語の防災マップを1,000部から2,000部の間でつくって、できれば観光

協会あたりと連携しながら、向こうのほうに置いて、外国人の観光客向けに配れたらなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

私のほうからは、28ページの職員手当の減につきましてお答えします。

先ほど、総務課長からの答弁でもありましたが、人事異動に関しましては、要するに退職者も出ました。それに伴う手当の減になってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ありがとうございます。

大分、減が多かったものですから、業務に支障がないのかなと思いつつ質問しました。

あと、13節の防災倉庫の場所的なものはもう確定しているのか。今回の予算で組んでいますとおりに、いつごろまでに完成するとか、そういったものを聞きたいと思います。防災マップについては、チラシ等ということで把握しましたのでよろしいです。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

金城議員の再質問にお答えします。

場所は、今防災広場に倉庫がありますけれども、そこに隣接する形で置きたいなと思っております。いつごろということなんですけど、今回予算を上げておりますので、予算が通り次第、発注等いろいろかけて、今年度いっぱいには完成させたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

17ページをお開き願いたいと思います。

2款2項1目児童福祉総務費の中の7節賃金なんですけれども、臨時職員賃金（栄養士）となっておりますけれども、これはどういった業務なのか、職員が不足して補っているのか。また新規に何か新しい事業でやるのか、そこをお聞かせください。その業務内容です。

それから、14ページなんですけれども、2款3項1目、ここも7節の賃金なんですけれども、臨時職員賃金が入っておりますけれども、その業務内容についてお聞かせください。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

ただいまの喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

14ページの臨時職員賃金ですけれども、これにつきましては、職員のほうが9月から産前休暇をとることになっていますので、その代替の臨時職員の賃金を予算計上してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続きお答えいたします。

17ページ、3款2項1目児童福祉総務費、7節賃金の栄養士の臨時職員についてでございますけれども、現在栄養士につきましては、公立保育所の栄養業務に携わっておりますけれども、現在療養休暇をとっておりますので、その代替という形で計上してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑ありませんか。

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

比嘉次雄議員の関連で質問させていただきます。

15ページです。3款1項1目社会福祉総務費、13節委託料ですけれども、先ほど説明がありましたけれども、防災教育ということなんですけれども、もう少し詳しく、どういったものを見てくるのか、どういったところで交流するのかということ。あと委託というふうになっていきますけれども、どこに委託するのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

15ページ、3款1項1目社会福祉総務費、13節委託料についてでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、小学生を訪問団として、福島県内各地を訪問する予定となっております。主な訪問先でございますけれども、津波被害がございました本村とも交流がございまず福島県新地町、あと須賀川市。須賀川市につきましては、奇跡のアジサイという形で、村内、県内各地の交流がございまずので、そこも訪問いたしまして、そこでの記念植樹等を行う予定でございます。あと、それ以外にも本村と交流がございまず玉川村等を訪問する予定となっております。

委託先につきましては、現在、村が福祉教育等に既に委託しております社協のほうに委託を想定して計上してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

社協のほうに委託するという事は、大変いいことではないかなと思っています。あちらのほうもいろいろ震災等があったときに、ボラン

ティア活動とかが行っていますのでいいと思います。

また、地域防災計画の中に、防災についての教育をやるということを多分どうたっていたと思うんですけども、この交流事業というのは続けるのか、1回きりなのか、継続できるのか、その辺をお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

今回、福島ではございますけれども、もともとは福祉力の向上に資する人材育成のための派遣交流事業という形で捉えておりますので、今後についても継続してできるように考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑ありませんか。

天久朝誠議員。

**○9番（天久朝誠議員）**

歳出の10ページをお願いします。

2款1項1目9節旅費、特別旅費の職員人事交流と先ほども説明がありましたが、この内訳。対象の方は1人なのか、回数等です。具体的な費用の中身を教えてください。

続いて、12ページ。15節、防災倉庫の設置工事費、こちらは防災広場に設置したいとありましたが、具体的に台風とか大地震のときの避難場所は、今現在、北中城村のどちらにあるのか。そして、あわせて18節備品購入費、こちらの備品の中身、内容。人数、何食分なのか、具体的に。過去に一般質問でありましたアレルギー等に対応した食品等もあるのか。

あと歳出、15ページ。先ほどから質問がありますが、福島の交流について、小学生9名とありますが、対象の学年は何年生なのか、そして人員の選定方法。募集か、どのように選定して

いくのか、そして防災の力を高めるということなんですが、事前の学習等はどのように行っていくのか教えてください。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

天久議員の質問にお答えします。

まず、10ページ。2款1項1目9節の旅費の内訳ですが、一人の旅費で、飛行機、交通費が2回分に往復分です。一度行って途中で一度帰ってこられる形をとっております。それと別個に、向こうでの交通費。想定しているのはレンタカーの賃借なんですけど、それをこの旅費の中に含めております。

次に、12ページ。2款1項10目15節工事費の倉庫。防災広場に今あるんですけど、緊急避難の指定場所としましては、今、ほぼ中央公民館か社協にはなっていますが、災害等大きな災害になるとどうしても小・中学校の体育館も使わないといけないということもありまして、ただ、この倉庫がある程度大きいものですから、設置場所も含めて防災広場のほうに今指定しているところであります。

次に、18節備品購入、これは備蓄とかではなくて、ここでいうのは備品なんで、主なものとしては、多言語の拡声器を今5台と発電機、ガスとガソリン、両方別々に3台ずつの6台です。それと組み立て式トイレを3種類10台を購入予定となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

引き続き、天久議員の御質問にお答えいたします。

15ページ、3款1項1目社会福祉総務費の13節福島交流事業の委託事業についてでございますけれども、今回対象の小学生の学年につきま

しては、5年生から6年生を考えております。その人選方法につきましては、小学校2校ございますので、その内の1校を選定いたしまして、人選につきましても、小学校のほうにお願いするというような形で、教育委員会とは事前の協議は進めているところでございます。

あと、事前学習につきましても、どうしても甚大な被害を受けた被災地でございますので、そういった、子供たちがなぜそこへ行くのかっていう部分については、委託先である社協を通じて事前学習等を行って、それを踏まえた上で参加していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第29号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第30号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第30号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

異議なしと認めます。議案第30号 令和元年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

**日程第7. 議案第31号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について**

**○議長 (名幸利積)**

日程第7. 議案第31号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

**○5番 (上間堅治議員)**

それでは、下水道事業特別会計のほうで質問させていただきます。

7ページです。1款2項1目下水道事業、これは県補助金からの減額というふうになっていますけれども、この浸水対策に係る調整池整備事業がマイナスになっていますけれども、この事業が遅れるとか、そういった影響はないのか。相当金額を減らされているんですけども、この辺の説明をお願いします。

**○議長 (名幸利積)**

上下水道課長。

**○上下水道課長 (安次嶺正春)**

ただいまの上間議員の御質問にお答えいたします。

今回、当初予算からおおよそ3,000万円の減額となっておりますけれども、今年度の作業といたしましては、現在、30年度の繰り越しで今工事を進めているという状況がございます。そのため、もともと31年度に予定していた作業量、工期の都合から、どうしても工期的に短くなっ

てしまうということもありまして、その3,000万円減額された分というのが、実質今年度の作業量としては、それほど影響していないというふうに考えております。

以上です。

**○議長 (名幸利積)**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長 (名幸利積)**

異議なしと認めます。議案第31号 令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

**日程第8. 議案第32号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)**

## について

### ○議長（名幸利積）

日程第8．議案第32号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第32号 令和元年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第33号 村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契

## 約について

### ○議長（名幸利積）

日程第9．議案第33号 村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

### ○議長（名幸利積）

大城律也議員。

### ○4番（大城律也議員）

それでは、質問をさせていただきます。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事及び建設関連業務取り扱いで、村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約の消費税についてお伺いいたします。

1、請負代金額に110分の10の消費税が適用されておりますが、その根拠の説明と、工期中に締結しました下請け工事で、契約日が令和元年5月20日以降で、取引日が令和元年10月1日以後の消費税は何%になりますか。

また、同じく下請け工事で、契約日が令和元年5月20日以後で、引き渡し日が令和元年5月30日以内の消費税の取り扱いは何%になるかお伺いしたい。

次に、資材業者、運搬業者、警備業者、測量業者等の工期中の消費税は何%になるかお伺いしたい。

次に、消費税2%の差額の算定処理であります。その対策についてもお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお伺いいたします。

### ○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

### ○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

消費税の件につきまして御説明いたします。

これは、国からの通達等もございまして、一般的に、今回この工期の間で消費税率が10月1日付で変わるということは御承知のとおりだと思います。一般的な工事発注につきましては、変更以前の契約であっても、工事の完了日について10月1日を越えるものについては、全て変更後の10%の契約としてくださいということで通達が来ております。下請け工事につきましては、やはり10月1日以降に完成する、もしくは引き渡されるものについては、全て10%が適用されるということで私どもは理解しております。

これに関しまして、通常の売買で、今度は10月1日以降にまたがらない、9月より前に完了するものについては8%の扱いでやらないといけないということで聞いております。

以上です。

○4番（大城律也議員）

あと一つ、資材関係です。これも契約した後に発生してきますよね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、追加してお答えいたします。

これは恐らく、下請け業者さんとの取り決めの間柄の消費税率の取り扱いということでございましたら、恐らくこれは元請けさんと下請けさんの話なので、私からはどういう形で説明したらいいか、ちょっとはつきり申し上げにくいんですけども。通常、売買とか買い取りとかに関しましては、消費税率の変更日が9月30日

までは8%、10月1日以降は10%となっておりますので、実際の買い取り、納品日が9月30日以前であれば8%で取引して、これが10月1日以降になりましたら10%で取り扱うということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

本工事は、消費税10%で計上しているわけです。しかし、2%の差額が発生する可能性があります。9月30日までの取引については8%です。しかし本契約、この元請けさんは10%で契約しているわけです、この工事。そこに2%の差額が生じてくるわけです。その処理は後々どうなるのか。

例えば、生コンというのはまとめ買いはできませんので、その日その日の予定で搬入してくるわけです。9月30日までは8%、10月1日以降のものについては10%ですよということになってくる可能性がある。鉄筋というのは、8%のうちにまとめて搬入しちゃおうと。これしっかり要求していただければ問題ないわけです。そういうふうにまとめ買いができるもの、その都度その都度搬入してくるものについての消費税率が変わってくる可能性があるわけですが。あと、測量関係は工期間契約して、ずっと続いていくんです。9月30日までは8%で請求を出してください、10月過ぎましたら10%で出してください。私が確認したいのは、発注者としてその2%はどういう対応をされるのかということを確認したいなというふうに思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

先ほど担当課長からあったように、国の通達で工期が10月1日を越したら10%ですよ、9

月30日で終わるんだったら8%にきなさいと。ですから、我々は工事全体の工事日を見て、10月を越えるわけですから、10%の消費税でやるわけです。だからその前の売買とか資材のどうのこうのというのは、それは業者間の問題です。業者間でそれをどうするかという話であって、行政側が区切って、これは8%分とか10%分とかというのはないです。

ですから、御理解いただきたいのは、あくまでも行政が発注する工事については、10月を越したら10%。10%の消費税が工事費に入っているんです。ですから、あとは資材がどうのこうのというのは、9月以内でやるんだったらそれは業者間で話し合いをするということであって、これは我々がタッチすることではないです。国からの通達どおり、9月いっぱいまで工事が完了すれば8%、10月1日を越すんだったら10%というだけの話です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それは建設業法とかいう形で、今村長はお話されていますけれども、発注者側としても、その差額が発生するなというもの、これはどうなるのかなというのは、やっぱり、ある程度は基本的な現場管理の中で確認しないといけないだろうと思うわけです。この工事は消費税10%で積算しているわけですよ。部分的に8%で払ったりしていたら、その差額が出てくるわけです。これを発注者側としては、どういう感覚でいるんですかということをお聞きしているんです。これが間違っているとか、いや、こうだということではなくて、発注者側としての感覚を今お聞きしているわけです。あとは最終的には税務関係の取り扱いになるとは思いますが、その辺、発注者側としてはどういう認識であるかをお伺いしているんです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

こういう細かい話は行政側としては関知しないわけです。我々としては通達どおり、その期限を切って10%にきなさい、そこまでは8%だよというだけの話なんです。だから9月までに資材をどうのこうのというのは、それは当然、業者の皆さんが考えることであって、我々は10%でトータルでやっているわけですから、その中で動いてくださいというだけの話です。行政がその資材まで全部決めるわけじゃないですから、だからその辺、理解いただきたいのは、そういうことをすると行政としても大変です、仕事が。だからその辺は基準を決めて、10月以降10%になるならば、10%でトータルでくくっていくということの通達があるものですから、それだけを守るしかないということです。

○4番（大城律也議員）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この指定先、いわゆる会社が11社の中で、村内企業が1社。あるいはもう一つの企業さんが支店があるので2つと見ていて、村内が2社。あと9社が村外。その割合が少し、我々が村内企業を優先するというふうに議決した中から考えると、何となく違和感を感じますけれども、これはどういうことか、ひとつ御説明をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉議員の御質問にお答えいたします。

これは、入札結果書をごらんになられての御発言だと思っておりますけれども、こちらの業者さんの状況につきましては、基本的に村内業者を

含めた商工会メンバー、これが全部で11社中9社が商工会の業者さんとなっております、基本的に県の公共事業における実績等を含めたクラス分けというものがございます。等級分けです。これで特Aクラス、Aクラス、BクラスからDクラスまで分けられるんですけども、実際こちらにつきまして、金額的に予定価格9,000万円を超えるような大きな工事でございますので、実際こういった実績がある業者さん、まずは特A、A、もしくはBクラスぐらいまでですか、このぐらいの方々をメンバーとして今回指名業者選定で選考して、この入札結果となっております。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

#### ○10番（比嘉義弘議員）

今の県レベルの基準で判断されているようですけれども、これは実際、県のレベルとなると、売り上げをどうしても上げなくちゃいけないと。今の村の状況を見ていると、何となく村外の企業に発注が多いと。これはもう商工会からも常々御不満があるようですけれども、私も商工会にお世話になっていたんで、よく耳にしました。

例えば、村内の業者が苦しい中で、他市町村に営業を求めていくと。しかしそこで言われることは、「村内で力をつけてその後我々のところに来てください」という言葉があったり、それを言われたりして、非常に傷つきながら営業しているようですけれども。

そういった意味からすると、余り県にこだわらずに、やっぱり村が、数も少ないかもしれませんけれども、1回だけじゃなくて、2回ダブってもいいんじゃないかと。そういう意味からすると、何とかこの割合を少し大きくできないものかという考えを持っていますけれども、いかがですか。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（新垣邦男）

この議論はずっとこれまでもありました。今回のこの入札結果を見てそう言われるのはいかなものかなと私は思っています。これまで、先ほど担当課長が言ってあったように、当然クラス別があります。特A、Aクラス、Bクラス、C、D。本村はほとんどが中小企業でC、Dです。Aも当然ありますが、こういう大きな工事は当然Aクラスに入ってもらいます。しかし限られているんです。4社か5社ぐらいしかない。その後は、村外でも商工会に入っている皆さんを優先的に入れていくと。やっぱり技術のあるところをその後に持っていくということをしています。

ただ、村内はC、Dが多いんですが、なるべくランクを上げてBまでは持っていこうと。技術的に可能だろうということでやっています。

ただ、こういう特殊工事でAクラスを、それにC、Dも入れなさいという話になると、これは無理があるだろうと思っています。これは商工会の皆さんにも話ししています。ですから、この辺は御理解いただいて、ぜひ企業努力もしていただきたいということでやっています。

ですから、本村の工事の中の全てにC、Dは入っていないということではありません。結構村内企業を中心に、金額的にも見ながら入れています。村内企業の皆さんを最近はとるようになっていますし、技術も少しずつ上がってきているということをぜひ御理解いただきたいなと思っております。ここら辺はもう商工会の皆さんといろいろお話をして、なるべく持っていきたいということなんです。

ただ、それをAクラス、特Aクラスと肩を並べるといふふうな、いきなりそういうことをやると難しいだろうと思っています。公共工事ができませんと、何かあった場合は我々も大変な

ことになります。ですから、その辺は慎重に見きわめながらやっていきたいと思っているところでもあります。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

今、村長が言っておられることは十分理解できます。

ただ、これまでの流れからしますと、いわゆる村内が少なく村外が多いと、その傾向がずっと続いているということも言われております。他の市町村であればその逆、ようするに自分たちの企業をある程度、七、八割。あと2割はお使い程度と、こういう流れがあるようですけども、我が村はこの逆になっているような気がするんで、この件も含めて質問をしました。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

ぜひ、全体を見ていただきたいなと思います。当然、市は業者がたくさんいらっしゃいます。逆に市はほかの市町村を入れません。市内だけでやるということで今やっています。ところが、我々は業者が少ないんで、こういう大きい工事になると、どうしてもほかの市町村の力を借りなければいけないと。町村部分で一番これがネックなんです。ですから、なるべく入れてあげたいということはあるんですけども、我々も努力しています。ですから、ほかの工事だと村内10社全部ということもあります。ですから、全体を見て御理解いただきたいなと思っていますので、決して村外を中心という話ではございません。当然金額、そしてその技術力も踏まえて総合的に判断してやらなければいけないだろうと思っていますので、ぜひその辺はトータルのその入札結果を見て、また御意見をいただきたいなと思います。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第33号 村道北中城高校127号線橋梁上部工工事請負契約については原案のとおり可決されました。

**日程第10. 議案第34号 村道認定及び廃止について**

**○議長（名幸利積）**

日程第10. 議案第34号 村道認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

村道認定のほうなんですけれども、その中の一つ、県道22号線から沖縄市の環状線までの距離、200メートルくらいかと思うんですけれども、これが今度村道になると。これはもともと県道になっていたんですよね、工事したときは。それでちょっと気になるのが、村道に認定された場合に、この横のほうの残地部分の管理はどうなるのか。それと、徳洲会病院との間に一方通行があるんだけど、その開通はいつか。それと、これも村道になった場合に、この間の管理を誰がするかということをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私はずっと、水道の埋設の件で聞いたときには、これはまだ県道だということだと思っていました。それで22号線一緒に全部移管されると思ったんですけれども。

それで、今ちょっと気になるのが、今村道であれば、もともと村の管理だと思うんですけれども、環状線から島袋に向かってのこの道路の右側、非常に広いです。残地が大きくあります。それから左側も残地がたくさんあります。こっちからいって左側は塀になっているし、それから左側の徳洲会病院との県道22号線との間、これも残地なのかどうか。そこの管理は結局村なんですけれども、右側は村ですよね。左側はどこまでが村の管理なのか教えてください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

この島袋173号に今認定しようとしている、もともと仲順比嘉線の一部であったルートなんですけれども、右側につきましては、今アスファルトが終わっている部分です。こちらは旧仲順比嘉線の道路部分でもございますので、こちらにつきましては、村でこのまま継続して管理します。

左側の斜面地、石積み及びその上の緑地の部分につきましては、現在のところ、まだ土地区画整理の地域内でございまして、一部は保留地として組合のほうで売却をされておりますので、その一部は売却主が維持管理することになると考えております。

今現在、徳洲会病院の南側に位置します県道22号線の一方通行の道路と今の島袋173号に挟まれる緑地部分につきましては、現在のところはまだ県がこちらを整備しておりますので、実際は維持管理につきましては、今県にやっただいております。

ただし、石積み等から草とかが生えてきた場合には、私どものほうでも維持管理として年間2回程度、草刈りのほうは続けてやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

わかりました。

私は、さっきも言ったんですけれども、今のこの173号線はもともと県道と聞いていましたから。

それで、何でこれを聞いたかといいますと、今草が相当生えています。ああいう目立つところに、その道の上のほうも草がぼうぼうしているので、これはちょっとみつももないという指摘を受けたものですから、それで、これは管理は誰がしているのかと。これは村の管理になるんですよね。これだけ答えてもらえれば、あとはもう3回目ですから。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

この緑地につきましては、県が整備しておりますので、逆に県のほうに一旦確認して、整備していかどうかも含めて確認いたします。

ただし、現在はまだ土地区画整理組合自体から移管を受けた場所でもございませんので、これは、まずこの状況を組合に報告して対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 村道認定及び廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第34号 村道認定及び廃止については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時10分 散会

## 令和元年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年6月18日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年6月18日 午後2時55分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男		教 育 長	砂 川 恵 重	
	副 村 長	比 嘉 聰		教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦	
	総 務 課 長	仲 本 正 一		生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏	
	総合調整監兼企画振興課長	石 渡 一 義		建 設 課 長	瀬 上 恒 星	
	会 計 課 長	米 須 清 喜		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二	
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳		健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦	
	税 務 課 長	奥 間 かほる		農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭	
	上 下 水 道 課 長	安次嶺 正 春		学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有	
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和元年6月18日(火曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 盛 一	1. 外来種対策について 2. 松くい虫対策について
2	稲 福 恭 秀	1. 村道喜舎場萩道線歩道の未設置箇所について 2. 萩道農村広場の活用と将来計画について 3. 公営墓地について
3	上 間 堅 治	1. 防災・減災について 2. 再生可能資源を活用した北中城産業の活性化推進（基本計画策定）業務について
4	比 嘉 義 彦	1. 県道の村への管理移管について 2. 児童・生徒の安心・安全対策について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村 北中城」これが本村の将来像であるが、その中の「緑が輝く」が今、脅かされつつあると感じております。

1つは外来生物であるツルヒヨドリとモミジバヒルガオが繁茂し、村内の緑を覆い始めていること。そして、もう一つは、松くい虫による松の被害です。

初めに、最近たびたび新聞報道されるようになった特定外来生物ツルヒヨドリについて質問いたします。

前回の議会に挙げられた資源化ヤードの条例制定のときや、緑化推進協議会総会でも質問いたしました。本村は特定外来生物についてさほど問題視していないような感を受けました。村としてこれでよいのか、本日は村執行部や村民の皆様にツルヒヨドリをこのまま放っておいたら後々どうなるのか、その恐ろしさを知っていただくためにも一般質問に取り上げることにいたしました。

質問1、現在、村が実施している外来生物対策を伺います。

2、ツルヒヨドリの除去と村政とのかかわりを伺います。

3、ツルヒヨドリの村内での分布状況はどうか伺います。

4、他市町村におけるツルヒヨドリの被害状況を知っているのか伺います。

5、平成29年度侵略的外来種に関して、環境省の命を受けて市町村セミナーがあったようですが、どんな内容だったのか伺います。

6、特定外来生物に関し、環境省から市町村に対する示達内容を伺います。

本村として、今後どういう取り組みをするのか伺います。

次に、松くい虫対策について質問いたします。

イオンモール沖縄ライカムから眺める太平洋側、東側にはすばらしい景観が広がっております。しかし、最近景観が変わりました。東側の緑の部分にあった大きな松がことごとく枯れ、景観を著しく損ねております。

そこで質問です。

1、イオンモール沖縄ライカムから見える範囲にあった大きな松は何本が枯れたのか。

2、枯れた松の処分はどのように行ったか。

県道22号線から渡口へ抜ける村道沿いに立派な大きな松があったが、枯れた後、切り倒されました。そこで、その3として、処分費用を伺います。

4、また、上記の松に薬剤の樹幹注入をしたとしたら、薬剤費はいかほどかを伺います。

5、今後の民間地域も含めた松くい虫対策はどう進めるか伺います。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目が外来種対策ということで、前回もあつたんですが、ツルヒヨドリの件に関してどう認識しているかということですが、議員御指摘の、さほど問題にしていらないような感じということですが、決してそういうことではな

くて、認識はしております。ただ、具体的な対策となると、村単独でやるのもなかなか難しいなということを感じておりますが、現状とその対策、今後の方針というのはどうするかということは、後ほど担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目の松くい虫対策です。

これも前回もありましたが、確かに議員おっしゃるとおり、松くい虫の被害がちょっと拡大しているなというふうに思っております。これも状況を踏まえて議員の御質問の中である現状課題としてどうしているのかということに関して、担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

私より、1点目の外来種対策の（1）番と、松くい虫対策について答弁いたします。

まず、1点目の外来種対策の質問項目1番目、村がどのように外来生物対策を行っているかに対しましては、対策につきましてはホームページでの防除の呼びかけと、農林水産課窓口にてパンフレットで防除の呼びかけを行っております。

2点目の、松くい虫対策の1番から5項目についてお答えいたします。

まず、1点目のイオンモール沖縄ライカムから見える範囲の大きな松が何本が枯れたかの質問に対しまして、平成28年度末、マップを作成した時点で沖縄環状線交差点付近東側で28本、健全木が4本、枯れ損木24本となっております。

2点目の、枯れた松の処分はどのように行ったかの問いに対しまして、作業機械が侵入可能な箇所について伐倒及び産廃処理を行いました。

3点目の処分費用については、約29万9,000円、村道渡口島袋132号線、1734番の松29万9,000円となっております。

4点目の、また上記の松に薬剤の樹幹注入をしたら、薬剤費はいかほどの問いに対しまして、約3,800円の本数15本掛けて5万7,000円となっております。

5点目の、今後の民間地域も含めた松くい虫対策については、公共施設、村道、農道、公園と周辺原野等の景観、美観の創出及び継承のため、健全木の保全及び枯れ損木の伐倒に努めていきたいと考えております。また、明確な私有地については、所有者の財産であるため、所有者に対応していただきたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

それでは、比嘉盛一議員の最初の外来種対策問題の2番から7番のほうまでは私のほうで答弁させていただきます。

まず、2番目のツルヒヨドリの除去と村政とのかかわりを伺うということですが、それに関しましては、ツルヒヨドリの除去に関しましては、調べたところ種が飛散するのを防ぐこと、それから株自体を根から丁寧に取り除く方法が示されております。村としては、公共用地であればその所管担当課のほうで、あと個人用地であれば地主、もしくは管理者に対してしかるべき措置を講じるよう指導していくことだと認識しております。

3番目の、ツルヒヨドリの村内での分布状況はどうかということですが、現段階では調査行っていませんので把握はしておりませんが、目視での確認をしているところもございます。

それから、4番目、他市町村におけるツルヒヨドリの被害状況を把握しているかということに関しましては、近隣の沖縄市、それから宜野湾市、浦添市、北谷町、中城村に確認したところ、被害調査を行っていないので把握していな

いとのことです。

答弁書を書いた後に、うるま市のほうにも一応確認したんですけれども、うるま市のほうでは2件ほど問い合わせがあったということで、対処したということをお伺いしております。

それから、5番目、平成29年度侵略的外来種に関して環境省の命を受けて市町村セミナーがあったようですが、どんな内容だったかということですが、文書のほうはお受けしておりますけれども、その日、ちょうど木曜日、粗大ごみの対応日に当たってまして、うちの担当課の職員は参加はしておりませんが、文書の内容からすると、ツルヒヨドリの、県もそうですけれども、それからヒアリを中心とした駆除の方法とか、そういったのが取り上げられていたようでございます。

それから、6番目、特定外来生物に関し、環境省から市町村に対する指示を問うということですが、外来種被害防止対策行動計画が環境省、農林水産省、国土交通省から示されております。地方自治体は地域の外来種に関する条例、リストの作成による防除対策の明確化、生物多様性保全の観点から外来種対策の実施等が役割とされています。

地方自治体とは沖縄県も含んでおりますので、市町村単独ということではないかと思っておりますけれども、沖縄県が沖縄県外来種対策チームを策定し、その中で市町村の役割として普及啓発活動、それから外来種の情報収集を効果的に取り組むこととされております。

それから、7番目、本村として今後どういう取り組みをするかということに関しましては、村民へ対して普及啓発活動や情報収集に取り組むたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この外来生物のツルヒヨドリですけれども、手挙げなくていいですけれども、課長のみんなわかりますかね、これがツルヒヨドリだと。村長もわかりますか。いや、何でこれ聞くかといいますと、私、二、三週間前に、私もわからなかったんです、何がツルヒヨドリなのか。それで枝を持って農林水産課行って、これですかという確認してやっとわかるようになったんですけれども、それをわかったときに、私の畑にもありました。それで、ずっと駆除をしているんですけれども、すぐ生えてきて、またとって、また生えてきてということで今やっているんですけれども、そのツルヒヨドリが大変なものだということを、ぜひきょうはここにいらっしゃる皆さんも、それから村民の皆さんにもわかっていただいて、ぜひこれを根絶させないでいただろうと思っております。そういうことで取り上げました。

まず、再質問の前に、外来生物というのは何かということを説明すると、特定外来生物というのは、外来生物の中で特定外来生物被害防止法というのがあって、それで指定されたもので、在来の生物を捕食したり生態系に害を及ぼす可能性がある生物であると。生物というのは動物ということだけじゃなくて、あと動植物を含みます。

それで、特定外来生物に指定された生物は、学術研究のほかは輸入、販売、譲渡、飼育、栽培、運搬など原則禁止されます。もし、違反した個人がいれば懲役3年以下、または300万円以下の罰金にされるということになります。

それでは、ツルヒヨドリの怖さをちょっと説明しますけれども、説明してからまた質問いたします。

先日、このツルヒヨドリについて知りたいということで、環境省のやんばる野生生物保護センターと、同じく環境省の那覇自然環境事務所に行って勉強させていただきました。そのとき

に写真もいただきました。どういう写真かという  
と、まずこれ。これ何かというと、大宜味村  
田嘉里にある竹林です。竹林なんですけれども、  
これ覆われてしまって全部倒れてしまっている  
んですね、竹が。だから、これは処理しないと  
いけないということで、処理いたしました。処  
理したら、竹の生きている分が立ち上がったん  
ですけれども、これ処理した後です。2017年2  
月の作業後こういう写真になりました。

しかし、放っていたら、8カ月後にはすぐま  
た生えてきました。何でこんなにすぐ生えるか  
というと、これはさっき説明にもあったんです  
けれども、茎が少しでも残っていればまた生え  
ます、少しでも残っていれば。それから種から  
も生えます。だから1回こういう状態にしてし  
まうと、なかなかもう除去ができないというほ  
ど恐ろしい植物になります。

それで、今度は2017年10月に写真撮ったらこ  
うなっていたので、今度翌2月にまた除去作業  
をいたしました。これ除去作業しているのでは  
ほとんどなくなっておりますけれども、これをま  
た放っておくと、また同じようになりますので。  
ただ、もう根本はありますから注意しないと  
いけないよというのがこのツルヒヨドリです。  
だから、今回ぜひ認識を持っていただきたいな  
と思います。

以上の写真でわかるように、ツルヒヨドリは  
一度繁茂させてしまうと完全に除去するのは非  
常に難しいということがわかったと思うんです。  
村の対策として、農林水産課窓口のパンフレッ  
トと、4月5日のホームページで除去の呼びか  
けをしているということですが、この方法で村  
民に危機感を訴えられていると思うか、お答え  
をお願いします。

#### ○議長（名幸利積）

住民生活課長。

#### ○住民生活課長（名幸芳徳）

今、広報等やってはいるんですけれども、実

際村民の方から直接担当課のほうに、これがあ  
るからどうにかできないかという電話は今のと  
ころ受けていませんので、十分ではないのかな  
という気はしております。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

#### ○7番（比嘉盛一議員）

私も二、三週間前までこれ知らなかったと。  
住民のほとんどがツルヒヨドリがどれで、どん  
な恐ろしいかというのはわからないと思うん  
です。それで、パンフレットを農林水産課に置い  
ている。これだけで誰がこれをとって、あ、こ  
れ大変なものだなと見るかと思うんですけれ  
ども。じゃ、ホームページどうなっているかと  
いったら、ホームページを見てみたら、そのパン  
フレットをそのまま載せているだけ。だから、  
このホームページにチラシを載せているだけ  
じゃ、やっぱり訴えられる力弱いと思うん  
です。だから、そこにこの役場職員の書いた文  
章がないと、なかなかそれは訴えられないと思  
うんです。

それで、近隣市町村がほとんどやっていない  
ということでしたけれども、ネットで調べてみ  
たら、西原町がやっているということで、西原  
町の生活環境安全課ですか、向こうは。行って  
聞いてみました。そうすると、西原町は去年の  
3月、2018年3月号の広報でこれを訴えている  
んです、町民に。どんなことが書いてあるかと  
いうと、一応これ読みます。

ツルヒヨドリは驚異的な繁殖力を持ったつる  
性の植物です。今、広報に書いてあるもの読ん  
でいますからね。1つの株を放っておくと1年  
間で25メートル四方、180坪ぐらいに広がっ  
てしまうため、農作物にも大きな被害を及ぼす  
可能性があります。見つけたらすぐに防除が必要  
です。防除の原因となった行為をした者は防除  
費用の全部または一部の負担を求められる場合

があります。これどういうことかといったら、持ち込んだりして、これ大きくして防除しないといけなくなったら、その負担をあなた負担しますよということを言っているわけです。

じゃ、見つけたらどうすればいいのと。根や茎を残すと簡単に再生するので、丁寧に抜きとってください。種がついている場合は飛び散らないように種を先にとってから処理すると。土砂も捨てないように注意が必要です。

それで、こういうことを広報に書いてあるんですけれども、その同時に、広報に載せると同時にそこにQRコードというんですか、携帯でこうして見るやつ、僕はまだやったことないんですけれども、このQRコードもついていました。

だから、北中城村も広報に載せてからホームページに載せる。広報にまず写真も含めて訴えないとなかなか広報できないんじゃないかなと思うんですけれども、広報に掲載することはいかがでしょうかということでお願いします。

**○議長（名幸利積）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

比嘉盛一議員の質問にお答えします。

ぜひ、資料等集めて広報に今後載せられるように努力したいと思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

次、村政とのかかわりですけれども、村の基本計画の中の北中城村の将来像は、「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村 北中城」であります。ツルヒヨドリは村内の多くの緑を奪いかねません。また農業にも悪影響を及ぼす可能性がありますので、農業振興の妨げにもなります。答弁にもあるように、種の飛散を防ぐ、あるいは株自体を丁寧に取り除くことが非常に

重要です。それで、公共用地であれば担当課、個人用地であれば地主か管理者への指導の答弁であるが、地主への指導をどうするのか、そして方法をどうするのか、お願いします。

**○議長（名幸利積）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

今は、先ほども答弁で行いましたけれども、実際調査自体はやっていないので、どの辺にどれだけあるかということは把握はしておりませんけれども、もし住民の方がここにあるよということであれば、その辺の地主、もしくは管理者に対してしかるべき処置をとっていただきたいということで、その処理方法とかを指示できるかと思います。

現段階ではこれぐらいしかできないけれども、調査に関しては、県のほうも市町村にはしかるべき対応をとることということで指針は出してはいるんですけれども、ほかの市町村もその費用に関して苦慮しているところで、それで調査等に行っていないのではないかなと思っておりますので、もし情報等があればそれを速やかに対処していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

答弁の中に、目視での確認をしているんですね。じゃ、目視で確認して、どのくらいのツルヒヨドリが見つかりましたか。

**○議長（名幸利積）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

中まで入ったことはないのわからないんですけれども、一応、渡口から島袋に上がる農道沿いにあるということだけは目視しています。それが規模がどれぐらいかということは調査はしていないので、どれぐらいかははっきりとは言

えないんですけれども、そこにあるということだけは把握しております。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

#### ○7番（比嘉盛一議員）

調査しなくて、車で走ればすぐわかるんですけども、課長はすぐわかりますよね、これがツルヒヨドリだということは、見て。担当課長がわからないぐらいですから、ほかの人も全然わからないんです。だから、早く広報に載っけて、写真載っけて、これを絶対生やしちゃいけませんよと。私の畑にあったときに、これじゃないかなと思ってわからなかったから、枝を持ってきて、農林水産課のほうに持って行って、それがそうですかと聞いたんです。写真で見ただけでも、余りわからなかったんです。それで、とったんですけども、二、三日にはもう生えてきていると、そのぐらい大変なものですから。

私が調べたところでは、瑞慶覧と美崎地区を除いて全部なんです。そのほかは全部ツルヒヨドリ生えています、全地域に。団地は敷地内には生えていませんけれども、団地のそばの道には生えていました。この前、クリーン作戦ありましたよね。そのときに見たら、大城議員も一緒に見にいったんですけれども、道のそばに生えておりました。団地のすぐその道に。だから、団地にも入り込んでくる可能性があります。

じゃ、どのくらいあるか。私ちょっと心配したんですけれども、この前の共同清掃作業があったんですけれども、共同清掃作業でこれを刈り取って、全部資源ヤード持っていったらどうなるんだろうかという心配しました。それで、翌日の火曜日に資源ヤード見にいったら、もう片づけていますよね、きれいに。きれいに片づけてあるものだから中まで見られなくて、これを持ち込まれているかどうかは確認はできませんでした。

じゃ、北中にどのくらいあるのかどうか。これ見てください。これ島袋の4号調整池でしたか、磨商店があるところ、その近くの水路です。そこにこんなに生えています。共同清掃作業の掃除していませんからまだありますけれども、こんなにたくさんなっています。だから、これはとれるかどうかですけれども、この部分だったら二、三回やれば取り除くことができるかもしれません。

じゃ、次に、島袋の東側に山手がありますね。山手のほうの裾のほうにはたくさんあります。それから中の道もあります。島袋小学校側もあります。どうなっているかといったら、木にのぼり始めています。だから、木にのぼってしまうと大変なことになりますよね。島袋は至るところであって、個人用地、住宅地にもたくさんありました。1カ所は前の緑化推進協議会の総会でも言ったんですけれども、1カ所は壁面緑化でやっているところがあったんです。壁面緑化でやって注意をしようよと、この人ちょっと病気で倒れてしましまして掃除できないと、それで隣近所の人が私が手伝っていますというから、これは大変ですよという話はしてありますけれども、いまだに残っております。緑化用につかっている。

それから、これは渡口みどり公園の南側の水路です。こっちもこんなに生えていました。これも共同清掃作業には掃除されておらずで、これだけありました。そして、その道沿い、そのみどり公園と北、南両方にあるその間、道沿いにもありますけれども、これ全部が全部ツルヒヨドリじゃなくて、その中にノアサガオが混ざっています。じゃ、ノアサガオは何で問題視されないのかということですが、ノアサガオは在来種であり、それから種が飛散しにくいです。ツルヒヨドリは種が飛散するんです。秋に花が咲いて1月ごろ種ができるそうです。そしてこの種はタンポポと同じように飛んでいく

と。飛んでいくというから、1回この辺で繁茂させてしまうと、この一帯全部飛散してしまうんです。だからこそ大慌てでやらんといけないという。

これだけじゃないですよ、まだあります。これは村道127号線沿いですけれども、127号線から渡口多目的広場に行く小さな歩く道がありますけれども、そこのそばです。ここはもう木の上までのぼっています。それから、歩く道にも全部じゃないけれども、大分その道にも広がっていると。もうここだったら簡単じゃないですね。これはもうどう処理するかです。今でやらなかったら余計大変になりますよ。林が全部なくなります。

これは、見つけたのは、私そこはないと思ったんだけど、この前のクリーン作戦の帰りに寄って見たらこんなにたくさんあってびっくりしました。大慌てで写真をつくってまいりました。

それから、その向かい側、今言った渡口の橋の手前の左側です。地番はこれは渡口なんですけれども、そこに観葉植物植えているところがありまして、この辺の人に聞いてみたら、地主は何か倒れてしまったらしいんです。今は従妹が時々来て見ているらしいんですけれども、観葉植物を植えています。これはセンネンボクですかね、これ植えてある赤いのは。このセンネンボクとまた両側に別の観葉植物があるんですけれども、このセンネンボクはもうほとんど覆われています。もしかしたら、この夏中放っておくと多分センネンボクが見えないぐらい覆ってしまうんじゃないかと。そうなるとこのセンネンボクも全滅します。

だから、これは個人のものであるけれども、村が管理、介入しないで個人だからやりなさいと、じゃ、やらなかったらどうするの。じゃ、やらなかったら、これが種をつけて飛んでしまおうとこの一帯も大変です。北中城高校の運動場

のフェンスがありますけれども、このフェンス沿いに、見てみたら五、六カ所、これが生えています、フェンスに。だからそのくらいありますので、とにかく早く手を打たんといけないと思います。

今すぐ手を打つとしたら担当は何課ですか、生活環境課がやるんですか。今、ここまで聞いてどう思いますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

先ほど課長はわかるよねということをやっと答弁させてもらいます。

似たような植物があつて、私もその道の専門家ではないので、車で流して見て、あ、これがツルヒヨドリということは確認できないことを一応申し添えておきます。

今現在、県からも指針とか出ておりますけれども、実際これ調査して撤去するまでにはかなりの費用がかかると思います。ツルヒヨドリが県内で発見されてから35年ほどたっていて、県の報告によりますと、県内全域でもう繁茂しているという状況もお伺いしていますので、県に対して何とかできないかということで環境省等に働きかけして、補助金とか出るようにできないかとか、そういったことは担当者会議の中で話をしていきたいなと思っています。今現在はそういうことぐらいしかできないのかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

国頭村では、余りにも繁茂し過ぎて、これミカン畑だったらしいんですけれども、これはもう地主だけじゃどうしようもないということで、環境省が動いて、沖縄県も動いて、それで沖縄

県と環境省一緒になって辺土名高校の生徒を呼んで、それから企業にも呼びかけて職員を出して160名態勢でこれを処理したというのもあります。これは国頭だったと思う、辺土名高校入っていますけれども、国頭が大宜味かなんですけれども。

だから、今これやろうとしたら簡単に160名集まらんですよね。さっきの渡口なんかだったら、あれは個人のボランティアでは無理かもしれませんが、木の上までいっていますから。やっぱり業者じゃないとできないかもしれませんけれども。

先ほどからも補助金の件は2度目ですけども、今、課長がおっしゃるのは補助金があります。だから、やろうとしていないから補助金わからないんです。それでどういう補助金があるかといったら、特定外来生物早期防除計画策定事業というのがあって、ツルヒヨドリのこの植物で何%補助かちょっと聞かなかったんですけども、1件につき250万まではあります。250万あるんですけども、2019年度は第1次はもう締め切っているそうです。じゃ、2次はどうするかといったら、あるかどうかと聞いたら、予算が余っているらしくて、また2次募集があると。じゃ、2次募集の場合は、募集がないところには連絡してくれるんですかといったら、そこまではし切れないと、だからホームページを見てくださいということですから、この環境省のホームページを一度開けてみて募集があったら。

でも計画立てておかないとできませんよね。あるんだっただけですぐ頂戴じゃできませんから、やっぱりある程度の計画は立てないといけませんので、ぜひこれ補助金もらえるものもらって、やっていただきたいと思います。

それから、先ほどもおっしゃっていましたが、環境省、農林水産省、国土交通省が連名で示達書が出ていますね。それから、沖縄県

からも指針が出ています。これが出ているのに、もう沖縄県出てから1カ年以上たっていますけれども、いまだに何もしていないというのは対策おけていると思いますか、課長。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

おけているといえばおけているということになるかもしれませんが、実際、先ほども言ったように、村民のほうからどうにかしてくれという情報がない中、近隣の市町村も実際そういった対策しているかといったら、そこまで手が回らないという状況だということも伺っています。本村に関してもそうですけれども、しっかりできるだけ早くその辺の広報等なりやりながら、先ほどの補助金についても計画立てないといけないということですので、通常の業務もございますので、その辺も考えながらできる範囲内でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

職員が忙しいことは重々承知しているつもりです。人減らしもありましたし、大分カットもされたみたいですから忙しいんですけども、でも、通常の業務があるからということでこれをほったらかしておくとおくれになりますから、さっきも言ったように。仕事しながらもう大変でありますけれども、その対策もしてほしいと思います。

さっき課長が答弁おっしゃっていた環境基本法、生物多様性基本法というのがあって、その7条に、地方公共団体は基本理念にのっとり環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定して、そして実施する責

務を有するというので、ちゃんと法律にも書かれていますので、ぜひ早目に対策を立てていただきたい。対策立てないことには補助金請求できませんよね。だから早目に文書だけでもやっていただきたいと思うんです。

さっき言ったように村地域全部にありますからね。島袋と渡口以外はそんなにたくさん繁茂していません。ほんのちょっとだけです。例えば、屋宜原で見たのは、畑のそばに網があるんですけれども、その網のやつをはっているだけだったんですけれども、中にあるかどうかはわからないです。ただ、このツルヒヨドリは林の中ではほとんど生えませんが、なぜかといったら太陽を好みますから、だから山とか林のときは裾のほうから広がっていきます。いきなり、じゃ、この山の中であって中までを自分たちチェックできませんというのがあるかもしれませんけれども、この影になったところでは種は生えないそうです。だから、この道沿いとか畑とかあぜ道とか川とか、そういうところから生えてきますから、ぜひこういうところを気をつければどうにかできるんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

じゃ、次は松くい虫対策について再質問いたします。

前の予算のときにも私、課長に話したことがあるんですけれども、薬剤注入15本打っても5万7,000円、だけれども伐倒となると29万9,000円、どっちが安いですかといったら当然薬剤が安い。でも、この村道渡口島袋線の松は非常にすばらしい松でした、形、枝ぶりも。これはなぜ枯れたんですか。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

お答えいたします。

10年に1度、やはり薬を打った期間が切れるころに、そういった部分で松くい虫が蔓延して、

そういう状況で枯れる現象があると伺っております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

とにかく、今、残っている松はイオンの東側はもうほとんどありませんので、答弁書ではこの辺は3本が残っているということ書いてあるんですけれども、私が見たら2本ぐらいは緑がありました。あとはもう全部枯れています。

次は、この写真を見ていただきたいんですけども、これきれいな写真でしょう。これ四、五年前の初日の出写しにいきました。場所は、今、住太郎ホームマンションつくっているんですけども、その近くです。そこから写した朝日で、非常に何でこの写真がきれいかといったら、朝日がきれいじゃなくてこの松があるからきれいですよね。だから、この松がなくなったらこの写真どうなるかといったら、大した写真じゃないんですよ。じゃ、この場所が今どうなっているのか。これは同じ場所は今、立ち入り禁止で入れませんので、そのそばから写しました。どうなっているのか。今、こうなっています。皆さん御存じと思うんですけども、青いの全然ないですね。全部枯れ木ですよ。多分これと同じ松も混ざっているとおもいますけれども、立ち入り禁止だからはっきりその場所で写せませんでしたけれども、今、全部ほとんどそこがこうなっています。

村民体育館からこの橋の間にもこんなのがありますよね、たくさんね。だからほとんどこうなっていますので、これはもう見ただけで恥ずかしい。観光立村の北中城村は、この景色見るところ、みんな枯れ松があると。絶対枯れ木も山のにぎわいじゃないですよ。こんなあるよりは切ったほうがいいんです。だから、切るのももう林の中だから切りにくいかもしれませんが、もし入れるんだったら切り倒

して、これはわからないんですけれども、課長は把握しているかよくわからないんですけれども、この松をほったらかしておくのと、切り倒して置いておくのと、松くい虫はどっちのほうで飛散しますか。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

お答えいたします。

切り倒しておくのがいいと思いますけれども、ただ、このマツノザイセンチュウについては、葉っぱがある間はそこにいるみたいなんですけれども、もう完全に葉っぱがない状況の木にはマツノザイセンチュウ自体も存在しないと聞いております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

ちょっと今の答弁はおかしいかもしれませんよ。何でかという、松くい虫にやられた松は、よく新聞等にありますが、伐倒しただけじゃなくて必ず焼却処分しなさいと、中の虫を殺すために。そういう話を聞いたので、もし枯れたらもう中にいないのであれば、この枯れた松を残しておくんじゃないかと、みっともないですよ。だから、切り倒してそのまま置いたらどうですか、地主の了解をもらって。運び出すのは大変です、クレーンが入らないと。切り倒すのはできますよね。だから全部切り倒せば景観を少しはよくなるんじゃないかなと。こういう景観があったら、もうとんでもない話だと私思います。これ景観いいですねと言えないですよ。

次は、これです。これどこかわかりますよね。徳洲会病院側から東側見たこの山は島袋の山です。渡口島袋線ですけども、これにも松がたくさんありますからきれいでした。これも三、四年ぐらい前の写真ですけども、これが今

うなったのか。これが今こうなっています。今もう松は1本もありません。枯れた枝が少し残っていますけれども、もう枯れた枝が目立ってちょっとみっともないので、これも切り倒したほうがいいんじゃないかなと私は思います。

このこっち側の松も徳洲会病院のほうから初日の出を写すときに非常にいい場所だったんですよ、松があるから。だけれども、これからもこうなってしまっっては写せないと。もう見ても全然もう違いますので。こうなっております。

それから、次は最後の写真ですけども、これ手前の茶色っぽい写真は全部松です。それが上のほうは、私はつきりわかりませんが、みどり公園ですかね、イオンから見える上のほうの松林は。これみどり公園は公共施設ですよ。これは松は全部、じゃ、残るかといったら3分の1ぐらい枯れていますよ、みどり公園も。だから、せめてみどり公園の松を残さないこの一帯の松はもう全滅です。

今、下のほうに、だからさっき言った2本ぐらい残っているけれども、何で残っているかわかりません。これちゃんと樹幹注入しているのかどうかわかりませんが、2本ぐらい残っていましたが、こっちにも1本ぐらい残ってありました。あとは前のほうは全部枯れて、上のほうはこういう形になっております。

それで、この答弁で公共施設周辺原野等の景観、美観の創出及び継承のため、健全木の保全及び枯れ損木の伐倒に努めるとしているが、今年度予算は計上されていますか。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

お答えいたします。

これも平成28年度から一括交付金で対応してきましたが、一応健全木についての樹幹注入は、全部平成30年度で終えております。ただ、今後この枯れ損木については、やっぱり予算等のそ

ういった一括交付金等の関係等がありますので、その辺を調整しながら検討していきたいと考えております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

じゃ、健全木はそのまま維持はできるということですね。予算どのぐらい使うかわからんですけれども、29年度決算書見ると623万9,000円使っています。だから、そんなに使うのであれば、これはもう予算最初から組まないとなかなか予算捻出難しいのかなと私思っ、今ちょっと心配しているんです。そうすると、今、健全木も全部枯れてしまったらどうするんだろうかと。

それで、さっきから言っているように、じゃ、公園敷地はいいと。これ最後の質問です。じゃ、個人所有地はどうするのか。個人所有地の健全木、枯れた木、あった場合はどう対策するのかちょっとお願いします。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（楚南兼二）**

お答えいたします。

最初の答弁でもお答えした私有地については、所有者に対応のほうしていくようお願いしていきますが、やはり方法とかを今後、広報とかホームページ等も活用を視野に入れながら検討していきたいと考えております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉盛一議員。

**○7番（比嘉盛一議員）**

ぜひ、これは個人所有だから、公共用地だからということでそれを区別してやったら、松くい虫は減りませんので、美観を損ねていますので、ぜひ個人所有についても役場から勤めるか、あるいは補助金というのは簡単に出せないんでしょうけれども、この3,800円の薬剤を500円ぐ

らい補助するとか何かぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

一般質問を続けます。

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

私のほうからは、通告に従いまして、以下3点の一般質問をしていきます。

まず初めに、1点目、村道喜舎場荻道線の歩道の未設置箇所について。

荻道入り口交差点信号機から仲順向け60メートル付近安谷屋1020番地の約20メートルにわたり未設置があります。子供たちの通学に支障を来している。朝の通勤ラッシュで車の往来が激しい時間帯と重なり、大変危険な状況にもあります。以前に、拡幅工事に伴い歩道も整備はされていますが、この箇所だけはまだ未整備ということで、早急な対応を求めます。

①以前に増して交通量はふえており、また、急カーブで見通しも悪く危険だが、危険箇所として把握しているか。

②交通量調査は実施したことがあるか。

③未設置箇所について、側溝も整備されておらず、雨水対策も含めて道路維持管理上問題はないのか。

④以前に仲順から大西ゴルフ場入り口交差点の区間は交通事故があるということで、カーブや勾配が緩やかになったという工事が施されており、今、立派に整備されています。残り県道143号線までのおよそ250メートルまでの間、途中、通称アカバンターに差しかかる坂道付近のカーブとか未整備歩道工事があるということで、その新たに含めた改良工事はあるのかお聞きしたいと思います。

次、2点目です。荻道農村広場の活用と将来計画について。

昭和60年3月20日供用開始の農村広場は、一

部テニスコートとして設置されていますが、今日に至ってはその活用はされておられません。自治会で村の委託を受けて村内一斉清掃時に草刈り作業を実施して、島ぐるみで管理しております。しかし、利用形態が定めていないということでもあります。

一方、広場の高台においては、東シナ海の眺望が開け、慶良間諸島の島々、南側は中城城跡が眺望され、緑豊かな丘陵地帯に囲まれ、風光明媚な眺めとして遠見台もあります。

農村広場は、通称、全体を称してインナーイーモーと称されておりますが、自治会事業としてもグラウンドゴルフ大会、そして老人クラブが定期的にゲートボールを楽しんだり、区民の憩いの場所として活用しておりますが、以下の点についてお伺いします。

①荻道・大城地区は、古城周辺歴史的景観整備事業により、部落内は整備されております。そして名水百選や歩きたくなるみち500選にも選ばれ、静かなたたずまいとして魅了されておりますが、農村広場を生かした将来計画はあるのか。

②自治会事業の総合展示会もことしで35回を数えますが、またひまわり祭りオオゴマダラなどの里として定着し、県内外にも注目されております。地域活動の一環として、農村広場を生かした有効利用ができないかということで区民でも話題になっているので、村としてその所見を伺います。（遠見台の設置とかテニスコートや蝶ハウスの設置とか、駐車場などが考えられる）配付資料より後で説明します。

③昨年の台風24号だったと思うんですが、テニスコート施設のフェンスが倒壊し、危険な状況だが、いつ修繕するかということで、これも配付資料の写真にも載っています。

次、3点目、公営墓地について。

墓地が散在化し、生活環境及び景観の悪化で、平成22年に墓地実態調査を実施。墓地基本計画

策定されております。住民アンケート調査では5割の世帯が公営墓地の必要性を感じているということで、基本方針が示され、公営墓地整備計画に至っておりますが、以下の5点について質問いたします。

①墓地経営許可申請件数は年間何件ですか。5カ年分です。

②墓地の散在化防止のため、墓地規制区域を設定しているが、墓地の散在化はなくなっているのか。

③墓地整備基本計画では候補地が3カ所ありますが確定したのか、また規模はどのぐらいなのか。

④公営墓地整備計画はどの段階まで進んでいるのか。

⑤公営墓地の運営方法は。

以上、質問いたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、稲福恭秀議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目です。

村道喜舎場荻道線歩道の未設置箇所についてということで4点ほどございますが、詳細については後ほど担当課長に答弁をさせたいと思いますが、確かに未整備があるんですが、恐らくこの辺は、何か地権者との問題もいろいろあったのかなと思っていますので、これまで経緯等について担当課長に答弁させたいと思います。

2点目の、荻道農村広場の活用と将来計画についてということですが、確かに農村広場、今、区民の皆さんに使用されていると思っておりますが、将来計画としてどうするのかということに関しては、近隣の住民の皆さん、そして荻道自治会の皆さんとの今後十分な打ち合わせが必要なかなというふうに思っております。これも経緯と今後の課題については担当課

長のほうに答弁させたいと思います。

3点目の公営墓地についてですが、これはもう詳細について5点ほどありますが、経緯も踏まえて担当課長に答弁させますが、もう既にこの計画が今、順調にいておまして、今年度からは進入道路工事が入る予定であります。

詳細についてはそれぞれ担当課長のほうに答弁させたいと思います。

#### ○議長（名幸利積）

建設課長。

#### ○建設課長（瀬上恒星）

では、私のほうからは1番と2番の御質問につきまして御説明いたします。

まず、1番です。村道喜舎場萩道線歩道未設置箇所、まず①番、以前にも増して交通量がふえており、急カーブで見通しも悪く危険だが、危険箇所として把握しているかということでございますけれども、この村道につきましては、かねてより付近、住民の方はもとより、通勤及び通学、こういった方々が利用されている、特に村民の方々に利用されている路線として認識はしているところでございます。

②の交通量調査は実施したことがあるか。この路線を主とした調査につきましては、近年では実施はしておりません。現在、沖縄県のほうで県道81号宜野湾北中城線、こちらの整備をやられているところなんですけれども、このバイパス工事が終わりましたら、実際、今、県道81号、旧道側のほうの交通量調査も含めて、この周辺の交通量調査をやりたいと考えております。

この時期に関しましては、県道のバイパス工事自体が来年度末までには開通したいというような意向が県のほうから伝えられておりますので、これ以降、周辺道路の交通量の状態を確認するために、再来年度以降に調査を実施したいと考えております。

3番、未整備箇所については、側溝も整備されておらず雨水対策を含めて道路維持管理上は

問題はないのかという件につきましては、現在のところ、この道路、確かに歩道部分が切れているような状態ではございますけれども、現在こちらを利用されている自治会の方及び付近住民の方からの何らかの相談とか要請が直接届いておりませんので、実際またこういった問題をどう捉えられているのか、こういった話をまた改めて伺いしたいと考えております。

④につきましては、以前仲順から大西ゴルフ場入り口までの交差点の区間はもう既に整備されているが、残り県道143号線までのおよそ250メートルの間の部分についての未整備の歩道工事や側溝工事を含めた改良工事はあるのかという件につきましては、これまで村は整備計画、村道関係の整備計画、こういったのを策定して、これまで取り組んできたことについては、まだ皆様方も御承知いただいていることだと思います。

現在、整備が行われていない場所につきましては、まだ私有地の購入ができていない場所で、実際工事としましてはできていない状態でございます。当時、道路用地として買収ができずにやむを得ず現状のままとなっていることとなっておりますので、また、この用地以外にもこの路線を挟む形で、筆界未定地という土地が何カ所か散在しておりますので、やはりこういった用地問題につきましては、大変時間がかかるものだと考えております。そのため、ちょっと早期にここの拡幅工事等につきまして対応することは、ちょっと困難ではないかと考えております。

続きまして、2番です。

萩道農村広場の活用と将来計画についての①です。

萩道大城地区は古城周辺歴史的景観事業により集落内は整備され、名水百選や歩きたくなるみち500選にも選ばれとありまして、農村広場の今後の将来整備計画についてお尋ねの件なん

ですけれども、平成10年の3月に古城周辺歴史的景観整備実施計画書を策定してございます。これによりますと、農村広場におきまして、まず都市計画公園として街区公園として指定をしている公園でございます。この計画書におきまして、将来的にはバスケットボールのコート整備や展望デッキ、駐車場、トイレ等の施設の再整備との計画としてされておりますけれども、現段階におきましては、まだ具体的に整備の予定はございません。

しかし、展望台へのアクセスを含む周辺の散策路計画につきましては、昨年度なんですけれども、実施計画を終了しております、今後、一括交付金等の国庫補助を活用した整備が実施できるかを現在検討しているところでございます。

②の地域活動の一環として農村広場を生かした有効利活用について、これは提案というふうに捉えてよろしいかとは思いますが、まずは、先ほど申しましたとおり、農村広場の街区公園として指定してございますので、通常この公園につきましては周辺の住民の方の利用に使われるべき公園というように位置づけしてございます。そういうこともございますので、子供たちを含めた地域住民の方々の憩いの場になるべき広場であることから、その方法につきましては、地域住民、特に近接の、近くにお住まいの方、住宅を構えられている方々の御理解と御協力が必要になるかと考えております。

また、この提案内容の中で、蝶ハウス等の設置を提案の一つとして挙げられているところではございますけれども、蝶ハウスというからにはやはり建物というふうな形でちょっと受けるんですけれども、また、これは都市公園条例に建築物を建築するためには、ちょっと制限等がございます。こういったのをどういうふうにお考えなのか、施設規模、あと、その材質等も含めて、これは建築基準法などの法律にもちよっ

とかかわることもございますので、またこういったのにつきましては、そういったのができるものなのか、できないものかを把握しなければ、うちのほうとしてもお答えができてにくいような状態でもございますので、これまずはこういった提案があるということで承ります。

3番の、去年のテニスコート施設のフェンスの倒壊についての対応につきましては、昨日、補正予算で御承認いただきましたので、このフェンスの修繕につきましては、さっそく今、担当の者に申しつけてまして、実際発注できるような方向性で今、動いております。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

住民生活課長。

#### ○住民生活課長（名幸芳徳）

それでは、稲福恭秀議員の3番目の公営墓地についての質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目、墓地経営許可件数は年間何件ですか、過去5年分ということですが、まず、平成26年度28件、平成27年度13件、平成28年度11件、平成29年度21件、平成30年度20件の計93件でございます。

それから、墓地の散在化防止のため墓地制限区域を設定しているか、墓地の散在化はなくなったのかという御質問ですが、墓地規制区域設定をしているため、以前よりは抑制されているものと考えております。

3番目、墓地整備基本計画では候補地が3カ所ありましたが、確定したのか、また規模はどのくらいかということですが、一部渡口を含む島袋の1588番地を中心に、小字名、東新真川原一帯で決定しております。

規模としては、面積が1万4,151.52平米、墓地の区画が350区画でございます。そのほか駐車場とかちょっとした休憩所を予定しております。

4番目、公営墓地整備計画はどの段階まで進んでいるかということですのでけれども、計画用地の用地買収全て完了し、現在アクセス道路の設計まで完了しております。今年度、近々進入道路の工事を実施する予定でその準備を進めているところでございます。

それから、5番目、公営墓地の運営方法については、まだ決定はしていませんけれども、今後計画が進むに当たって、検討委員会のほうで、直営でやるのか、それとも委託、もしくは指定管理等でできるのかどうか、そういったのを含めて検討していく予定でございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

答弁書においてはかねてより、村民のほうからは通勤、通学の村民の方々に利用されていると認識していますという言葉なんですけど、私のほうが質問しているのは、こちらは急カーブで見通しも悪く、歩道がないので危ないんじゃないかなということ危険箇所として把握しているかということを知りたいところなんです。

配付資料をちょっとごらんいただきたいんですが、1ページ目はごらんのバツ線でやっていると示しております。

①と②という数字は、資料の5ページの1と2を示しております。この歩道が今ここは切れているのは、一目瞭然で危ないというのはわかっているはずなんです。今、側溝が途中まであって、波線で点々と打っていますけれども、そのとおりいけば歩道になる、若干、人の屋敷内も通るといった感じのイメージなんですけれども、それぞれ東方向、南方向から写しております。そんなに用地買収というんですか、それと工事的に難しいようには見受けられませんので、僕はそういう危険箇所として把握しているかというのを質問ですけれども。

この辺、現場実際立ち寄りしましたか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

この各村道につきましては、定期的に私も回るようにしておりますので、現地の方は確認しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

じゃ、回って確認されているのであれば、これは見ても子供たちこっち通るんですよ。カーブでもあるし、直接要請受けていますので、やっぱりこれ誰が見ても危険箇所じゃないか。最近テレビのニュースでもいろいろ保育所の園児とか、子供たちにも車が突っ込まれて大きな事故起きているという状況もあるので、それを今見て危険箇所として把握じゃなくて認識しているかどうか確認します。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

村道を御利用していただいている方々に対しましては、村道の形状が一部で変わるということはやはり危険だということは当然認識しております。

こちらの状況につきましては、逆にスピードをとか速度、車両の通行速度とか、今度は交通量も先ほどちょっとちらっとお話が出たんですけども、この通行速度を逆に落とすような形であれば、逆にそういった交通事故に対する危険性が除去できるかということも含めて、今後検討したいと考えております。

**○議長（名幸利積）**

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

いや、速度落とせといっても、やはり運転の

マナーとか高齢ドライバーですか、アクセルとかブレーキの踏み違いというのも想定されているんで、本来は歩道があってこっちにガードレールがあって、交通事故をやっぱり防ぐということなので。これはこっち朝、通勤ラッシュみたく大変です、ずっと道を通れません、こういう状況で。それ、すみません、見ても危険箇所ということ把握できますかということを知っているんで、それだけお願いします、もう一回。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

当然これ危険箇所というか、議員がおっしゃるとおり一部歩道化されていないと。実はこれ以前に整備する計画があったと思います。ただ、地権者との合意がなかなかとれないということで、その整備ができていないという状況だろうと思っております。おっしゃるとおり大した工事にはならないだろうと思っておりますが、ここはなぜ残ったかということ、これまでずっと以前、交渉しながらなかなか成立しなかったという経緯があったためにまだ残っているという状況であります。当然その努力は我々やっぺいこうと思っておりますので、わかりながらやっぺいしないんじゃないかということではなくて、認識はしているんですが、なかなか地権者との交渉が前に進まないということですので、これは引き続きまた地権者をお願いしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今、村長からこの場所は危険箇所として認識しているということははっきり答えられました。

以前に地権者との合意がないということで話があるんですけども、この以前というのはいつごろの話ですか。その後は用地交渉をやっぺいないのか、それを答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

私の認識しているところではもう10年以上になるのかなと思っております。ですから、再度交渉をするべきだろうという御指摘であれば、当然やるんですが、なかなかしかしそういう声も早目にやれということもないものですから、我々としてもいかなものかなということで今やっぺしているんですが、今、議員からの御指摘のとおり、そこだけ残っているじゃないかということがあんならば、地権者に再度当たってみたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

あと、村長は危険箇所として認識しているということですので、交渉して10年たっているわけですから、交通量も当然全然違うと思うんです。

それで、やはりこの10年というのは、もう10年たっているから要請があるから行くという話じゃなくて、連日マスコミ等でああいうふうな事故が毎日起きているということをやっぺ重要視してもらいたい。僕は、粘り強く用地交渉に当たるかですけども、そんなに10年もたっているのに交渉もしていない、地域から声がないと、以前自治会長に聞いたら、口頭で言っているらしいですね。それもこっちめったに通らない地域なのか、私たまたま通るんですけども、大変危険なんですよ。さっき言ったように西側地域に新築がふえて、児童生徒こっち通

るのがいるんですよ。保護者が随行で学校までついて行って、子供たちの安全で通っているんです。その親から言われて、これ大変だと。利用している側はもうすぐわかるんです。私はこの生徒は見ていて、この箇所について早急な対応というんですが、言われて動くんじゃなくて、その辺を早目に対応してもらいたいということで、答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは、ぜひ自治会からの正式に要請がないと動けないですよ。ほかの箇所もたくさんあるわけですか。ですから、危険箇所というのはたくさんあります、うちは。そこだけ先にやるべきだろうということですが、当然議員のお気持ちはわかりますが、正式に自治会からそれ早目にやってくれということをやらないと、我々としても動きづらい。なぜかという、これまで用地交渉が難航しているわけですから、ぜひこれは自治会との皆さんの協力もいただかないと行政だけがやるといってもなかなか進まないだろうと思っているので、ぜひその辺は持ち帰っていただいて、自治会ともしっかり協議をしていただきたいなと思っています。何もやらないわけじゃありません。やりたいという気持ちはありますけれども、しかしその辺は何も我々がやる気がないということではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

村長、誰もやる気がないとか言っていないよ。

○村長（新垣邦男）

そう聞こえるから言っているんですよ。

○2番（稲福恭秀議員）

いや、僕はやる気がないとは言っていないよ

るのでね。

こういう状況で10年も動いていないので、危険ということを知っているわけですから、10年たっても何もやらないんじゃないかと早くに対応してくれというのがこの話ですので、それで用地交渉困難しているのであれば私も行きますよ、じゃ、それだけ重いものですから。

○村長（新垣邦男）

危険箇所認識しているというのは、議員がおっしゃった歩道がないからということです。歩道がないといということは確かに危ないなという認識ですよ。当然これは萩道だけじゃなくて各自治会、今かなりこの部落内に入ってきているということ踏まえて非常に危険だなということがたくさんありますよということです。ですから、ぜひ、議員が今おっしゃったように自分が動くよということですから、自治会と相談なさっていただいて早急な対応をお願いしたいなと私もお願いします。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

私の力不足ですか。じゃ、自治会通して声を大にして一番優先で取りつきたいと思いますので、よろしくをお願いします。きょうはここで抑えておきます。

あと、大西ゴルフ場から信号まで250メートル、筆界未定というのがありますが、この辺は筆界未定がほぼないんじゃないかなと思うんですけども、言葉では難しいと思うんですけども、だから図面のこの部分の筆界未定ですよということを資料でいただければ。先ほど、アカバンターという道、この資料の1ページにあるんですけども、ここから右行くときに、もちろんカーブミラーはあるんですけども、大変命がけですよ、急に車が下から上がってくるので。アカバンターという付近もコーナー、アールですか、とっていただくとか、そ

ういう改良がまだまだ残っているんじゃないかなというところでそういう質問していますので。

今、答弁の中に筆界未定があるというこの地域、もしどの部分という言葉で示されるのであればいいんですが、もしなければどの地域が筆界未定で用地買収が困難ということあるのであれば、その辺、今、答えられますか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

私のほうからは詳しくはちょっと申し上げられないんですけども、実際こちらの土地の情報に関しまして、個人情報絡む話になるかとも思われますので、これにつきましては内部で相談して、資料が提供できるようであれば、後ほど提供したいと思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

確かに個人、番地を聞いているんじゃないかと、簡単にこのカーブがとれないからということなのか、それも含めて聞いてはいるんですが。

じゃ、何だかの方法で筆界未定、この分だけ資料提供お願いしたいと思います。

次、じゃ、その件については自治会から要請書出したいと思います。

じゃ、2点目です。荻道農村広場将来計画についてお尋ねします。

再質問の前に、やっぱり配付資料の2ページから6ページにまたがって説明してから触れたいと思いますが、皆さんも御存じだと思いますが、インナーイーモア荻道の後ろのほうですね。2ページはインナーイーモアの航空写真です。これその蝶がいわゆるインナーイーモアという昔から親しまれているところでありまして。世界遺産の見える展望台とか、今、問題になっているテニスコート、そして農村広場というのがある

ります。

次の3ページ、今、将来計画があるかということで、まず将来計画をまずきょうはお願いしたいなということがありますが、今、いつもの除草作業でこっち有効利用ができないかなということ、毎日地区の皆さんからも相談を受けているので、もしこういった3ページの簡単なイメージ図なんですけれども、それを描いています。この簡単なイメージ図は蝶ハウスです。さっき構造の問題がありましたけれども、これはいつでも撤去できるような、現在地域提案型事業で村から補助を受けて実際2棟、3棟ぐらいいですか、補助を受けてやっています。これも私有地ですので、いつ返せと言われた場合に、すぐ取り外しできるように簡易ハウスの的なものですので、それをイメージしていただきたいと思います。

真ん中に児童遊具、そして駐車場というふうな簡単なイメージ図を何名かの皆さんと話し、どういったものがつくれるかなということイメージ図があります。

また5ページの資料も、3、4、5というのがある。この3番というのが、先ほどの資料の5ページの3ページのところが今フェンスが倒壊しています。補正予算取りつけたのでそれはそれでよろしいかと思いますが、4がゲートボール場です、農村広場。5が展望広場とあって、危険防止のため、今、仮に設置しています。そこからの眺めが、南側は中城城跡、ちょっと小さいんですが城跡です。西側は普天間飛行場、そして北側は、今ちょっと印で入れていますがコスタビスタホテルとか、その脇にはあやかりの杜が見えます。

次のページ、これは東側方向の大城タンクが見えます。先ほどは答弁いただいたので、中の展望デッキ、高さ4メートルほどのものが事業化できるよということで、そういうふうな資料をもらっていますけれども、その4メートルの

高さがあれば勝連城址も見えますよということで説明しているところでもあります。

じゃ、再質問入ります。

将来計画があるかということの答弁でしたので、それは展望台のアクセスを含む周辺の散策路計画を昨年度実施設計を終了したということですが、事業化に向けて前進しているということは地域としても大変よろこんでおります。先日、平成30年度中城城跡周辺における観光、健康散策整備に伴う実施計画業務の実実施設計の資料をいただきました。高さ4.2メートル、奥行き3.7、あと横6.8メートルで立派な展望デッキでありますので、さらに眺望が開けるんじゃないかなというように気がしております。

それに附随する全体計画というんですけれども、そういう資料がございますか。あれば資料提供をお願いしたいんですが。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

設計図が欲しいということなので、後で議会議務局のほうへお渡ししておきます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これに関しては事業採択ですか、事業化に向けて事業採択があればすぐ対応できるということですよ。

じゃ、それもし事業化されて事業完了したら、先ほどの古城周辺歴史的景観整備事業ですか、それに伴うテニスコートとか、いわゆる散策路の整備という今、現段階では計画できていないという返事ですので、段階を踏んで今の事業を

踏んで完了したら、また古城周辺整備事業の中の今、現段階の手応え的な整備計画はないということなので、サッカー場とか、展望デッキはできるということです。駐車場とかトイレ等の施設整備の再整備の計画が実行できるのか、その辺ももし今の段階で答えられましたら。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在考えているのは、一括交付金で観光、それと健康という目的があります。そのために現在ある大城・荻道の中に散策路をつくろうということです。その一環として展望台の部分だけは整備をし直そうということです。

まずは、これを1年、2年ではできないと思っていますので、数年、来年採択されればの話ですけれども、来年採択されれば数年かけて整備をしていくということで、現時点でテニスコートだサッカーコートだということの考えは全くやっております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

じゃ、現段階では整備計画はないと。段階を踏んで将来五、六年中にはまた見通しつくということに了解してよろしいですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

一括交付金の予算の仕組み上、毎年毎年県を通して内閣府のほうへ申請をさせていただいて、採択されればできるという制度になっていますので、現時点で私のほうからできる、できないということとは言えない制度になっております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

わかりました。

なぜそういうしつこく聞くかというのは、さっきイメージ図で、じゃ、その間は蝶ハウスとか駐車場とかテニスコート使えないかなということ今これ聞いているんで、事業採択すれば自分たちが蝶ハウスとかできないわけですから、時間かかるのであれば、そういう裏のテニスコートに駐車場とか遊具とか、蝶ハウスは取り外しできるような形だと思うので、そういうのが利用できるかということはもう先ほど所見聞いているので、その辺も公園化計画に規制はあると思うんですけども、そういうふうに提案というんですか、さっきの簡単なイメージ図で考えると、そういう利用したいという強い区民の思いがあるので、そういうのが可能なのかという、再度所見をお聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

なかなかちょっと質問の趣旨がよく理解できません。今、企画振興課長が言ったのは、あくまで展望台を中心に散策路という形で整備計画を出しますよと、一括交付金が出たらそれできますよということです、決まればです。

ただテニスコートにその蝶ハウスをやりたいということですが、これが本当にそういう形のできるかどうかというのは、これは十分にまた検討しなきゃならないんじゃないかなと思っている。だから、この今、実施計画でやっているのとは別の話ですので、これはまた地域の皆さんとの意見交換も踏まえて、都市計画上それが可能なかどうかと踏まえてやる必要があるだろうと思っておりますので、この辺は少し地域の皆さんの声もしっかり聞きながら進んでいく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

もちろん僕が言っているのは、僕1人がしゃべっているわけじゃなくて、地域の声ではあるんですけども、こういう将来計画がなければそういうふうな利用できるかという所見を伺っているだけなので、それを地域の声で今しゃべっているんで、自分1人しゃべっているんじゃないかなというふうに考えられたら困るなということです。いいです、はい。

これ、住民が認識されているかというのは、今、やはり村民提案型でいろいろ継続事業もやっているわけですから、そしてひまわり祭りとかそういう蝶の里づくりでも県内外からも認識されているので、それは十分住民からも喜ばれているということで認識しております。

次です、もう時間ないので。

公営墓地についてお聞きしたいんですけども、墓地実態調査を踏まえて墓地散在化防止のためにこういう墓地公園基本計画が策定されていると思うんですけども、先ほどの5年分のデータでは、相変わらず年19件の個人墓があると。本来は沖縄県だけが認められているのかな、個人墓というのは。だからちゃんとした公営墓地があれば個人墓はなくなるんだろうなということを知っているんですけども、やはり、墓地実態調査を踏まえてから今回まで大分時間かかっているようで、公営墓地について、今度アクセス道路、1億2,000万円ぐらいですかね、そういうふうな計画があるんですけども。

今の段階でどの段階まで踏まえているかということをお聞きしていますけれども、アクセス道路としたら、次どの段階なのか、それをお聞きしたいんです。今、どの段階まで来ているのか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

アクセス道路の設計のほうは先ほども答弁で申し上げましたけれども、既にでき上がってお

ります。つい先だって、これ一括交付金の事業で行っているわけですが、予算の内訳が採択されまして、それに伴ってこの予算また議会でまた諮るんですけども、これが採択されればすぐこのアクセス道路の工事の入札等を行って、今年度からアクセス道路の工事に入って行く予定でございます。恐らく来年あたりまで延長するののかということは工期にもよりますけれども、来年までには確実に道路はできていて、その後、実際の用地の整備に入っていく予定になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

どの段階か、アクセス道路の工事が始まるということですが、実際、今、基本計画はできておりますけれども、墓地公園の基本設計はできているのか。あとは墓地形態、区画面積、使用期限や使用要件などの決定、実施設計という細かいところはどこまでできているのか、決定されているのか、それをお尋ねします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、実施設計ができていのは進入路に関しての実施設計でございますが、それが完了するか、その段階において、今後墓地の要するに区画とか配置等の基本設計、実施設計はその後になりますので、そこについてはまだやっておりません。先ほども言ったように、今アクセス道路の実施設計が終わって、その道路の工事

に入るという段階でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

担当課長が丁寧に説明していただきましたけれども、すみません、私の質問のやり方がちょっと要領不足なんですけれども、どの段階まで進んでいるかということをお聞きしているわけです。もちろんアクセス道路の実施設計はできているというのはわかるんです。今、公園350キロあるこういう基本設計とか実施設計とか、じゃ、いわゆる先ほどのいろんな墓地の形態、区画面積、使用期限や使用要件などはいつごろできますかとそういうのを聞いているので、じゃ、これあと何年かかるということ、供用開始まで、その辺は厳しいですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

基本構想の中では大体こういった形でということで、皆さんのお手元にもその資料等はもうあるかと思えますけれども、実際工事に入る前にはちゃんとした計画をして、基本設計と実施設計まで含めてやりますので、これはまだやっていないということで先ほど答弁しましたけれども、早ければ令和3年ぐらいをめどにこの墓地のほうを分譲というんですか、準備の必要な方々に使用してもらうように今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

大体わかりました。

用地確保が終えて、バイパス進入路ですか、始まると。詳細については運営まではまだ時間かかる、令和3年ですか、3年はできるという

ことでありますので、これからだと思うんですけども、村民のためには永代使用とかそういったいろいろな取り組みがあるんで、その辺の取り組みについては今からということで、区画も基本計画には12平米とかあるわけですから、この辺とかはもっと聞きたかったんですけども、ここにはいわゆる永代供養のお墓があるのかとか、もっといろいろありますよね。そういうのがあってということも聞きたかったんですが、まだその段階じゃないと。

じゃ、令和3年には運用開始できるという感じで今、認識してよろしいですか。

**○議長（名幸利積）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（名幸芳徳）**

おっしゃるとおり令和3年ごろをめどに供用開始をできるように今現在計画を進めているところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

ぜひ、22年度墓地実態調査から、こんにちまで10年、令和元年までとしたら十三、四年で、個人墓というのは大きな特有な風習というんですか、できるだけ個人墓というのはなくなるように、そして今、無縁墓とかいろいろ放置もされる中でまた都市計画上のやはり障害が生ずるので、相変わらず年19件くらいの個人墓があるので、できればこれをなくす意味でも早目な公営墓地をお願いしたいと思います。

質問の仕方が大変わかりにくかったと思うんですが、ある程度、自分の聞きたいことはほぼ聞いているので、また追って再質問させていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後1時再開します。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

引き続き一般質問を行います。

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目です。防災・減災について。

いつ起こるかかわからない自然災害。日ごろから備えることは大切であります。また、自然災害に対しての考え方も、防災から減災に重点もシフトし、国民の意識もまずは自分の身は自分で守る「自助」、次に地域コミュニティーなどの身近な人と助け合う「共助」、最後に公的機関からの支援の「公助」というように変化が見られています。

平成30年度の北中城村地域防災計画策定業務を経て、北中城村の新しい防災計画ができましたが、どのように変わったのか伺います。

2点目です。再生可能資源を生かした北中城産業の活性化推進業務について。

平成31年3月に再生可能資源を活用した北中城産業の活性化推進業務委託の成果として報告書が作成されました。前回の一般質問での回答どおり、実証実験を行わないものでも大丈夫な報告書で安心もしております。

今年度の当初予算には再生エネルギー関連の予算が計上されていない。村としては今後どのように進めていくか、考えを伺います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目です。防災・減災についてとい

うことですが、本村の地域防災計画は平成21年6月に作成をされたままでしたが、議員の質問にあるように、平成31年3月に新しい防災計画として作成いたしました。この内容については後ほど総務課長に答弁させたいと思っております。

2点目の、再生可能資源を活用した北中城村産業の活性化推進業務についてということですが、当初予算にされていないんじゃないかということなんですが、確かにそうです。ただ、現段階においては9月議会の補正で対応していきたいと思っております。詳細についての内容については農林水産課参事のほうに答弁をさせたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

上間堅治議員の御質問にお答えします。

私からは1点目の防災・減災についての、今度変わりました地域防災計画の内容についてですが、東日本大震災や熊本震災など、全国で発生した大規模災害による教訓等を踏まえた各種法改正や、国が定める防災基本計画及び沖縄県地域防災計画などの上位計画との整合性を図るための修正を行いました。それとあわせて、職員の配備計画の見直しを行ったところであります。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課参事。

**○農林水産課参事（鹿島直昭）**

議員の御質問、2番目の再生可能資源を活用した北中城村の活性化推進業務についての御質問にお答えいたします。

今ほど村長のほうから答弁がございましたように、当初予算では確定されておりましたが、現在、一括交付金の7月変更追加申請での対応を目指して調整中でありまして、現段

階においては9月の議会の補正で対応し、業務を始めていくというような方向で進めております。

内容としまして、今後のことでもございますが、村といたしましては、今後再生可能資源、食物残渣でエネルギー化、電気や熱、こういうものを生成しまして、また堆肥や液肥化も図り、それらのエネルギーに関しては、現在コンテナ水耕栽培施設、これが電気かなり消費いたしますので、これに活用して、また堆肥、液肥に関しても耕作放棄地の地力回復に資する観点から供給を図っていくという方向で、今年度業務では事業管理者というものにその施設の運営管理を任せていく方向性も含めまして、令和2年度末までの取り組み実現で検討を進めてというようなことで、9月議会を通しまして、今年度も業務を行っていくと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1点目の防災・減災についてですけれども、先ほど村のほうから説明があったように、上位計画が改正されたということで、我々村のほうもそれに合わせた改正ということでありました。確認したところ、この計画も300ページで我々の計画も大体同じぐらいのボリュームになっていると思います。それをいちいちちょっと一点一点やると時間かかるので、かいつまんだところからやっていきたいと思っております。

まず、1点目に減災についての取り組みについてですけれども、これまでの取り組みと、これからまた新しい取り組みがあるのかお伺いします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

自然災害等はいつ起こるかわからないということがありましたので、減災という言葉も今回大震災等を受けまして新たに発生した取り組みでございます。こちらとしては、自然災害等あった場合でも減災でいかに人命を救いながら、いかに必要最小限の災害に抑えていくかということを考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

もちろんこの計画の中に減災の考え方もしっかり入ってきているんだろうと思いますので、この辺の取り組みもしっかりやっていただきたいなと思っています。

次に、県の防災計画にもありますけれども、もちろん本村の防災計画にあると思いますが、通年を通して内容を検討し、また継続的な見直しが必要とあるとあります。本村ではどのような検証と見直しを行うのかお伺いします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

自然災害等現在多くなって法律の改正も非常に多くなっています。以前までは防災計画を一度立てたら本の形で皆さんにお配りしていましたが、今度から加除式をとっております。何かあれば法改正等ありましたらこれを差しかえしていく形、これは県も含めて今そういう形になっていますので、我々としても法改正等ありましたらその都度改正していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

今のお話によると、随時いろんな問題等があればすぐ改正できるという形になるということと理解していますけれども、ただ、この改正する当たりに対して、ただ上から来た、国から、県から来たのをただ改正していただけなのか、それよりもっと地域の方々から、例えば避難訓練等を行ったときに、こういったのは必要じゃないか、これは変えたほうがいいんじゃないかというふうになったときの、村の地域防災計画の変更というのはどのようにしてやるのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

国・県等が制度が変わったからすぐ変えるというわけにもいかななくて、防災会議というのを持たないと変えることができません。ある程度法改正が幾つかたまった時点で、年に1度ないしは翌年度まとめて防災会議にかけて、この改正を行うことになっております。

また、あわせて、今、住民からの避難訓練等の話もありましたけれども、この地域防災計画と別個に避難所等のマニュアルの運営作成も行っていきますので、この分についてはまた随時住民から要望があれば改正できる体制になっていると思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それじゃ、随時そういった形で防災会議等含めた変更とか見直しとかができるということと理解しました。しっかりやっていただいて、いろんな対応ができるようにやっていただきたいと思っております。

それで、今、質問の中にありましたけれども、避難所計画というのとか、また避難計画という

のはあると思うんですけども、この各災害に対して沖縄県では台風、風水害、また、あと土砂崩れ、また地震、津波等という形で考えられると思うんですけども、そういったのは今、作成しているという話でしたけれども、住民に知らしめるというか、知らせていくまでにどのくらいかかるのか、期間的に。今どの辺の作業なのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

今、避難所開設運営マニュアルについてももうでき上がっておりまして、これが部数が今20部があって、今、想定しているのは、各課はもちろん配付するんですが、今、自主防災組織立ち上げている各字に、もしこれが加除式なものですから、ちゃんと保管とかできる体制があれば、自主防災組織。また、自主防災組織立ち上げていないところでも訓練等含めて、貸し出し等も含めて提供したいなという感じで思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、あとはこの避難訓練とかと、また避難経路とかという話は少しまた後に聞きたいと思えます。

水害とか、また土砂崩れとか、そういった個々の対応について少し聞いていきたいと思えます。

まず、水害のほうからです。いろいろ水害があるんですけども、それにかかわって、ちょっと防災カメラが島袋のほうについていると思うんですけども、それをちょっと今いろんな形で利用できないかなというふうに思っているんですけども、このカメラ、私がずっと大雨

のときにはずっと村外に出るときは、大雨があった場合にはもう必ず見るようにしているんです。

それで、今回、今月なんですけれども、6月14日の未明の大雨あったんですけども、この未明の大雨でも10分雨量というのが最大で17ミリで道が冠水しました。今までは本当に多分この17ミリという数字出ると、もう相当1メートルぐらい上がっているんじゃないかなというふうに思っていて、この仮の貯水池が大分きいているんだろなというふうに思っているんですけども、ただ実際水が上がってきているんです。カメラを置いているだけけれども、ただ見るだけで、この水路にどのくらいのところまで来ると冠水するのかなというのは、そういった情報とかは持っているのか。この水路のほうの側面に白く塗ってあるんですけども、そのどの辺あたりがくればいいのか、しっかりカメラで写してやっているのかで地域住民の方も見ていると思うんです。近くになると車を移動したりとか対策できると思うんですけども、その辺の情報とかはお持ちになっているのか伺います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

今現在そのカメラで見ていただくと、水路のところに間知ブロックと、普通のコンクリートブロックです、四角いコンクリートブロック、その境界線があるかと思えます。その境界、間知ブロックが通常の水路部分で、一般的なコンクリートブロック、そこはさらにかさ上げして壁をつくっているということで、背後地はどちらかという、そのコンクリートブロックの背後地はもう一般的な地面になるということで、間知ブロックを超えると冠水のおそれがあるというふうに見ていただいたほうがよろしいかと思うんですが、ただし、その具体的に、じゃ、

これを超えたらすぐ冠水するのか、もしくはその水路までいかなくても道路冠水、地域の冠水が起きている可能性もあるというところで、明確にここまでというふうな示し方は今していないところでございます。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それじゃ、今の答弁だと、この大きな幹線水路があふれなくても、ほかの地域がもしかしたら冠水している可能性もある、もしくは事例もあったということではよろしいんですか。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

明確に事例というわけではないんですが、瞬間的な豪雨があった場合に、水路まで、その幹線水路に水が到達しない以前に集落地内が流れ切れずに冠水するという事はよく考えられるということです。

それと、あと幹線水路だけ見ていると、冠水に至っていないだろうというときにも、事後の情報でどこどこが冠水していたと、集落地内の道路が冠水していたというようなお話は聞いておりますので、そこは一概にこういうパターンだからこうなるということとはちょっと言えないのかなというふうに思います。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

私の勘違いとかちょっと読み違いとか、この水路があふれたらここが冠水しているんじゃないかなというふうに考えていたので、今のちょっと質問になって、それを区別ができれば早目に対策できるのかなというふうに思ったんですけれども、余りそういった情報があると、冠水しなくて大丈夫だろうというふうにな

ってしまうというところも困るので、やっぱりこの話はできるだけやらないほうがいいという考えでよろしいですか。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 1時17分 休憩

午後 1時17分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

通常、割合大き目な河川のときには、危険水位であるとか警戒水位というふうな線引きを設けたりすることがよくあります。ただ、この水路の場合は、急激にたまって急激に下がるという特性がございまして、ここで設定しようとするとかかなり低いところで水位の設定が必要になってくると。そうすると、ちょっとした大雨ですぐ水位がたまって、じゃ、また危険だというような話になってきて、それを繰り返しますと、いわゆるオオカミ少年みたいな形で、またいつものことだから安心だよというふうな誤解を与える可能性があるので、そういったことで今の段階では水位設定というのはあえて設けていないという状況でございます。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

わかりました。

それで、もう1点、このカメラについてなんですけれども、夜間のカメラのこの画像が悪いのか見にくいのかわからないんですけれども、この水面、今回もさっき言ったように大雨で冠水したときが未明で暗いときだったんです。前々回も、今月2回あったんです、冠水したときが。そのときも未明で暗くて見えなかったというのがあるんですけれども、この街灯とかを

移動してしっかり見えるような形をつくっていただけないかなという私の意見なんですけれども、この辺は移動できるのか、よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、カメラのライトは総務課が独自でまた、皆さんが見ているのは静止画面しか見えないんですが、我々は動いている画面が見られて、位置も変えられる機能を持っていて、これが住民側までライトつけることできるかという、ちょっと今のところ厳しいです。総務課か消防がつけば見られる体制にはなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

これは、じゃ、総務課の職員が夜でもちゃんと待機して監視しているということでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

先週の洪水警報が出た場合は、うちに来る前に多少の時間あって、最初朝の4時で、次が7時ごろ。警報が出ると連絡来ることになっていきますので、県の防災危機管理課のほうから。そこから対応はしていますけれども、夜中になるとなかなか電気を、来ればつけられるんですけども、来て対応はできる体制にはしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それじゃ、この防災カメラというのは村民向けのためのカメラなのか、職員が管理するためのカメラなのか、どちらを重点的に置いているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

総務課としてもその水位は常に何かあれば見ている状態にありますが、住民向けにももちろん見せるということ。ただ、いろいろこのカメラの業者さんにもいろいろ話して、できれば静止じゃなくて動く感じでもできないかとありましたけれども、なかなか今、厳しい状態がありまして、もし変更がきく時期が来れば、ライト等含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

地域の住民はやっぱり気にしている方結構いると思うんです。そういった形で村が配信しているということになると、地域の住民の方もしっかりとした情報、暗いときにもしっかり水位がどうなっているかという情報はとりたいと思うんです。その辺はまた少しこれからの検討課題ということで考えていただければ助かります。

また、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は土砂災害なんですけれども、現在我が村において土砂災害の復旧工事が3カ所ですか、行われていると思いますけれども、これの進捗状況をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

現在、土砂災害に実際表面地すべりを起こして、対応は県のほうでされておられます。1カ所が島袋のちょうど愛の村の西側の斜面です。こちらと、あと熱田地区の斜面沿いでやはり地

すべり防止対策工事を進められております。また、今現在、仲順地区で中央公民館のちょうど出入口のところですね、こちらですべったところにつきましては現在調査、測量が完了しまして、現在その対策について工事の発注を今、予定しているというような報告を県のほうから受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

わかりました。県の事業なのでなかなか村のほうも把握だけという形にはなってくると思いますけれども、しっかりできているということでやっていきたいと思っております。

次に、地震、津波の件についてお聞きします。

我々、総務厚生委員会で昨年の12月に美崎地区の防災対策について3関係団体、美崎自治会とデイサービスしおさい、アリス保育園に聞き取り調査、所管事務調査として行ってまいりました。

美崎自治会では特に危惧しているのが避難場所の確保です。もう前回からよく避難場所が少ないということではほかの議員の方も話していますが、近隣のマンションと協定を結んでいるということですが、隣接する県の運動公園、こっちの今まで高台とかグラウンド、陸上競技場のスタンドとか避難とかという話だったんですけども、私の考えからすると、ここにこれだけあっても、夏休みの休日であったりゴールデンウィークであったりというのだと、相当な人手が何千人、下手したら何万人ぐらい来ると思っています。その中でもし何か起こったということで、高台があろうが避難所があろうかという形で、私はこれだけの人数が急に動くとなると大変な混乱を来すんじゃないかなというふうに思っています。

この運動公園のほうの管理している会社があ

って、民間の会社ですが、聞き取り調査に行ったら、避難計画を持っていないというんです、津波の。これはちょっと問題じゃないかな、村のほうも把握はしていると思うんですけども、その辺はちょっと私としては問題じゃないかなというふうに思っているんですけども、村の考えはどういうふうに思っているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

今、運動公園は全体含めて防災協定を結んで避難所として提供をしているところです。ただ、今、県が津波の避難計画を持っていないというのは初耳でして、うちとしても津波等含めて海拔何メートルということがあると思っております、また県と協議できるのであれば、今、民間会社ですので、その上の県と管理しているところと実際に聞いてみて対策を講じていたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

この辺はもう本当にしっかり避難計画とか、そういったのができていれば、高台とかそういうのがなくても、県が想定している津波の到達時間というのが大体30分前後なので、10分、20分ぐらいあれば結構遠くに行けると思っています。その辺をしっかりと考えてもらって、地域住民の、特に美崎地区ですか、そこの安心・安全をしっかりと確保して、県とも調整しながらしっかりやっていただきたいと思っております。

あと、美崎地区と、あとデイサービスですか、そこで少し聞いたところで、どういうふうに避難をしているかということなんですけれども、もちろん自治会のほうでは徒歩、県のほうも徒

歩ということで推奨していると思うんですけども、デイサービスの場合はやっぱり高齢者とかいて、なかなか徒歩ではできないので車でやっているということなんですけれども、もうできているという話なんですけれども、この避難計画。この辺はどういうふうに考えているかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

防災計画でも避難については基本徒歩となっています。ただ、要援護者等含めて車が必要なところについては車で避難する。特に避難経路ができていないということなので、こういうデイサービス関連については、実際に車の台数が足りるか足りないかちょっとわからないんですが、車の避難も含めて大丈夫だと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

先ほど言ったように、たまたま都合が悪くてこういったイベントとかあって、この運動公園に何千人、何万人という人が集まって、車のほうも何千台という形で、駐車場もちろん何千台という確保できる場所なので、もっと多くの車も来ると思うんです。その中で、大きな道というか県道20号線があって、その上に国道があるということなんですけれども、美崎地区またはこの運動公園から県道を渡って国道まで行く、普通は避難経路というのは横には行かないんですよね、海岸沿いから。縦に高い方向に行くと思うんですけれども、この間に4本しか車が通る道、人の通る道がないんです。その中で30分以内に歩いて、大体海拔14メートルですか、そこまで行けるのが2本しかないんです。これで今言った十分というの、車でも十分というの

か、その辺をちょっとお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（仲本正一）**

お答えします。

車で避難するということは考えられるということで、2本しかないという想定の中で、どういう避難の仕方があるかというのを、おのこの避難訓練しながら今後考えていかなければいけないという感じで思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

この地域防災計画と同じように避難計画も随時変更できるというふうに思っているので、この辺はもうしっかり防災訓練等も行いながらしっかり検討していただきたいと思います。

あと、デイサービスしおさいのほうから高台移転の要望、大分老朽化されていて、いろいろ補修とか出ていると思うんですけれども、高台移転の要望もやっていますという話でしたけれども、この辺は村としてはこれからどういうふうに考えているか、お聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

老人デイサービスセンターしおさいの高台移転については現在のところは計画はございません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

計画はないということなんですけれども、もちろん老朽化していけばまた同じところにつくというわけではないということよろしいで

すか。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

現時点でどういう方向性で行くという部分についてもまだ決定しているものはありませんので、議員御指摘のような防災、避難を考えたときの施設の建てかえということについては、当然考えていくものと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、これからということだと思わすけれども、ぜひこういった施設利用者、また管理者の要望も踏まえながら、しっかり対応していただければというふうに思っています。

防災については最後になるんですけれども、徳洲会病院とイオンモールの間、県道の上のほうに歩道橋計画というのがありました。ここの地域は災害に強いまちづくりということで、私は重要じゃないかなというふうに考えております。

最近こういった話、耳にしてこないんですけれども、この計画、今現在どういうふうになっているのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

お答えいたします。

この徳洲会病院からイオンモールに続く通路というんですか、橋というんですか、あれについてはずっと計画は温めていて県とも調整をしながらやっているんですが、なかなか県としては厳しいと。ならば、国と調整をしていいということですから、今、先日の総合事務局と中部の市長村長との話し合いの中で提案を申し上げ

ていますので、もう直接国と交渉して社会整備資本事業の中でやれないかどうかということは今、要請中ということですので、国としても何とかそれは前向きで考えたいということですので、もう少し調整期間が必要なのかなというふうに思っています。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

それでは、今の答弁だと国のほうと一緒にやっていきたいという考え、国のほうから補助金のほうもしっかりもらえて、できる方向に行くということで、確認ですけれども、よろしいですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

今ここでできますということが明確に言えるわけじゃないんですが、ただ、国とこういう交渉の中でぜひそれはお願いしたいということは今やっていますが、明確にオッケーという返事はまだもらっていませんので、しっかり交渉をやっていきたいなと思っています。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

わかりました。

大変難しい問題だと思いますけれども、私はなくてはならない設備だろうというふうに防災の観点から思っています。ぜひ実現できるようにしっかり調整、また交渉をよろしく願いいたします。

続いて、再生資源を活用した北中城の活性化推進のほうで再質問させていただきます。

報告書の内容を見ていましたけれども、長期ラボの結果で発電量が年間2万3,248キロワットアワーということなんですけれども、この数字ちょっと結構いい数字、私的にも結構いい数

字じゃないかなというふうに思っています。確認のためなんですけれども、最近ちょっとミスの資料が出たりとかいろいろしているところもあるので、確認のために、この数字というのは当たっているかどうかをお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

今の数字自体は長期ラボ試験場で正確に出ている値でございます。ただ、施設が実在の施設ではなくてラボ試験の設備なので、100%イコールであるかどうかという点では、そうですとは言いがたいものがありますが、ほぼそれに近いものが発揮できるというふうに結論づけております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それじゃ、大変いい結果で事業もしっかり進んでいければいいかなと思ってるんですけども、報告書のほうで少し気づいた点というか、質問したいなという部分があったのでちょっと質問させていただきます。

いろんな報告書の中で、この設備とか場所とかそういったふうを選定しているんですけども、大体その場所、また設備ということで、報告書のとおりという形でよろしいんですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

報告書の中で検討されている設備、また対象地域はほぼその方向で進めていくというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、ちょっと設備のほうから少し質問させていただきます。

4社の設備を検討していきまして、ポイントでいいところということでその1社だけということ、開成さんですか、そこを中心に考えていくということになるんですけども、この報告書の中で事業の成立性という表がありまして、事業の成立性というところの設備の実用性、耐用性の評価で、開成さんとまた2番目の点数がいいサイエンスシードさんとで内容はほぼ一緒なんですけれども、結果がちょっと違うんですけども、この辺はどういったことで差が出たのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

お答えいたします。

開成さんのほうに関しましては、実際にもう新潟県の村上市で稼働しておりまして実績を出しております。そして、また、この前の総務省の分散型エネルギーの調査のときにも委員の皆様方と視察に行つて現実に見ております。その中で、サイエンスシードさんに関しましては、資料レベルではかなりいいものがありました。実際にといったところ、今、目指しているのがコンテナ型でこれができないかというのに関しては、開成さんのほうはもう試作品があったと。サイエンスシードさんのほうはまだ机上の段階で、この試作品での稼働実績もなかったというふうなことで、その辺も比べて開成さんのほうに高い点数がついております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ごめんなさい、今ちょっと違うような話しているんですけども、サイエンスシードのほ

うがよい点があって、開成さんのほうが丸でよいという話なんです。上のこの設備の実用性、応用性です。そのところなんですけれども。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課参事。

**○農林水産課参事（鹿島直昭）**

細かくお答えいたしますと、設備の実績の部分で開成さんが丸でサイエンスシードさんが二重丸になっております。この部分に関しては、開成さんのほうの一般的なコンテナ式ではない部分の実例、そしてサイエンスシードさんのコンテナ式じゃない部分の実例に関しましては、サイエンスシードさんのほうが高かったと。今回、村で検討しております施設としてはコンテナ型のほうを推奨したいということで、実際に運用実績としてはコンテナ式じゃない点で見ると、全体的に見るとサイエンスシードさんが高いんですが、コンテナという形での導入となると開成さんもありなので、次の企業の対応力という面で二重丸のほうになっているというようなことでございます。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

続いて質問しようと思ったんですけども、企業の対応力ということなんですけれども、このコンテナ式ありきで考えての企業の対応力ということでもよろしいんですか。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課参事。

**○農林水産課参事（鹿島直昭）**

お答えいたします。

導入施設としてはコンテナ式が望ましいなという点と、あとこの施設を導入するに当たって民間活力の応用というか活用というふうなことを考えておりますので、民間サイドのほうの資金提供、要は自己資金でどこまで対応していただけるかという点におきましては、開成さんの

ほうが高かったということで、企業の対応力という点がこの大差がついたというふうになっております。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

わかりました。

一緒にやっていくということなので、民と官と。やっぱり同じようにというか、相手方のほうもしっかり出すものは出していただきながらしっかりとしたものをつくっていくというのに対しては理解いたしました。

続いて、細くなるんですけども、経済性の設備費用、導入費用と分かれているんですけども、ここでは導入費用で不明とあるんですよ。一番不明というのが怖い課目じゃないかなというふうに私は思いますし、またこれはさっき言った企業の対応力とかそういった問題ではなくて、しっかりした金額というのをを出していただかないと、つくった後にランニングコストでもう倍以上かかったりとかというふうになってしまうと、少し問題あるんじゃないかなというんですけれども、この辺の評価の違いというのはどういうふうに考えていますか。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課参事。

**○農林水産課参事（鹿島直昭）**

お答えいたします。

サイエンスシードさんのほうは設備をつくって導入します。そして、ある程度運用面、管理面では支援をしますというふうなお話がありました。ただ、それについて資金的提供とかその辺の詳しい話がしていただけなかった。開成さんのほうは、自己資金で全部導入もあり得るというふうなお話がいただいていたので、実際論として、じゃ、本当にそれを導入するに当たって開成さんのほうどこまで出せるか、全額出せるのか、それとも半額なのか、それによ

っては導入資金がかなり変わってくると。全くこちらの持ち出しでほかと大差が出てきてしまうという点を考えたときには、開成さんのほうが資金的な面ではかなり村にとっては有利な話だったんですが、それをあえて記載することができなかつたので、このような形で不明にしております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

大体わかりました。

先ほどから言っているように民と官と一緒にやっていくPFIですか、そういった形をとっていくということで、どういった有利な条件を我々村に対して持っていくかという形で、この会社が決まったということで理解しています。

あと、全体的な部分でこのプラント設備というのが、後ろの事業試算請求のほうで、動力、熱、費用というのがゼロになっているんです。これはバイオガスからエネルギーからつくった電気で全部運営できるよという形なんですけれども、このバイオプラントも結局は乾式とか湿式とかありますけれども、結局熱を発生させて発酵させるプラントだと思うんですけれども、これにも結構熱量、電気とか使うと思うんですけれども、これと相殺できるのかなというようになのが少し疑問にあるんですけれども、この辺はどうお考えなのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課参事。

**○農林水産課参事（鹿島直昭）**

今回のこの施設はバイオガス発電になっております。メタンガス発酵です。当初、この残渣を投入して発酵までの最初の温度に高めるためには、ある程度電力を使うことにはなりますが、発酵し出すとガスの温度が大体高いレベルでは70度近くなると。それによって自己発酵を促し

ていくという形なので、初期段階ではこの電気は使いますが、ある程度2週間、3週間もしてくると自己発酵の力でいきますので、それほど電気の消費はないというふうに聞いております。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

大変勉強になりました。ありがとうございます。

もう一つなんですけれども、コンテナ水耕栽培とあわせて、現在やっている水耕栽培とあわせてセットでやっているというんですけれども、このバイオ発酵のプラントが農福連携の地域でやる。今やっている水耕栽培のほうは、アワセの下のほうでやっている、漁港のところでやっている、どう結びつけるのかなというふうに思っているんですけれども、どういった形で結びつけるのかお聞かせください。今、まさにまだ実証実験段階なんですよね、あそのプラントのほうは、どういうふうな形で結びつけていくのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

農林水産課参事。

**○農林水産課参事（鹿島直昭）**

お答えします。

前提として、先ほどこのバイオガスの企業が確定したわけではないんです。今、候補としてこの2つの企業、そして片方がかなり有効的じゃないかというところで挙がっていると。確定させるのは今年度の業務で確定させようじゃないかというのと同じで、今、しおさい市場のところでやっている水耕の実証実験ですが今年度で終わります。

来年度からどういうふうにその施設を活用するのかという点では、いろいろと引き合いがあります。企業の実証実験用に使えないのかとか、自分で水耕やりたいんだけれども研修とかそういうので使えないのかとか、そういうことがご

ざいます。ですので、あの施設を指定管理はな  
いですが、管理運用してもらおうという点、そし  
てまた、それによっていろいろと運用するほう  
がプラスになるということで考えますと、あそ  
こでやらなくても、もしバイオガス発電の設備  
をつくるどころにあの施設を移設して対応でき  
ないかということも検討しております。

その点についても、先ほどの開成さんのほう  
は受け入れると、要はガス発電をする、その施  
設に併設するような形で今の水耕栽培の施設を  
移築して、活用するということが検討できます  
という話ですので、そうするとセットでやって  
いけるんじゃないかというような考えを持っ  
ています。その検討というか、ある程度方向性を  
きちっと来年度水耕のこともありますので、ち  
ゃんとかためていく作業として今年度の作業を  
考えております。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○5番（上間堅治議員）**

この辺も水耕栽培も今、実証実験であります  
し、しっかりと成果というか、そういった部分  
もしっかりオープンにして、どういうふう  
に活用していくかということも含めて、また農福連携  
もありますよね、一緒にやるということなので。  
その辺もしっかり精査しながらやっていただ  
ければいいかなというふうに思っていますので、  
よろしくをお願いします。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

**○議長（名幸利積）**

一般質問続けます。

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

では、自分のほうから、通告に従いまして2  
点質問いたします。

まず、1点目に、県道の一部を村への管理化  
について質問いたします。

沖縄県は1972年の復帰を境に、公共施設や公

園、そして空港、港湾、道路等の整備が行われ、  
大きく変わりました。中でも、道路の整備に特  
に力を入れ、国道や県道などの起伏の激しい箇  
所においても、トンネルや橋、バイパス等を建  
設し、交通の利便性から得る沖縄県の経済効果  
に大きく寄与しております。

しかし、一方では、新設やバイパス等の建設  
によって路線のつけかえなどの見直しから、旧  
国道、旧県道の管理を市町村に託す件数がふえ  
ており、市町村は厳しい財政負担を強いられて  
おります。現在、本村を通過する県道81号線、  
宜野湾北中城線の工事が着々と進められており、  
近く完成する予定であります。工事が完成後の  
旧県道の管理については、本村に管理を移管す  
ることが想定されますが、どのようにお考えを  
持っているのか、所見を伺います。

2点目に、児童・生徒の安全・安心対策につ  
いて所見を伺います。

5月28日午前、川崎市の路上で両手に包丁を  
持った男が、登校のためスクールバスを待つ  
ていた小学生の列に背後から近づき、児童らに襲  
いかかりました。保護者の男性と小学6年生の  
女子児童が死亡し、17人が重軽傷を負う痛まし  
い事件が発生しております。無防備な児童を狙  
った残忍な犯行には計画性と強い殺意が感じら  
れる事件であります。スクールバスの登下校は  
一番安全の策だと思っていた我々の考えを覆す  
ことになりました。

本村も幼稚園児や児童の送迎を実施して  
おりますが、これまでの対応をもう一度再確認し、  
さらに安全確保に努める必要があると思  
います。どのような対策がなされているか所見を伺  
います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、比嘉義彦議員の御質問にお答えを  
いたします。

県道、国道から市町村道に移管されると負担がふえるんじゃないかということで、どのように管理していくのかという御質問ですが、おっしゃるとおり、今、特に県道なんです、新しく道ができると市町村道に移管ということがふえております。本村では県道81号線が再来年完成を予定しているんですが、その後、村に移管ということなんです、今、県道がかなり混んでいますから新しい道路はとても欲しいなと思っています。

ただ、議員御指摘のように、村に移管されたら負担が大きいんじゃないかということで、移管前にしっかり県とも協議をしながら村の負担がふえないようにしていきたいなというように思っておりますので、これはぜひ県とも協議をしていきたいと思っています。詳細については後ほど建設課長にも答弁をさせたいと思っております。

2点目の、児童・生徒の安全・安心対策についてですが、川崎市の事件は本当に痛ましい事件で、もう何とも言えないような気持ちになりますが、もうこれも人ごとではないなということで常に安心・安全対策を心がけないといけないなということで、内部でも話し合っております。

特に本村の児童・生徒に対する対策という御質問ですから、その取り組み等々については教育委員会のほうに答弁をさせたいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

では、私は1番のほうについて御説明いたします。

現在、国道や県道におきましては、昨今の交通情勢の変化及び、また将来的な交通量の増加とか、こういったものに対応できるよう新たに道路網の整備を進められているところでござい

ます。道路の拡幅工事や新規のバイパスなどが整備されることによって、旧道に当たる区間が各地の当該市町村へこれまでも移管されてまいりました。

我が村におきましては、現在、県道宜野湾北中城線がバイパス工事中でございまして、ライカム地区を横断する県道沖縄環状線ですね、こちらについては整備が完了しているところでございます。そのため、県道路線を部分的に北中城村に移管していきたいと、県のほうから村のほうに打診は来ております。これに関して、現在この移管に関する協議、こちらとしてもちょっと条件を提示しまして協議をしているところでございます。

実際、移管を受けた場合につきましては、村道として旧県道部分を取り扱う必要がございますので、道路としての機能について不備がないような形でないと、維持管理面の費用負担がどうしても増加するというような、こういったのが十分想像できます。そのために県との協議において、村の負担がふえていかないうような形で移管を受けることができないかを現在内部でも検討しているところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

比嘉義彦議員の児童・生徒の安全・安心対策についてにお答えいたします。

議員御指摘のように、川崎における私立小学校の事件は大変ショッキングで心を痛める事件でした。この小学校は、他校に比べてもかなり安全対策には力を入れていたようです。それで、駅の改札口からバス停までは職員が付き添って安全に連れてきて、そこには教頭先生がバス停のほうでは待ち受けていたということなんです。2人が亡くなりまして、さらに17名が危害を加えられたということで、教頭先生のほうが、さ

らに被害を拡大するのを阻止したために犯人は逃走したということのようです。この事件、大変もう全国的にもショックを与えています。

本村でもさっそく子供の安全・安心を確保するために以下のような取り組みを行っております。

まず、スクールバスの運行を行っているわけですが、その登下校の際には添乗員と運転手が園児の安全確保を行うと同時に、登園時のバス停では保護者が園児に付き添っています。また、小学校においても添乗員と運転手が児童の安全確保を行い、低学年の生徒は担任がバスまで誘導しながら乗車させています。さらに、川崎の事件以降は、村父母教師会連合会の総会や子ども会育成連絡協議会の総会、それから村青少年健全育成会の総会、それから自治会長会、それから村老人クラブ連合会のレク大会などで、新聞記事などを活用しながら、そして実際に安全確保するための対策の依頼などのメモを一緒にお願いをしながら、児童・生徒の登下校時の付き添いや安全・安心の指導、地域での安全の確認や見守りなどの協力依頼を行っております。

今後は、今、申し上げました村内の各団体や警察などとの関係機関と連携を強化しながら、子供の安全・安心を守るための協議を継続して行っていく予定です。

さらに、各学校に対しては、保護者の皆さんと連携して、児童・生徒の登下校の安全を確保する取り組みを強化するよう、文書通知を行っているところです。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

#### ○12番（比嘉義彦議員）

まず、再質問につきましては、県道の村への管理移管について再質問したいと思います。

我が村においても県道沖縄環状線の整備完了に伴い、県道22号線の一部を北中城村に移管し

たいとの打診があるということでもあります。現在、県と協議し、村の負担がふえないような形で移管を受けることができないか検討しているとの答弁であります。県からの打診に対して村は受け入れを拒否することができないという法律や条例があるのか確認します。

#### ○議長（名幸利積）

建設課長。

#### ○建設課長（瀬上恒星）

お答えします。

法律的なものに関しては、拒否ができないとかというそういう文言はございません。

しかし、これまでも地方自治体として県及び村の関係性の流れから、こういった県からの相談ということがございますので、こちらも真摯に対応すべき事項だとは考えております。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

総合調整監。

#### ○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっと補足させてもらいましょうね。

通常、並行する道路2つを管理するということはないんです。例えば国道であれば、ここの道路が渋滞しているからバイパスをつくると、つまり、じゃ、ここの道路のかわりにバイパスをつくったということですから、古い道路は1つ下へ落としなさいということになっています。つまり両方管理するということは財務省が認めないわけです。ですから、古い国道はそのまま1つ落ちて県道か、もしくは市町村に移管するということになります。

そのときに、いやいや、とてもじゃないけれども受け取りませんよということになると、廃道、廃止する道ということがあります。これ、例えば名護横断道路があります。世富慶と名護を結ぶ国道があつて、あそこを整備したために、ところどころショートカットしたために旧道が残っているんですけども、これ名護市がとて

もじゃないけれども取り切れません。たまたま人家がなかったので廃道ということになっていきますけれども、でもこういう市街地で受け取れませんかとなって廃道ですということはもうできないですよ。だから、今の日本の制度からすると1つ上の道路ができれば、順番に下へ落ちていきます。そうしたら受け取らざるを得ないということになります。

そのときに、できるだけメンテナンス代がかからないように整備してから引き取らせてくださいという交渉をするという流れになっています。

ちょっと補足させてもらいました。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

総合調整監の答弁、よく理解できます。それは恐らく住宅があるわけです。これをどうしてもなくすということはできないということは私は認識持っています。

しかし、それは、例えば国道だったり県道だったり、その道路が新しくできたことによって1つは下のほうにおろしますということになれば、もちろん道路の維持管理というのが発生するわけですね。これまでなかったものが発生します。そういう面から私は危惧しておりますが、その移管されたときに我が村にメリットはあるんですか。まずそれを確認したいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総合調整監。

**○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）**

例えば、今回このバイパスをつくっていきまされども、当然バイパスができること自体でうちの村の中の渋滞も減りますし、物流が早くなるわけですから、うちの村としては面的に当然バイパスができることで利益をいただいているわけですよ。さらに、受け取った後はうちが管理する道路の延長がふえますから、それに

伴って地方交付税も加算されるという仕組みになっています。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

道路開設については、やはり道路の台帳を作成して、それを国に提示し、今、交付税で反映されるということではありますが、やはりその交付税というのは私もそういう業務に従事、長いことやっていたんですが、他の市町村、県道だったり市町村の仕事をやってきました。しかし、その担当の職員でお話しする中で、この交付税では数字的なのが見えないですよと、見えない中で幾ら勘定入っているかわからない。国や県は交付税で措置していますよという話をしますよ。しかし、それは見えない。僕は、これは大きな負担ではないかなと思うんです。

ですから、今、例えば我が村で今、宜野湾北中城線が工事を進めておりますが、やはりバイパスすることによって物流早く届くというメリットがございます。しかしそれは、今、皆さんの答弁にもありますように、県がその昨今の情勢を見たときに、例えば新しいまちづくりができて、そこに車の往来が激しくなった。旧県道や国道ではこれが処理できないということがあれば、もちろんその管理する機関がこれを対応しないといけないと思います。これができたから、じゃ、それは村でやる。その受けることによって村は今、本村が負担がないような形であればということではありますが、その具体的に何を要望されているんですか。何の条件を持って今受けようとしているんですか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

現在の、これは担当がちょうど中部土木事務所  
の維持管理班とやっていると  
ころなんですけれども、  
実際受け取る際に、  
まずは車が走る路

面です。路面が実際陥没していたり、ひび割れ、クラックが入っていたりすること自体は全部路面を修正してもらって、直した状態をお願いしますと。また、排水設備、道路側溝関係です。これとか縁石が欠けたり、また割れたり、あと転落防止柵、横断防止策などの道路に関する附属施設についても老朽化が見られる場合にはすぐ取りかえ、ないしは撤去なども含めて、こういったのも条件として挙げております。

また、現在県道は皆さんも御存じのとおり、大きな高木とかが昔街路樹のような形で植えられているんですけども、実際もうなかなか県のほうでも維持管理費用の削減ということで剪定作業がなかなか滞っているような状態でもございます。実際これをこの状態で引き受けた場合、私どもでもやはり剪定とか通常の維持管理、これにも負担が発生すると考えておりますので、こういった植樹の取り扱いについても極力減らす形でできないかということで現在協議を進めているところでございます。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

もしそういう条件を飲んで、県から来た後には、県から管理を離れていきますね。しかし、その管理は村が永久的にそれは路面を管理しないといけなくなるわけです。そうしますと、受けるときにはアスファルトのそういう舗装を直していただく、縁石を直すということですが、この年数を重ねることによってアスファルトの沈下だったり亀裂が入ったりが必ず生じますね。そして側溝でもありますし、いろんなそういう道路にはいろんなあれがあります。そして、安全策、ガードレールだったりガードパイプ、その修繕だったり、特に今、課長のほうから樹木の剪定、これは厳しいということで減らすということもありますが、その樹木の剪定だったり、例えば道路の雑草の草刈り、これ

はもう毎年発生しますね。少なくとも沖縄県では、年2回の清掃では生い茂って本当に見苦しい状況だと思うんです。そういうもろもろの維持管理はどのぐらいかかるか、積算したことはありますか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

私が実際この移管を受ける際に、大体今回県の宜野湾北中城線のバイパス工事が開通した後の旧道に当たる部分です。こちらの役場のすぐ近くの押しボタン式の信号があるところから渡口交差点までが約1キロメートルございます。この区間について、現在うちが対応している村道の維持管理費等で大体換算してみた場合に、年間で約140万から150万程度ですか、大体このぐらいの維持管理費がかかるものと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

1キロメートルで年間140万という答弁でございしますが、今、樹木、恐らく今の県道にはたくさん街路樹が植えられております。それは先ほど答弁あったようにこの樹木を撤去してのことになるのか、これを残して剪定であったり、清掃作業を含めて140万というお考えなのか、答弁を求めます。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

実際私が今、先ほど述べた金額の中では、高木の伐採とかそういったものは含まれておりません。といいますのが、高木の場合、やはり機械がまた通常の一般の維持メンテナンスの作業とまた違う機械とかが必要になるものですから、できるだけこういった高木の撤去とか、また伐

採、こういったものを含むと結構イレギュラー的なちょっと費用の発生がどうしても出てきますので、ある程度この周辺の草刈り等と、あと、また路面、あとこういった道路附属物の修繕とを大体押しなべて、大体延長を計算してみると大体先ほど言った値段ぐらいになるかと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

私は、例えば今、県道に樹木を植えておりますが、例えば沖縄県観光立県と言われていて、本村も観光協会立ち上げました。それで、そういう道路のほうに樹木があるということはとても癒やされるというんですか、これはしっかりと剪定もしながらちゃんとやれば癒やされる。この沖縄の暑い中で本当は撤去するべきものではないと思うんです。たくさん草花があって植えるべきだと思うんですが、こういう我が村の観光協会を立ち上げながら観光客を迎えようとする中、この樹木を少なくしていくという、それぞれが矛盾するんですが、この意見についてどうお考えになりますか。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時15分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

やはり、こういった観光立県で南国特有の植物、こういったのを見て癒やされるというお気持ちも十分承知しております。最近、国道、県道におきましてももともとそういった観光客等に楽しんでもらうための植樹とかもこれまで進められてきました。こういったものにつきまし

ては、現在、国・県もやはりうちと同様でもともこういった、特に沖縄で植えられていたのが風に強い樹木等でごさいます、特に道路の歩道脇に植えられたガジュマルとか、あとはダイゴとか、こういったのは逆に歩道とか舗装面を壊す、ちょっと害を与える樹木としても最近見直しが行われております。

先ほど、比嘉議員がおっしゃられたこういったのとちょっと矛盾するんじゃないかというお話だったんですけども、実際これが樹木ではなくて木陰をもし求められているようなものであれば、逆に東屋とはちょっと言いにくいんですけども、そういったもので日影が何とかできないかとか、あと、もしくは逆に地域住民の方に御協力いただきまして、その維持管理に何らかのお手伝いがいただけないかという方法がないかを、ちょっと今後検討していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

今、担当課長が一生懸命言っていたんですが、本音で言うと、当然今の大きな木は伐倒したほうが村には金かからないからいいわけです。当然それやらないとあれだけ管理するのも大変ですから。そういうことをしっかりやってもらいたいということで今、要望しているわけです。だから、逆に、じゃ、それをきれいにしてもらって、村で金のかからないような対策をすればいいのかなと思っています。

それで、先ほど来お話があるんですが、やっぱりこれを村としても受けなきゃいけないだろうと思っております。当然交付税措置もあるんですが、ある程度移管されると金かかるのはもうしょうがない。そこには村民が住んでいらっしやるので必要です、その道路。

もう一つは、バイパスができることによって

交通混雑がうちとしては対策できると。今もう各自自治体が入っていくわけですから、若干でもそれが緩和できるかなと思っています。

だから、担当課長が最初に言ったように、なるべくメンテナンスをしっかりともらって、将来的には村として余金のかからない対策を講じようと思っていますので、その辺を県に要望してやっていきたいというふうに思っております。

これをだめですと、要りませんというわけには私はいかんだろうと思っていますので、その辺をしっかりと県と詰めていきたいなと思っています。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

今後、他の市町村においても、こういう形で県からの移管だったり国からの移管されて管理する道路がありますが、例えば村長町村会の首長の皆さんが集まる中で、そういう不満というのを出す首長さんはいらっしやなかったんでしょうか。例えばその中でお互い協議しながら、例えば一括交付金は観光目的に当初は使いなさいというそういうお話もございましたが、まさにそういう道路管理、整備するに当たっては、観光立県のこの条件に合うと思うんです。その中で話し合いが持たれて県や国に要請したことはないんですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

県道移管に関しては、それぞれパターンがあります。やっぱり市町村長として、これ受けたら大変だなという不安を当然持っていらっしやる市町村長もいらっしやいますし、これはいかなものかなということも考える市町村長もいらっしやいます。その際に県と協議するのは、やっぱり事前に県でしっかりメンテナンスをや

って移管してもらいたいと。中には、何もしないで移管しようというところもあるものですから、その辺は県に申し入れをしてやっております。

そして、観光立県ということなんですが、当然市町村道、県道、国道もそうなんですが、その管理、観光立県にしては道路の草が非常に大きいということで、この処理の方法が非常に甘いんじゃないかということもこれまでも要望もしていますし、その辺は、ただ県も国も予算がなかなか厳しいということで、完璧にはやれていないという現実があります。

ですから、逆にそれをどうするかということになると、やっぱり行政だけじゃなくて、地域の皆さんの力も借りながら、民間の力も借りながら、全体でみんな見直していくということも一つの方法だろうというふうに思っております。当然県や国に要請するんですが、100%全てできるということはなかなかできないものですから、これに関しては市町村も知恵を出す必要があるかなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

この件については、例えば村がその管理を拒否しても県が現在の道路をとめることはできないわけです。これはもういろんな方々がこの道路を利用しておりますし、これはそのまま利用されるわけです。ですから、その最初のメンテナンスのほうをしっかりとらせて受けたいという考え方なんですが、やはりそれから後の維持管理が我々や村にのしかかってくる。これも当然のことなんですよね。今、バイパスができて、交通の渋滞緩和とかいろいろなものが出てくるんですが、メリットがほかにありますか。村がメリットを受けますか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

財政的なメリットがあるかといったら、なかなかそれは見出せないのかなと思っていますが、まず一義的にいうと、今の宜野湾北中城線がもう県下1番混むと、朝夕。どうにかしてくれという要望は住民からあるわけですよ。もうしょっちゅう混んでいると。ですから、今バイパスができたらか何か緩和できるんじゃないですかということ。バイパスがないと、恐らく将来的にいうとイオンモール周辺も道路整備をしなきゃいけないということになっています。せめて、そのバイパスができることによって村内の渋滞緩和ができると、これ私は大きなメリットじゃないかなと思っています。

特に、和仁屋、喜舎場、仲順の皆さんはもう毎日この中に入ってくると、5、6年入ってくるという不安を抱えているわけです。この対策として、根本的に村として今やれない状況があります。ですから、せめて交通緩和をやるんじゃないかなというふうに考えております。

移管を当然やらなくてもその道路使うよということですが、じゃ、将来的にそのままやっていいのかと、村がうけ取らないで使うかもしれないけれども、誰も管理もしない、何もしないという話を通るかということ私は懸念をしているわけです。当然、県でやれるところはやってもらって、将来的に村に移管された場合、全く村は管理しませんと、金がないからやりませんということにはならんだろうと思っているんです。

当然、先ほどお話があったように交付税措置もあるということですから、ただ、交付税措置があるといつ入ってくるかわからないということ、これは行政の事業の中では全部そうです。後で交付税でバックするというけれども、それいつ入ってくるかと、わからないと。ただ、確実に入ってくることは入ってくるわけですから、そういう意味では私としては何が得

かと言わせると、はい、具体的には、財政的にはこれで得ですよという話にならないんですが、将来的にやっぱりこれはしっかりバイパスつくっていただいて、村道に移管するということになると、事前に県としっかり協議をしてメンテナンスをしっかりとってもらって引き取ると。これは将来金かかるだろうということですが、やっぱり全く金がかからないとは言えませんので、その辺は村としても覚悟しながらやっていく必要があるだろうと思っています。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

今、移管が予定されているのは恐らく島袋のほうと沖縄環状線でかわる22号線ですか。そこと今、宜野湾北中城線が移管されると思います。その2つの路線の中に橋もあります。橋があれば橋の維持管理がまたお金かかりますね。橋はどうですか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

現在県と協議している路線、県道22号とこちら県道81号、宜野湾北中城線のこの区間におきましては、橋梁部分というのはございません。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

村長、この市町村が移管して管理している路線について、例えば一括交付金の配分というのは県で決めておりますが、その分に対して多目に管理費も含めて市町村に配分するということはどうですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

道路の維持管理に一括交付金が充てられるかといったら、それは一番難しいと思います。そ

ういう事例もないですし、充ててくれといっても恐らく通らないんじゃないかなと思ってます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

じゃ、例えば別の補助メニューがないかどうか、その辺を検討されたことはあるんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ちょっと詳しく調べないといけないんですが、道路の維持管理に補助メニューがあるかどうかはちょっと確認をさせていただきます。今、なかなかぱっと、聞いていないものですかから思いつかないんですが、道路維持管理補助金というのはなかなかないんじゃないかなと思うんですが、少し確認をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ちょっとすみません、そもそも論を補足させていただきます。

普通道路事業は、例えば国道事務所とか県の中部土木事務所が、ここ混んでいるからここにつくろうねといってつくるのではなくて、一応ここ混んでいるからこういう計画がありますといったときに、必ず地元がぜひやってくださいというのがないと採択されないんですよ、道路事業というのは。ですから、ここのバイパスも多分僕たちのずっとここの何代か前の方、多分採択されたところですから20年前とかそんななると思うんですけれども、そのときに必ず地元として賛成しているんです。ですから、お金がついてこの道路ができています。

今の例からいうと、例えば西原町が国道西原バイパスつくってくださいと言っていますけれども、必ず、じゃ、地元はどうなんですか、総

決起大会しているんですかとかといって地元の熱意があるところからしかお金ついていかない仕組みになっていますから、今はもうこちらの事業が採択されて、事業が終わりになっていますから、何十年とたっちゃって、もうみんな人も変わっちゃっていますけれども、必ずその事業が目出しのときには、多分先祖の方々が賛成をされたのでここのバイパスができています。だから、そういう経緯がある中で、できたときに、あ、もう要らないよとは多分言えないと僕は思いますけれども。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

何か大きな誤解していると思うんですが、私は何も県道要らないということではないですよ。できて喜んでいるんですよ。私は、調整監が今、答弁したように、県の方から、それは調査の中で確認しました。道路を新しくつくるときには地域からそういう声があつて、要請があつてお受けしましょうと。ですから、いろんな条件がある場合と、また県独自でその路線が渋滞するから、これは新しくつくらなきゃいけないという、そういう案があるらしいです。それも確認してきました。

しかし、じゃ、その条件の中に、我が村の住民は、じゃ、新しい道路つくってほしいというそういう要望であっても、じゃ、その完成した暁には、この旧道となる部分は我々が管理しますよとか、そういうものもお互いに協議されたかどうか、それも文書も残るんですか。私はそれはないと思いますよ。なくて、要請はしますよ、要請は。

このことは、今、調整監はできたから我々が見るべきじゃないかということなんですけど、ただ私がもう本当に心配しているのは、これまでどの市町村でも拒否しない、ノーと言うことはしなくて受けたということが考えられるわけで

す。じゃ、我が村が初めて拒否したらどうですかと僕は思うんです。そこでいろんな議論する場が出てくるんじゃないですかねと思います。だから、2路線が本村に移管されていることは、それだけ管理維持がかかることはもう確実です。それから、我が村から初めて議会でも取り上げて我々も受けませんよと答えても、県は通すことはしないです。まず、村長が手を挙げてやっ

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

比嘉義彦議員がそれを拒否をしろと言っているのかなと思って心配しているんですが、逆に拒否する理由はないんじゃないかなと私は思っているんです。だってあの道路使いますから、多くの村民は。やっぱりここはあったほうがいいんじゃないかと思ひます。

当然、いつか将来的には村として維持管理やらなきゃいけないんですが、村民にとっては今以上に交通緩和ができて使い勝手がいいというのであるならば、やらないよと、じゃ、何の理由でやらないんだと、誰も使わないからという話だったら聞こえます。そこはやっぱり住民の皆さんが住んでいらっしゃるんで、それは住民の皆さんにとっても必要だろうと思ひます。

ですから、逆に拒否する理由は、これ私は非常に難しいんじゃないかなと思ひております。議員が心配する維持管理の経費の問題はそれはそれなりに我々また頑張っ

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

村民は、これはだから拒否して管理を受けな

くても、この県道であつたりバイパスであつたり、これを利用できるわけです。何のマイナスも生じないですよ、受けなくても。ただ受ければそれだけ維持管理費が出ていくということですよ。出ていくということ。ですから、自分としては、例えば我々が親の財産を相続する場合においても、負の財産が大きければ相続拒否もできるわけですよ、相続権も。しかし、今、そこにこれから維持管理をもうずっと永久的に我が村が見ないといけないという2路線が移管されようとするときに、すぐ、じゃ、受けますということではなくて、じゃ、いろんな条件つけながら解決策を見出していけば僕はよりいいかと思ひます。

例えば町村会で、村長、今、会長もなさっているし、そこで議論してみるわけです。議論して、何らかの形を起こして県や国にぜひ話し合いを持ってほしいんですが、いかがですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

町村会長の立場を利用してそういう議論もなかなか今の段階では厳しいのかなと。私が町村会長外れたら積極的にやれるのかなと思ひて

一理あると思ひます。ただ、当然そういう前段で県にはいろいろ条件を申し入れます。議員からすると、それを受け取らなくても通れるよという、確かに通れます。この維持管理、何かあつた場合は誰が責任とると、住民からすると。朝、草刈りも何もやらない、もうぼうぼうしてみつともないと。いや、村長が拒否したから何もやらないよという話になりかねないわけですよ。だから、これは当然拒否する議論はいいかもしれません。ただ、その拒否するほどの、私は、うちにデメリットがあるのかと、本当に。当然それぞれ道路によっては違ひます。全く家もない、何もなしというところ、管理者

不明道路だったらいいですよ、通らなくていいという判断できるんですが、あれだけ密集、住宅地が並んでいて、ましてやメイン通りですよ、村の。そういう意味では、私は無責任に村長の立場で要らないと、じゃ、将来また要るよという話に、議論を提起するためにやるだけだったら余り意味がないのかなと思っています。

ですから、これは議論の一つにしたほうがいいんじゃないかということですが、この議論の一つにする対象のものではないだろうと、私は、うちの村のこの道路は。やっぱり、しっかり将来的に考えて村として維持管理も見て、村民の皆さんには利用勝手のいいような道路にしなければいかならうと。

恐らく、バイパスができたらもうほとんど村民が利用する道路になるんじゃないかなと思っています。ですから、その道路を将来的にどう村として利活用していくかというのは、これから我々考えなければいかならうと思っていますけれども、拒否するほどのものではないんじゃないかなというのが私の見解です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

村長が心配される、例えば我が村が移管を拒否したら、旧県道となるものがもう放置されて草木が繁る、そういう状況に陥らないかなという心配なんです、それは私はないと思います。我々がこれを管理を引き受けられない限り、これは旧道であっても県が管理する、管理者は向こうになっていますから向こうがやらないといけませんよ。そのまま、我々バイパスがあるからバイパスだけを管理して、それを放置しましょうということにはならないと僕思います。

だから、これは今いろんな協議をしているということですが、やはり最初受けるための整備だけでなく、負担も含めて、これから先何十年含めて、お互いが大きな負担になら

ないような形で、私は意見を出し合いながら、何かのあれを見出したほうがいいと思います。ぜひ、これはひとつお願いします。

答弁聞いて次の質問へ移ります。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

なかなか難しい問題じゃないかなと思っています。県に管理させればいいんじゃないかということですが、本当に県はそれをやるのかどうかがあるんです。村も引き取らないんだから当然向こうはやらなきゃいけないですが、それはもっと時間がたって後回しになる可能性も大いにあります。ですから、そういうことを懸念をすると放置状態になるんじゃないかというのが一番心配なんです、私としては。そういうことを考えると、やっぱり事前に受け取る前に、条件は条件でしっかり話し合っ、それを引き受けた後は当然村として管理をすべきだろうというのが、これが筋じゃないかなと思っています。一つの議員の提案として今後も考えていきたいなと思っています。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義彦議員。

**○12番（比嘉義彦議員）**

では、次の質問に移ります。

まず、児童・生徒の安全・安心対策についてということで、今、川崎市の事件が起きたのを取り組みとして、児童・生徒の登下校時の付き添いや交通安全指導、そして地域の安全確認、見守りなどの協力依頼を各種団体で行い、また、児童・生徒の登下校時の安全を確保する取り組みを強化するよう文書をもって保護者へ通知されたということですが、事件後、警察のパトロールの強化等々は要請されたかどうか確認します。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

要請も行っておりますし、実際沖縄署のほうからも、この件に関して協議というお話はしています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

事件後、私の見る限り警察のパトロールの強化がなされているように思い、皆さんからのこの要請を受けて、また強化しているかと思いません。

次、今後は村内の各種団体や警察などの関係機関と連携を強化し、子供の安全・安心を守るための協議を行っていく予定との答弁であります。具体的に時期的なものとその協議といたしますか、内容等々をお聞きします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

何らかの大きな協議会ということは今考えてはいなくて、先ほど教育長の答弁からもあったように、各種団体のこういった総会であったり集まりにこちらのほうから出向いて、こういった事件発生していますので、できるだけ皆さん団体として活動をできる範囲で子供の見守りをやってくれというふうなことを申し入れているのが現状でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

以前、たしか平成19年だったですか、設置されました北中城村の子供の安全・安心を守る連絡会というのが設置されております。そのときの資料であります。この会員の構成は、学校及び父母教師会関係者、そして村内各種団体、防犯活動団体その他この会の趣旨に賛同する者と

いうことですが、構成はそういう考えで協議を行う予定でありますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

確かに平成19年度に北中城村子供の安全・安心を守る連絡会が発足されました。現在は、活動は多分恐らく休止しているような状態です。構成組織も恐らく、これ予想でしかないんですけども、例えば、夜間パトロール隊だったり父親会、各種自治会の父親会、またゆうなタクシーの子ども110番パトロール隊というもの、恐らくもうないんじゃないかなと思って、それでそもそも連絡会が立ち行かなくなったのではないかなという、僕が今、教育総務課長5年目なんですけれども、そのときにはもう既にその会はなかったんですよ。そうじゃないかなと思うんです。

また、今、じゃ、こういった会の中でやっていくかという御発言なんです。今、別に中学校でも地域連絡協議会であったり、ほかには北中城村青少年健全育成協議会などもありますので、できるだけ集約するのではなくて、各それぞれの会をもう少し子供の安全と安心を守る方向に協力していただけないかなというのが、今、教育委員会が考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

これ平成19年あたりから恐らく六、七年、平成二十五、六年あたりまでこういう会を定期的に、恐らく年間3回だったと思うんですが、私もそのときの1人でありました。そして、年3回学期ごとに会を開きながら、お互いの意見を交換し、情報交換し、そのことをやっていたんですが、この会ができた経緯については御存じですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

経緯については、申しわけないです。存じ上げてございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

当時、今の本村の幼稚園バスを活用し、小学生の送迎に当たっておりますが、その18年以前は送迎はなされていなかったんです、幼稚園児だけだったんです。たしか17年あたりに、広島県や栃木県で小学生の下校時に女兒が殺害される事件が相次ぎ、そして我が村でも変質者や不審者が出没する、そういう時代があったわけです。

そこで、じゃ、その児童・生徒を守るためにはどうしたらいいかということで提案したのが、この幼稚園バスです。でも幼稚園バス3台では村の小学生を皆さん送迎することはできないから、まず低学年でいこうということで始めたのが最初です。その当時に、北中城中学校で村民の防犯意識を高める決起大会を開催したんですが、記憶にありますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

北中城中学校の件は存じ上げませんが、今言ったスクールバスの導入については、その北中城村子供の安全・安心を守る大会の発足翌年に提案されて、このスクールバスの事業が実施されたということは理解しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

これは平成18年あたりに決起大会を開催し、村民に防犯意識を高めていこうということでや

りました。そして、島袋小学校、北中城小学校では、親子で安全登下校をし、その確認をするということも学校全体で取り組まれております。そういう中でそういう組織づくりが大事ではないかということで、安全・安心の会が結成され、それをお互いの情報交換の場としていろいろと防犯活動をやっていたわけでありましたが、自分の記憶する中では、その後に中学校の生徒指導連絡協議会ができたんです。それまではなかったです。そこで、中学校は中学校で子供の安全・安心を守る連絡会の会長は教育長です。そして、事務局長が教育総務課長、そして事務局長が指導主事と係長ということで、そのほかに中学校中心というので、やはり中学校のほうがいろんな問題が多くありまして、中学校の校長先生が連絡協議会の会長になって、各小学校の校長先生は副会長ということで発足されました。自分はそこにも参加していたんですが、それが2つの組織がそういう会を進めていく中で、もう安全・安心のこれは消えてしまった。そういう状況なんです。

ですから、今、全国的にいろんな園児に車が突っ込んでくる問題であったり、こういう川崎の事件であったりのもので発生して、私はそういう大事なときではないかと思うんですが、それに対して教育長はどのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

確かに比嘉義彦議員がおっしゃっているように、やっぱり子供の安全・安心を守るため、教育の全ての大前提として地域でやっていかなきゃならないだろうなどは考えています。

私のほうも大体週に3日ないし4日は生徒の通学路をずっと歩いているんですが、歩きながら気がつくことは、今、交通安全の面よりは、今より意識的に危害を加えるような形があらわれて、非常に危険な状態がいっぱいあるという

ことですが、交通問題に関してはもうちょっとやっぱり地域の協力が必要だなと非常に感じています。そして、子供たちの安全・安心についても、同じようにやっぱりもうちょっと地域の協力が必要だなということ。

それで、今、協力が必要ならばそのことを訴えなきゃならないし、また、実は文科省の方針としましても、これまでは学校の先生方がどちらかという生徒の安心・安全を守ることがメインだったんですが、これからは学校の先生方が登校までの安心・安全を守るのではなくて、地域の方たちが守るような方向にやっってくださいという答申が出ています。ですから、どうしても地域のほうで具体的な対策を立ててやっていかなきゃならないだろうなということで、その第一歩として、具体的に安全・安心を守るためにこういうふうにしましょうというのを訴えたときに、実際に動くじゃなくて機能的に動く方法は何だろうと考えた場合に、やはり各種団体の集会に顔を出して、そして、このような方法でやっってくださいというのを呼びかけて、理解を得て、実際に地域で動いてもらうことということが一番大事じゃないかなということで、その方法を今やっているわけです。

その結果、最近学校の校門まで付き添ってくる、これは主に低学年の生徒が多いですが、父兄が大変ふえております。それから、各交差点に意識的に協力していただいている方たちが、今朝もう北中城小学校ですと4名ほどいらっしやいました、一般の方たち。学校の先生方も含めて8名が周辺で交通安全をしていただいています。それから、島袋小でも同じです。同様に協力していただいて、もうかなり父兄の方たちが協力していただいているなど。それから、通学路に面したおうちの方でしたけれども、その時間に合わせて外の掃除をしていただいているとか、そういうことで、やはり具体的に実際に活動していただける方法、これを考えていかな

きゃならないということを考えております。

もちろん、比嘉議員がおっしゃるように組織をまとめて代表たちを集めて、相談してというのもいいんですが、それにはちょっともう時間もかかるだろうなということで、具体的に効果的な方法、今できる方法が何かということで、今、教育委員会では取り組んでいるところです。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

教育長、今、村の北中城中学校の生徒指導連絡協議会というのは、今もう機能はされていますか。答弁求めます。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

2年前にはいったんその1年はとまったんですが、昨年には2回、夏と冬に開催して、対象となる方が高校の先生だったり、小・中学校の先ほど言っていた校長、それと、各PTAの代表者の方、警察、民生委員、かなり大規模な人数で活動しているというふう聞いています。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

その会も会の皆さんいろいろと一緒にやってもらえれば助かると思いますが。

続いて、この川崎市の事件を受けて本村の幼稚園児もそういう各地域のバス停でバスを待つわけですが、それに対してこれからどういう対策というんですか、何か川崎の事件を受けて学ぶことはありましたか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

やはり想定できない事件、事故が本当に多発しています。それから、想定外というんじゃない

くて、保護者の方もそういった事件、事故があり得るんだよということを私たちも周知していないといけないなということを感じてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

以前、もう何年前になりますか、池田小学校に刃物を持った人が入り込んでいろんな殺害されて大きな事件がありますね。その後に各学校ではいろんなそういう防犯の訓練というんですか、実施しながら、さすまたというんですか、刃物を持った者を取り押さえるそういうものを学校でも準備しているということがありますが、本村ではさすまたは各学校に置かれているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

各学校ではさすまたを準備しておりまして、避難訓練等も教職員向けの避難訓練等も行っております。

また、幼稚園、小学校等では校内に侵入した場合を想定して、不審者がいた場合のその対策として、毎年安全計画を立てながら避難訓練を行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今、幼稚園の送迎バスが3台ございますが、バスの中にもさすまたを載せていますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

車内の中には常備してございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

例えば、今回の川崎市の事件を見たときに、我々大人でも、両手に刃物を持って押し付けてきたらもうどうにもできないと思うんです。だから、警察でもそういう犯人を取り押さえるためには、長棒だったりさすまたというんですか、それを持って取り押さえるわけですよ。ですから、何かの形でバスに携帯というんですか、それは長棒だったりさすまたを準備しておく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（喜納克彦）

大変参考になります。ちょっと予算が許すのであれば、そういった常備できるんだっいたらしてみたいかなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

それと、よく我々、警察と何かいろいろな意見交換するときに、そういうパトロールだったり防犯活動というのは「見せる防犯」をやったほうがいいよということがよく言われます。そういう犯罪で逮捕、捕まえてきた人なんかいろんな話を聞くと、そういうところには入りづらいという話を警察のほうは話しているんですが、やはりバスを待つときに保護者が同じバスの方向を見るのではなくて、四方を取り囲むような形で不審者だったり変質者だったり、このあたりをうろろしていないかという確認も必要かと思います。

そこには、防犯という腕章をつけながら、例えばジャンパーだったり何か目立つもの、この地域は防犯している場所だと、そういう見せる取り組みも必要だと思います。

そして、ベルや防犯ブザー、大きな音で周辺に知らせる、その辺も準備したほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

大変、安全確認といいますか防犯のためのいろいろ御助言ありがとうございます。

実は、危険を察知する能力、非常に重要だと言われています、これは。マスコミ等でも最近そういう方向でいろいろニュース流れていますけれども。

実際沖縄警察署のほうであす5時半から、大きな音を出す何ベルと聞いていますか、贈呈式ありまして、各学校分、それをあした贈呈式あるということでこれを受け取ることになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

昨今、いろんな想像もつかない事件等が発生しておりまして、例えばきのうとか警察官が刺されたりとか、そんなことがありますから、やはり我々は日ごろからその対策というんですか、準備しながら地域の民間の力も借りながら、ぜひ子供たちを守らなければいけないと思います。ですから、そういう防犯ベルだったり、今、提案しましたが、それも含めて何か少しでもそういう犯罪から子供たちを守るということをぜひやってほしいし、そしてまた、生徒指導連絡協議会、その会だったり、また各種団体の力も借りながら、ぜひ見守るということをお互いに頑張っていきましょう。

以上で自分の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。  
御苦労さまでした。

午後 2時55分 散会

## 令和元年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年6月19日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和元年6月19日 午後3時11分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	10 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	11 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	12 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	13 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	14 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 か ほ る	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事	玉 城 有		
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和元年6月19日(水曜日)

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	比 嘉 義 弘	1. パークサイドの崩落に関して 2. 福祉行政において 3. 中城公園整備と公園管理等について 4. 村史編纂について
6	喜屋武 すま子	1. 有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHXS）について
7	大 城 律 也	1. 児童虐待の対応について 2. 空き家対策について
8	山 田 晴 憲	1. 「教育（学校現場）」について 2. 「平和継承」について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

#### 日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．18日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、項目別に4点であります。

まず1点目は、3月議会においても質問を履行させてもらいましたけれども、パークサイドの壁の崩落の件であります。

その後も現場に足を運んだ中で、危険性が増しているような感じがして、あえて再度質問をすることにいたしました。

2点目は、以前、村長の発言の中に、今後は福祉にシフトするということがありましたけれども、どういう心境で発言されたのか、それも含めての質問を考えてみたいと思います。社協に対する補助が2,500万の削減の理由。

3点目は中城公園整備について。

それについては、以前、同様な趣旨で比嘉義彦議員が質問しております。そして、それに関するコミュニティバスの運営についてもあわせて質問を考えたいと思います。

4点目は、3月議会の全協で特別に村長と副村長に村史編さんについて説明を求めた経緯があります。その件についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○10番（比嘉義弘議員）

2ページがありました。

具体的にパークサイドの崩落の件です。

1、改めてパークサイドの壁の崩落の件について伺いたいと思います。

3月議会においても同様の質問を行ったが、答弁では、村の指定でもなく、個人の所有ということで個人の問題として捉えていると理解したがそれでよいか。

2、最近、現場に足を運んだことがありますか、再度です。

3、個人所有ということで行政は関与できないと言われているが、正直、素人ながら個人では対応できないと考える。何とか別な方法はないのか。

2点目、福祉行政の一環に関して。

福祉行政の中で社協の存在は決して小さくない。いろいろと影響もあるとも考えられる。村長の議会における答弁でも、今後、福祉にシフトしたいとあった。

そこで、31年の予算において、社協の予算が2,500万削減されているとのことだが、その理由を説明を求めたいと思います。

2、法的に障害者の採用は義務づけられると考えるが、現状はどうなっているか伺います。

次に、中城公園整備と公園管理等についてお伺いしたいと思います。

1、中城公園整備については、2011年の3月議会で比嘉義彦議員が質問を行っているが、その後の進捗状況が全くわからないので、一つお伺いしたいと思います。

アワセ地区の開発が進む中で、中城公園の整備等においては無関係じゃないと考えられるので伺いたいと思います。あわせて、自動車学校

の移転等についてもお伺いしたいと思います。

2、関連して、村のコミュニティバスの実証実験では、イオンと中城公園の往復を計画しているようだが、31年度の実施できるとのことですが、実現可能かどうか。

最後に、村史編さんについて。

村史については、確かに3月議会の全協でも予算等の件で問題があるとのこと村長と副村長に説明を求めたが、しかし、まだ十分に個人的な理解ができていないので、その旨をお伺いします。

2、いつ村史が完成するか、見通しを聞きたいがいかか。村史委員会のメンバーも高齢者であり、常に心配の要素があります。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、比嘉義弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目です。

パークサイドの崩落に関してということですが、個人所有だから難しいというのはそれでいいかということですが、基本的には個人所有、そして筆界未定地なんです、そこは、みんな。だから、それで非常に行政としても、いきなり行政がというわけにはいかんだろうと。今、県と調整をしているんですが、何とか我々も少し知恵を絞って県と調整をしながら図っていききたいと思っていますので、これに関しては、詳細については後ほど担当課長のほうに説明をさせたいと思っております。

2点目の福祉行政においてという2点ありますが、この1点目、ちょっと私は質問の趣旨がよくわからないんですが、2,500万の削減ということなんです、これ社協からも2,500万削減されましたよと言っていないんですよ、言われていないんです。逆に私、ふやしたと思って

いるんですが、この質問の趣旨、何を根拠に2,500万を削減したのかということなんですが、その辺をもう少し説明をいただきたいなと思っているところであります。

2点目については、後ほど担当課長のほうに説明させたいと思います。

そして、福祉にシフトすると。私は言ったのかなと、よく私も実は覚えていないんですが、いつも福祉、教育に関してはシフトするまでもなく、常にそれは大事な私の方針で、それは大事にしていかなきゃならんだろうと常に思っておりますんで、今ここに来て福祉にシフトしましたと言ったかどうかというの、私はよくわからないんですが、常に念頭に、福祉行政においては大変大事なものだということは認識をしているつもりであります。

3点目、中城公園整備と公園管理等についてということですが、これについてもこれまでの経緯、そしてこれからの課題等々についてそれぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

4点目の村史編さんについてですが、これは生涯学習課のほうに後ほど答弁をさせたいと思っておりますが、それは委員の先生方とも十分今話し合っているという状況ですので、詳細について答弁をさせたいと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

比嘉議員のご質問の中で、私のほうから1の②と③及び3番の①についてお答えいたします。

個人所有ということで行政が対応が難しいということなのだが、別の方法はないのかというご質問なんですけれども、あくまでも個人所有、個人財産でございまして、また、村長からも説明がありましたとおり、こちらはちょっと特殊な筆界未定地の場所となっております。

こういった状況でもございまして、現在、沖縄県のほうにも相談はしているところではあるんですけども、やはりちょっと県のほうでは法律がどうしてもございまして、法的にこういった指定することについては困難ではないか、また、こういった指定ができないと逆に対応できないということにもなりますので、また、こういったことにつきましては、現在もちょっと沖縄県にまた知恵をお借りしながら、ちょっと相談を進めているところでございます。

また、別な方法がないかということで、これまで大雨とかこういったので地すべり等が発生した際に、応急対応、これは人命の保護とかそういったのを目的で村がやむを得ず応急的に対応する場合がございますけれども、こういったものを考えた場合にはブルーシート等で表面保護などを行うことが考えられますけれども、やはりその周辺の樹木の伐採とか、また、こういったブルーシートをかけることによってまた雨水の処理の、またそれ以後の対応等の問題が発生いたしますので、こういったものにつきましては根本的な対応方法にはなりません。そのあたりがちょっと、どうしても人命危険が及ぶような状況であればこういった対応が考えられるということでお答えしたいと思えます。

また、最近現場に足を運んだことがあるかということにつきましては、先月5月14日に中部土木事務所の職員を建設課の係長のほうが案内いたしまして、現地のほうも確認していただいております。

続きまして、3番の①のほうです。

2011年3月議会に比嘉義彦議員がご質問された中で、それに回答しているところではあるんですけども、その後の進捗について全く理解していないということですので、その後の県及び村の取り組みについてご説明いたします。

中城公園の整備につきましては、現在も県が主体となって公園整備事業を進めているところ

でございます。村としましては村道大城登又線の拡幅整備を行うために、現在設計及び用地取得業務を継続して行っているところでございます。

また、現在中城公園計画区域内にある自動車学校、こちらの移転につきましては、先方が示された移転条件に対しまして、村及び県におきましても代替地がないかということで要求されておられたんですけども、やはりちょっと対応が困難であるということでありましたので、現在も滞っている状況でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、2番目の行政福祉の2点目、障害者雇用について、村長部局の部分でお答えいたします。

村長部局としては、障害者雇用率は平成30年度で2.71、労働局基準で2.5%でありますので、法定雇用率を満たしている状況であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

同じく、法的に障害者の雇用が義務づけられていると考えている。行政も含めて現状はどうなっているかという比嘉義弘議員の質問にお答えいたします。

教育委員会では、現在、法定雇用率のほうは、教育委員会としましては2.4%が法定雇用率になっていますが、それを満たして現在雇用を行っているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

観光周遊バス実証実験についてお答えします。

観光周遊バス実証実験につきましては、観光周遊バス導入支援業務を発注したところです。本年度中の実証開始に向け準備を進めております。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、村史編さんについて比嘉義弘議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目は、これは村長さんからもお答えがありましたけれども、編さん委員長といろいろ今後の日程等について、取り組み等について協議を行っております。

それから、②番目、今後、第1巻通史編と、それから第5巻戦後編を発刊予定をしております。現在、第5巻戦後編については編さん委員長と副委員長と2回にわたって、今後のスケジュールについて詰めの協議を行っているところです。

来年度の年度に向けて、そのスケジュールを今、細かく詰めているところで、編さん委員会としましても、ぜひこれをお伺いたいという要望もありまして、具体的にその日程は進めていくということを進めているところです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

まず、1件目のパークサイドの崩落の件から質問入りたいと思います。

確かに村長は現場に行かれたことは担当課からお伺いしました。ただ、たまたま、私もたびたび現地に訪問していますけれども、地主や、あるいは家主に、村長はお見えになっていたかと言ったら、いや、まだ会っていませんということで、きょうは質問入れましたけれども、本人たちも大分心配されているので、ある意味では、この事案というのはきょうあすで解決するような問題でないので、時間もかかると思うん

で、ぜひその地域の皆さん方とも少し対話が必要ではないかなと思って質問をさせていただきましたけれども、住民とのお話はされたことありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

住民というのは地権者のことですか。

○10番（比嘉義弘議員）

いやいや、現場のおうち、向こうに家主がいらしたり、地主がいらしたりしていますけれども、住宅の。

○村長（新垣邦男）

上のほうの住宅ということですか。

住宅は回ったんですが、お留守でした。

お1人平良さんという方がお見えになって、大丈夫かと、対応どうしているのということでお話がありましたので、その辺は今、説明をしたところであります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

やっぱり村長がいらっしゃると何となく心配が少し減るような、そういったことも言われていたんで、ぜひ村長には足を運んでもらいたい、そして、会話もしてもらいたいなと思っていましたんで、一部の方とお話ししているんでよろしいかと思います。

もう一つ、村の指定でないんで、個人に責任があって、その対処をしてもらいたいということですが、いかんせん、行かれたらわかると思いますけれども、びっくり立ちすくむぐらいの、いわゆる崩落なんで、これ個人で対応できるかなと心配をしております。

そういった意味でも、今、課長にもお答えいただきましたけれども、やはり何らかの手はないかなと。もう一度ご答弁できませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

何度か行く中で、少し気がついた点があります、現場で。当初行ったときにはこの大きな塊の岩が流れていて落ちこちていて、その落ち方もどっちかというところと亀がひっくり返ったような塊だった。そして壁があってその間に大きな下敷きのような鋭い背の高い岩がありましたけれども、それがいつの間にか消えていたんです。その現場は気づかれたかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉議員がおっしゃられているところがちょっと把握できないんですけれども、実際ああいった崩れた状況とかでございまして、やはり日々変化があるというのは一般的に常識として考えられると思われまして。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

すさまじい崩落だったということもあって驚いたんですけれども、その中にとてつもない大きな岩が、そして、これがいつの間にかなくなっているということがこれもまた驚きだったんですけれども、そういう意味でちょっと質問させてもらいましたけれども、でも、先ほどの質問と関連しますけれども、その現場を中頭の出身の県議、瑞慶覧功さんにも見ていただきました。何とか対応できないものかということと、

それから、北谷でもそのようなケースがあるということを知って、本人にも見てもらいましたけれども、やっぱり一応考えさせてくださいと。やっぱり現場が非常に厳しいということはよくわかるということで、ご本人も見てもらいました。

北谷のケースと若干違うのは、岩が上であって、そして下に家があると。この場合には逆に家が上であって、そうすると崩落の現場が下になっているということで、状況が違うんだけれども、このあたりの現場見てどう思うかというように聞くと、やっぱりすさまじい状況であると。なかなか個人では対応できないんじゃないかなとは本人は漏らしておりましたけれども、それを見て、村長にもう一度お伺いしたいんですけれども、あの現場の様子を見てどういう印象を持っているか、お答えできませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

どういう印象というか、確かに私もその崩落現場を見ましたし、対応は必要だろうなと思ってはいるんです。ただ、今、義弘議員が岩がなくなっているということを知ってちょっとびっくりしているんですが、私も、まだ、最近行ってないんですよね。あの岩がなくなるというのは下に落ちているんですか。

○10番（比嘉義弘議員）

だと思います。

○村長（新垣邦男）

これちょっと、なくなるというと、下に落ちるかどうかとか、あれ大変なことになるなと思っているんですよ。早急にその現場もう一度確認したいと思っているんですが、何も個人でやりなさいと言っているわけじゃないんですよ。ですから、あくまでも私有財産ですんで、さらには筆界未定地になっているわけですよ。手の施しようがないというか、今、県と調整してどう

にかできんかと、対策はないかということで協議中であります。

ですから、当然、議員が心配なさるのも我々もそういう心配はしています。ただ、上のほうからさらに落ちるといことは今のところはないんじゃないかというふうに思っています。

下のほうに民家があるわけでもないんで、何とか今、緊急対策でできないかとか、いろいろ方法は考えているんですが、ただ、個人でやれということを行っているわけではなくて、地権者が94名もいらっしゃるんで、どうまとめていくのかと。では誰が中心になってやられるのかということも踏まえて考えなきゃいけないんで、今すぐ手をつけるというのは法的にも厳しいということをぜひご理解いただきながら、我々としては県と調整をしていきたいなというふうに思っています。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

聞いて少し心強く思いました。

この崩落の件で、少し我々はややもすれば目線が例の岩のほうの下のほうに行きがちだけれども、よくよく見たら、この建っているところ、家があるところ、そこも少し懸念材料になっているのかなと思っている。一つは右側に例のヒラネドンチだったかな、内間殿内、近くは行きませんけれども、あそこの方向に裂け目があるんですよ。これ、きょうきのうできた裂け目ではないと思うんだけど、これも心配の材料、そして、手前も、もしかしてこれ裂けて住民のうちに寄ってこないかなという心配もありますけれども、そのあたりは気づかれたかな。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

では、この担当所管は建設文教委員会ではないかと思うんで、一緒に所管事務調査で行きたいと思います。

次に行きたいと思います。

福祉行政の一環として、ちょっと村長が数字がよくわからんということで、僕も実は答弁書見て、ちょっとどういうわけかわからなくなったのでちょっと、答弁書には補助金が6,485万1,000円となっており、対前年当初予算比で389万4,000円増となっているという答弁されました。そこは念のために、今回予算がもう厳しいということも聞いていたんで、担当課に言ってこの書類をもらったんです。その中で、この資金収支予算書という、当初予算と、平成31年4月1日から令和2年3月1日ということで、その中に、この中にマイナスが2,530万3,000円というふうに増減の中に出ているものですから、それに基づいて質問をしましたけれども、担当課長に質問したいんですが、さっきの数字とこの数字の違いを一つ説明いただけませんか。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時30分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

比嘉義弘議員。

**○10番（比嘉義弘議員）**

この資料については質問しません。

逆にこの補助がプラスになったという話ですけども、この内容を少し教えていただけませんか。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

比嘉義弘議員にお答えいたします。

今回、当初予算におきましては、現在、村で進めております成年後見制度利用促進のための各種機能を充実させるために、村、社協において法人後見を今後立ち上げていくための専門職員を配置する必要があるというところで、主なものといたしましては、今回増となっておりますのは人件費1名分の増加の分ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

あと、事業が新たに多くなったということはありませんか。それで予算が多くなったということはありませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

補助事業につきましては、社協それぞれ事業を抱えておりますので、その増減は多少あるかと思えますけれども、主なものといたしましては先ほど説明いたしました人件費が一番大きな要因だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、予算が非常に厳しいということで、社協もその中の一部かなと思って心配していましたが、逆に多くなったということでほっとしています。

あと、もう一点、障害者は当然、今は国からも義務として見合った数字を採用してくださいということがありますが、パーセンテージで言うとなかなか僕は理解しづらいんですけども、前、私が見た範囲では2人いらしたん

じゃないかなと、数的には。お1人がおやめになった、退職かな、されて、今1人じゃないかなと思うんですけども、そういった意味での数字的には、パーセンテージ的には合うわけですね。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

人数の計算のやり方があって障害者の等級によってもカウントにプラスされているのがあります。

今、実際に人数的には、数じゃなくて、率掛けた人数的には4名を村長部局では障害者雇率の基本の計算となっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その数字内で採用しているんですか、今、現在。今、4名と言いましたね、村長部局では。そういう意味かな。僕、よくわかりませんが。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

人数4名採用というわけじゃなくて、職員の数に対して、実質この障害者の数が今2.5%超えればいいということになっていますんで、たまたま職員とプラス臨時、嘱託合わせた数の中で、今2.7パーを超えているということで、必ず4名採用というわけじゃないです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

教育委員会もそのようなパーセンテージで満

たされているようですから、ありがとうございました。

それから、次に行きたいと思います。

中城公園整備の公園管理、これについては、私が議員になったころに質問がありました。これは義彦議員が中城公園整備の件で質問されていますけれども、それ以来の質問ではないかなと思いますけれども、つい先だって中城議会のいわゆる議会報告会に参加させてもらって、非常に驚いたのは、北中城村では何か議会でもそうですけれども、余り中城公園の整備等については余り触れられていない、議論もしたとか、何か少ないような気がしましたけれども、中城ではこれが非常に活発に行われていたことが参加してわかりました。

そういった中で、ぜひそのあたりも久しぶりに聞いてみたいなと思いますけれども、中城村が活発の一つの中には、例えば、これは県のいわゆる範疇かなと思うんですけれども、登又の南の公園整備がしっかりされていて、非常に人の出入りも多い。一方、北中城のいわゆる大城、普天間自動車学校のあの周辺がまだ完成を見ていない。あるいは事業が終わっていないんじゃないかと思って、そこで、今そういった状況どうなっているか質問したいんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

たしか協議会がありましたよね。中城公園整備協議会かな。その協議会はあるんでまた機能していらっしゃるのかな。それを聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えいたします。

不定期ではありますけれども、やはりこれは解散したわけではないので、まだ現在事業進行中ですので、確認事項とかが発生した際にはこういったのが県の呼びかけで招集されることになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

義彦議員が質問しての印象でしたんですけれども、中城は非常に活発に動いている中で、村の協議会の参加が非常に少ないとか、あるいは何となく消極的に見えるということだったんで、この質問をしましたけれども、今現在は県がいわゆる集合かけたら参加するということになっているんですか、もう一回。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

もともとこれは県が発起人として中城公園整備事業というものを立ち上げておりますので、やはり県からの呼びかけに応じて私どもは対応するということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

いろいろ継続はされているようですけれども、登又みたいなような、しっかり完成してお客さんも出入りするようになった。ああいう形になるまでにはまだ時間かかりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

普天間自動車学校については本人にも会いまして、今どうなっているのかと。皆さん方はそれ希望しているのかと。やっぱり今、副村長がおっしゃるように、やっぱり自分たちの条件がどうしてもあるんで、それに合うのであれば喜んでやりますよということでした。しかし、彼も決してそこにこだわるわけではないと。もし、村がやる気であるのであれば、我々も積極的に協力はしますよと言っておられました。だから、あえて今回質問入れていいかと言ったら、どうぞお願いしますと言われたんです。

今、いつごろその交渉を話して、現在は持っていないという、この期間は長いんですか。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉 聡）

この件に関しては、私が副村長就任前の話です。結構10年ちょっとぐらいはたっていると思うんで、その間、県のほうも自動車学校の件については具体的に交渉はやっていないと思われ。三、四年かけて条件に合うような適地を探したりやっていますけれども、なかなか条件に合うところが見つからなくて、そのまま今停滞になっているという状況です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

先ほども、いわゆる質問の中で気づかれたと

思いますけれども、中城の議会の報告会で非常に中城公園に対しての関心が高いなと思いました。でも、一方我が村では何となくそういうふうな雰囲気が見えないものでちょっと気になっておりますけれども、例えば、村で公園の入場者数とかそういったものを把握されていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これは中城、北中城で管理組合、両村で管理組合をつくっていますので、そこではしっかり月々の入場者数、年間の入場者数は把握をしています。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

多分、答弁できない部分はあると思いますけれども、なぜその場で聞いたかといいますと、やっぱり、我々もどっちかという公園に対してはしっかり発展する要素にもある場所なもので、やっぱり関心を示さなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。だから、これからも僕らもその契機に、ある意味では中城公園についてはしっかりまたさらに勉強もしていきたいなと思っています。

では、次に、コミュニティバス、それも少し関連するのかなと思って、実はコミュニティバスの実証実験について質問するんですが、コミュニティバスの実証実験は本年中に実施準備をしてスタートはいつですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在11月ごろにスタートしたいなと思って準備を進めているところです。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そこで一つ聞きたいんですけども、このコミュニティバスの目的は何でしたか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

この事業、一括交付金でやっておりますので、観光が目的ということで、イオンモールに大勢の観光客の方が来られているのに全然村内を周遊する手段がないということで、まあそういうことです。

ただ、同時に村民の方も利用できるという形になっています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

僕は少し勘違いしていた部分もありますけれども、目的の一つに買い物難民がよく出てきますけれども、それも入っていませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

一括交付金の申請上にはそういう目的は入っていません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

次は、村史について質問をしたいと思います。

実は、6月議会ではその質問する予定にはありませんでしたけれども、急遽、委員の方だと思えますけれども、これについてももう少し確認してもらえませんか、議会で、ということで今回質問に上げました。

村長と副村長に、前、3月議会の後、何で2

年も編さんの予算が遅れているのかという理由を聞きました。そのときよく理解ができなくて、この中身のことが説明されていたようですけども、もうちょっと確認のために説明できませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに去年の予算は委員の先生方をお願いして凍結をさせていただきました。

今年も、じゃやろうかということなんですが、ただ、懸念事項として村史をいつまでやれるんですかと。これは先生に、委員長に答弁求めました、私は、それがずっと何年になるかわからないという状況じゃだめですよ。しっかり2年なら2年で終わる、3年なら3年で終わるということを明確にさせていただかないと、いつまでも予算はつきませんよということを申し上げました。ですから、しっかり2年でできる体制をどうするかということをやってほしいと。

あと、話者の聞き取りという部分ですので、それはやってもいいですよ、しっかり。当然、補正でも何でもやる予定もありますよということなんですが、まず肝心なのは、村史編さんも長いですから、これは延々と続くという話には行政としても財政的に厳しいので、しっかり年度を区切ってくれというお願いをしました。

その体制をどうするのかということで、今、編さん委員の先生方の中で議論をしているようですから、当然それに対して出てきたものについては我々としても対応したいと思っています。

ですから、いつまでもこれがずっとずっと続

いて、先生方も忙しいんで、時間はいつまでもあるよという認識じゃ困りますよということをお願いして、今、途中でやってもいいんだけどもということだったんですが、では次年度からしっかり予算化してやっていこうと。明確に完了ビジョンを作成してくれというお願いをしたところでありまして、何も予算がないからとか、予算を切って村史をやらないということではなくて、しっかり先生方にも認識をしていただきたいということをお願いをしたところがあります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ご本人から直接電話があつて、去年は確かに予算化できなかったけれども、今年はできると、そういう約束しながら、なかなか予算がつかなかった、2年もつかないということになると、これ自分たちの委員の皆さん方もいわゆるモチベーションが低くなるんで非常に困ると。たまたまもう一方に偶然会っておわびしたら、逆に2年も予算がつかなかったから少しやる気なくしているということをはか言われました。そういった意味でも、今、村長がおっしゃるように、きちっとまたもう一度話をして、我々からすると、補正でも組んで何とかやってもらいたいという考えを持っていますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

これ、今、しっかり編さん委員の先生方の中で協議をしていると思います。

ですから、私は、委員長には、予算措置は我々としても検討しているんですよということはお申し上げました。ただ、年度途中から果たしてそれはどうなのと、先生方も。日程の調整がなかなか厳しいということをお聞いているもので

すから、担当のほうには十分先生方と話をしてお話をスタートをどうするかということを決めてもらいたいという話はしてありますんで、その辺は村史の先生方も理解をなさっていると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

村長の話をお聞いてわかりましたけれども、ただ、ご本人たちが心配されていらっしゃるんで、やっぱり話し合いはもう一度持ったほうがいいのかなと思います。

質問を終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

発がん性などのリスクが指摘されている有機フッ素化合物、PFOS、PFOA、PFHXSについて、私たちが毎日飲んでいる水道水は本当に安全か。村民の健康への安心安全の確保はできるのか。PFOS、PFOAは国内での使用や製造が原則禁止されている。私は特に乳児はミルクを主食とし、健康への被害はないのか心配しているところである。

県企業局はPFOS、PFOAの合計値について、アメリカ環境保護庁の生涯健康勧告値である1リットル当たり77ナノグラムを北谷浄水場の目標としている。北谷浄水場のPFOS、PFOA濃度の合計値は1リットル当たり平均37ナノグラム程度であり、PFOS等が安全なレベルに低減されているとしている。しかし、PFOS、PFOAは平成22年、化審法の第1種特定化学物質、難分解性、高蓄積性及び長期毒性等に指定され、試験目的以外での製造、使用、輸出入が禁止されている。これらの有害フッ素化合物への村民の不安をどう取り除くのか、私は危惧している。

水道水の安全性については、2017年3月定例

会で比嘉次雄議員が一般質問している経緯がある。私は早急に解決を望んでいる。私は地方自治体の本旨である村民の命と暮らしを守る観点から、一般質問をすることにした。

有機フッ素化合物、PFOS、PFOA、PFHXSについて、次の安全性をとる沖縄県企業局の調査で県内市町村に水道水を供給する北谷上水道から発がん性のリスクが指摘されている高濃度の有機フッ素化合物、PFOSやPFOAなどの有害物質が検出されているとの新聞報道があり、村民の間に健康被害への不安の聲が高まっている。

村民の暮らしの安心安全の確保はできるのか。水は私たちの大切な命の源であり、生活をする上で1日たりとも水なしに生きることも生活することもできない。

また、PFOSは泡消火剤や洗浄剤などに使われる化学物質であると言われている。PFOA、PFOAについて行政はどのように考えているのか、所見を伺う。ちなみにPFOS、PFOAははっ水性などが高く、私たちの生活の中でさまざまな用途に使われている。台所で使われるテフロン製の鍋、ピザの箱やファストフードの包装紙、ポップコーンの袋、防水処理されたじゅうたん、衣類、家具などがある。今回、沖縄で問題になっているのが米軍等の泡消火剤である。

それでは次の10点について問います。

1、北谷浄水場から配水を受けた水はどの地域に給水されているのか。

2、有機フッ素化合物について、これまで村はどのような調査をしてきたのか。

3、PFOS、PFOAによる村民への健康被害をどう見ているか。被害はあるのか。

4、PFOS、PFOAによる村民の健康調査が必要と考えるが、今後行う計画はあるのか。

5、PFOSの汚染は血中濃度の検査で判明するという。集団健診の項目に取り入れ、村民

の健康調査を行う必要があると考えるが、村当局の所見を伺います。

6、PFOS、PFOAの検査で水の安全性について村民に説明する必要がある。当局の所見を伺う。

7、村はPFOS、PFOA、PFHXSが検出したことの懸念について、問題点を明らかにし、政府に要請行動を行い、米軍には抗議すべきと思うがどう考えているのか伺います。

8、京都大学医学部が宜野湾市大山の住民を対象に、2019年4月に実施した有機フッ素化合物の血中濃度検査で、PFOS、PFOAとともに検出されたPFHXSは全国平均の約53倍の高濃度で検出された。PFOS、PFOAとともに体内に蓄積し、コレステロール値や肝機能への悪影響が指摘されている。

一方、規制に向けて国際的に議論が進んでいるという。PFHXSについて当局の見解を伺います。

9、北谷浄水場系統受水市町村連絡会議は毎年1回会議が行われているとのことだが、PFOSの危険性について、2016年からこれまでどのような協議が行われたのか。その内容を伺います。

10、村の水道水は今後安全性を確保するためにどのような施策を講じていくのか所見を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、喜屋武すま子議員のご質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物、PFOS、PFOA、PFHXSについてというご質問で、今、新聞紙上でも非常に問題になっておりますので、非常に私もこれは懸念をしているところであります。

ただ、水道水の水源地や近隣の市で高濃度の有機フッ素化合物が検出されている状況につい

ては、村としても村民の健康や安全安心な暮らしの影響について懸念をしております、昨年12月には北谷浄水場より受水している各市町村と連携をして、県企業局に対し、水道水の安全性を明確にし、全体に周知をしてもらいたい、そして、有機フッ素化合物の低減措置に努めてもらいたいという要望書を提出をしているところであります。

ただ、現時点で国内の基準値が示されていないということ、先日、厚労省が目標値の設定に動き出したということは認識をしているんですが、やっと動き出したかということでもあります。なかなかこれが原因等々、まだなかなか見えない部分がありまして、本村独自でというよりも、県や近隣市町村との連携がどうしても必要だろうと思っておりますので、その辺はしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

細かいご質問が結構ありますが、これは担当課長のほうにまた答弁させたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

では、私のほうから喜屋武すま子議員の有機フッ素化合物についてのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の北谷浄水場からの配水区域についてでございますけれども、村内では島袋、屋宜原、瑞慶覧、安谷屋、石平、喜舎場、仲順、大城、荻道、アワセ土地区画整理地区のこれが全区域。それと、渡口、和仁屋、熱田の一部、どちらかというところちょっと山側のほうについては一部が北谷浄水場系列からの配水となっております。

続いて、2番目、有機フッ素化合物の検出についてはこれまで村ではどのような調査をしているかということでございますけれども、村といたしましては、有機フッ素化合物、PFOS、

PFOA、PFHXSについての調査はこれまで行っておりません。

それと、ご質問の6番目、PFOS、PFOAの検査で水の安全性について村民に説明する必要があるというところでございますけれども、本村の水道水は全て企業局からの購入水となっております。企業局のほうではホームページで水質検査結果等について公表をされているというところでございます。そのため、改めて村独自の説明については特段の必要はないものと考えております。なお、県企業局においては、粒状活性炭による低減処理により、米国環境保護庁の生涯健康勧告値よりも低いレベルにあることから、水道水の安全性は担保されていると考えられております。

次に、7番目のPFOS、PFOA、PFHXSの懸念について政府への要請行動、米軍には抗議をするべきではないかというところでございますけれども、水道水源の観点から、この問題は全県的な課題であると考えております。また、県では以前から米軍基地内の立ち入り調査について申し入れを行っておりますけれども、実現に至っていない状況でございます。村といたしましては、県や関係市町村と連携しながら必要な対応を図ってまいりたいと存じます。

次に、8番目、宜野湾市大山の住民を対象に4月に実施した血中濃度のことを踏まえて、コレステロール値や肝機能への影響が指摘され、規制に向けて国際的に議論が進んでいるというところで、このPFHXSについての見解ということでございますけれども、まず、このPFHXSの人体への影響についてはまだ解明されていないものと理解しております。

当村といたしましては、今後、専門的機関等による調査、研究の状況等について注視してまいりたいと存じます。

9番目の北谷浄水場受水市町村連絡会議の内容についてでございますけれども、この有機フ

ッ素化合物の高濃度が水源に含まれているということがありまして、その後毎年、PFOS、PFOAの取水水、それと、浄水場で活性炭処理で浄水した水、その濃度の管理、管理状況を報告を受けているというところ。それと、これまでの話の中では、米軍施設内の採水調査、要は立ち入り調査の要請をしているというようなお話であるとか、活性炭取りかえに係る費用負担、これは国庫補助も使われてはいるようなんですけれども、村負担、県負担分についても国に求めているというようなお話がございました。

続いて、10番目、村の水道水は今後安全性を確保するためにどのような施策を講じていくのかということでございますけれども、まず、有機フッ素化合物を含む水道水の安全確保につきましては、企業局に対し引き続き適切な浄水管理を図るよう求めていきたいと存じます。

また、水道水の水源に影響する有機フッ素化合物の発生源の特定、改善対策について関係市町村とも連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

すみません、ご質問の3、4、5、健康被害、健康調査どうするのかというご質問があったんですが、実はPFOS等について、現時点で国内の基準値等が設定をされておきませんので、健康被害があるのかどうかという判断が、そのものの根拠が今示せない状況ということで、独自の調査は今時点でやる予定はありません。

先ほど申し上げましたが、厚労省が目標値の設定に動き出しております。これは、知事が政府のほうに要請を言って、政府としてもアクションを起こすということになっております。それを受けて、我々としては、今後、情報を注視

をしながら、県や近隣市町村と足並みをそろえて対応をやっていききたいなというふうに思っております。

ですから、村単独で健康調査やるとかという、今の段階ではなかなかないのかなと思っております。

政府や米軍に抗議すべきじゃないかということですが、実は6月13日に中部市町村会で防衛局のほうにこの問題、要請はしている状況でございます。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

それでは、1番目につきまして質問いたします。

村のほとんどの字が北谷浄水場から給水しているということがあるので、本当に村民は日々、毎日飲む水なので、非常に心配しているわけなんです。これが基準値が、標準値があるといえども、やはり体の中に蓄積していくわけなので、これは誰でも心配です。特に乳幼児を抱えるお父さん、お母さんにとっては非常に心配事になっていると思います。

ところで、ではこの熱田の一部と、それから美崎地区などはどこから給水しているのかお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

美崎地区は全て石川浄水場系列、それとあと、先ほど説明しました渡口、和仁屋、熱田、これ一部が北谷系ですけれども、メインは石川浄水場系列となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

それから、次に、村としては調査を行っておりませんということなんですけれども、これは住民の生活に直結したもので、毎日日々水を飲んでいるわけなんですよね。ですから、村民は非常に危機感を覚えていると思うんです。新聞紙上も非常に騒がしているものですから、これは村民として地方自治の根本的な問題であって、村民の命と暮らしを守るという観点からも、村民の体の中にこれが、フッ素化合物が蓄積しているということを考えれば非常に心配しているので、これは専門家に依頼してでも村民の健康はどうなっているのかということ、調査すべきではないかと私は考えております。そして、これは村の、命と暮らしを守るという責務もあるのではないかとこの観点から、本当に調査をしないという理由は何なのかをもう一度お聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

おっしゃるとおりなんですけど、ただ、これまで水道水の検査というのはちゃんとあるんです。

ただ、そこがP F O S等の検査項目がないということで、今までは検査されていないという。ただ、米国の環境省の基準では70ナノグラム以上ということで、県は30から35でしたか、そのぐらいの基準だということをおっしゃっているんですけど、調査しないのではなくて、その基準値とか基礎となる項目がないものですから、これどうしたらいいかと。一自治体でやれるものではないだろうと思っておりますので、この辺は、ぜひ市町村一丸となって県とタイアップしながら、その調査等についてはやっていきたいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

各市町村、足並みをそろえるというのも大事

かと思うんですけども、私たち地方自治というのは村民の命と暮らしを守るというのが根本的に基軸にあるものですから、私としては村独自で調査すれば村民も安心するだろうし、この目標値というんですか、それを定めるまで待つというのはいかがなものかと思えますけれども、また、その目標値がいつまでに見通しとして決定するのかということについてもご答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

情報では来年4月までには基準値をつくりたいということをお聞きしております。

ただ、健康被害というのが、要するにどのぐらいが問題で、基準値を超えていると、明確に。そして、どういう健康被害があるかということをやらないと、これ村民の皆さんにも説明がし切れないと思っております。

ですから、これは本村だけの問題じゃなくて、全県的な問題に広がっていますので、ぜひこれは県と連携しながら、県内市町村が連携しながら早急な動きをしていきたいなというふうに思っております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

ぜひこれを、本当に村民にとっては危機的状況だと思えます。これは命と非常に密接しているので、これが蓄積されていくわけですので、不安を感じるのは当たり前で、村民は非常に心配しておりますので、ぜひこれを早急に取り組んでほしいと思えます。

それから、健康調査は必要であるけれども、近隣市町村とも状況も見ながらということではあるんですけども、村民の不安をじゃどういうふうにして取り除くか、それまでずっと待ち続けていくのかというのがあると思うんです。

これはP F O Sの有機フッ素化合物というのは、本村だけではないんですけれども、行政の最大の課題が、今、それじゃないかなと私は思っています。

職員の皆さん、村長はその不安を感じていないのかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、大変不安を感じておりますよ。全く我関せずじゃなくて、非常に不安を感じているのは当たり前話であります。

ただ、先ほど申し上げたんですが、このP F O S等の問題は、ただ、本当にこの基準値も明確じゃないと。ではどれがそういう人体に明確な被害があるということがなかなか今はっきりしていないものですから、村単独で動くという状況にはならないなと思っております。これはもう県企業局にも再三お願いをしておりますし、我々としては、市町村長としては知事にも早急に動いてくれということで政府にも要請をしているところでありますので、これも国挙げてやらなきゃいけない問題だろうと思っております。我々としてはアクションは早目に起こして、村民、あるいは県民の健康被害に当たらないような対策をぜひ講じていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この有機フッ素化合物はそれだけが人体の被害じゃなくて、最近は大気からの汚染もあると言われておりますので、これは真剣になって、待つのではなくて本当に積極的に県にために要請に行ったり、県をたたいて、本当にこれが県が国に要請していることが実現するように、ぜひやってほしいと考えておりますけれども、これは待てないことだと私は思っておりますけれ

ども、村長はこれから、今後また、村に1回きりじゃなくて、何回も要請をしてほしいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

気持ちは一緒だろうと思っております。何回もといえば何回も行く必要もあるだろうと思っておりますけれども、ただ、なかなか結果が出ないと、急げ急げといってもなかなか結果が出ないと動けないということもありますので、ただ、持して待つわけではなくて、しっかり行動、アクションは起こしていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それから、6番目ですけれども、このP F O S、P F O Aの検査と安全性について村民に説明する必要があるのではないかと私は考えております。

実際、特段の必要性はないという答弁なんですけれども、那覇市の上下水道課のホームページを見ますと、「沖縄県企業局における有機フッ素化合物の検出状況について」と題して、那覇市の水道局のホームページにきちんと企業局における有機フッ素化合物の検出状況及び水道水の安全性についてということが記載されてまして、そこをクリックするとすぐに見られるようになっているんです。ですから、これは村民の不安を広げるためにも、我が村においてもホームページに県の企業局の書かれたものをやはり掲載してほしいんですけれども、いかがでしょうか。情報を提供することは村民に安心を与えることでもありますので、それについてどうお考えでしょうか、お願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

先ほど議員紹介されたように、那覇市さんのほうでは直接そういうコメントを添えながら、恐らくリンクサイトとして企業局さんを紹介しているという状況になっていると思います。

ほかの近隣市町村、関係市町村のほうも見ていますと大体のところがこの件については企業局さんのホームページで掲載されておりますのでそちらをごらんくださいみたいなリンクサイトとして掲載しているのが多いかと思えます。

村としましても、村民の方がすぐわかるようにというような形ではちょっと那覇市さん参考にしながらご紹介できるようなことは検討していきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

ぜひ、村民の不安を取り除くためにも、そして本村のほうからクリックすればすぐ見えるようにぜひやってほしいと思います。よろしくお願ひします。

それから、7番目なんですけれども、残念ながら、確かに基地内への出入りについては長年沖縄県が国のほうにも要請しているんですけども、これがなかなか実現していない今状況になっておりますけれども、村としても関係市町村と連携しつつ、必要な対応を図ってまいりますとあるんですけども、この必要な対応というのは具体的にどういうことをおっしゃっているのかお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

現在、県のほうでそういった申し入れをしているというところに対しまして、関係市町村の

ほうでもやはり県をサポートするような形で連携して協力できる場所ということは取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、しかし、今現在、村として何ができるのかという具体的な案があるわけではございませんので、今後そういった関係市町村との調整の中で対応していきたいというところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

この有機フッ素化合物については、早急に究明し、汚染を除去するためにも基地内の出入りということは非常に不可欠だと考えております。

しかし、新聞報道によれば、岩屋防衛相は消火剤の交換に向け作業を進めており、契約も入っていると進捗状況を説明しているけれども、県が求めている米軍基地内への立ち入り調査は米軍への要請を我々もしているが、まだ返事が返ってきていないとしている。非常にのんびりして、県民からすれば、国は非常に何か消極的な姿勢に映るんです。本当に期待してよいものかどうか、疑問が残るところです。やっぱり、市町村も県任せでよいのか、それについて当局の見解を求めます。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

先ほども申し上げたんですが、中部市町村会としては、防衛局のほうに立ち入り検査をさせてくれという要請はいたしております。やっぱり市町村としてできることはやっていこうというふうに思っておりますので、ただし、市町村がいきなり国にというまでは行ってなくて、今は、県を通してということになっているのが現状であります。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

大切な命を、県民それから市町村民の命を守らないといけない立場にある行政それから議会でありますので、やはりこれは県と一体となって、県任せではなくて、県と一緒に国にきめ細かに要請をしていくことが必要かと思っています。そうじゃないと、非常に国は動きにくい、米軍基地を抱えている本県にとって、それとの絡みもあるのではないかと私は考えておりますので、ぜひ、積極的に国が動いていけるように、県任せではなくて、市町村も一緒に動いていくという形がいいのかなと思っていますけれども、村長は町村会の会長でもありますので、それについてご意見をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

県任せではなくて、我々市町村長もしっかり対応は、各市町村長が対応はしているところであります。ただ単独で動くわけにもいかないと。これは例えば北中城村だけの問題ならば、真っ先に飛んで行ってやれるんですが、全県的な課題ということであるものですから、全市町村長が1つになって県とタイアップをしながら動くことが肝要だろうと思っていますので、今後ぜひそういう対応はやっていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それから、その目標値なんですけれども、国は来年4月をめどに水質の基準となる目標値を定める方針だということで新聞紙上にありましたけれども、特に沖縄は米軍基地を抱えて、そこから発生するだろうという見通しもあるので、国任せでよいのか。

毎日、本当に飲む水なので、このままやはりこの水を使用し続けると蓄積濃度がもう許容範囲を超えていくのではないかと、私は健康に非常に、何とかな、被害を受けるのではないかと恐れております。

健康な体を維持していくためには、市町村や県の目標設定の要望であっても、それは県だけで目標値のお願いをするのか、沖縄県自体、市町村も含めて、この目標値のある程度を設定をして国に訴えるのがいいのではないかと考えておりますけれども、そういうことについてどう村長お考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

市町村単独で目標値を設定することは、これは非常に難しいんじゃないかなと思っています。

当然これは全県的な問題なんで、県を先頭に、目標というんですか、安全基準値というんですか、そういうことはどうなのかということは、これはもう沖縄県全体でやる必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

できるだけ、限りなく目標設定というのは、健康被害のためにはこのナノグラムというんですか、今、77ナノグラムに1リッターなっておりますけれども、これを限りなく低くしてやってほしいと思うんです。

米国においても、70ナノグラムでも州によってもっと下がっている、2分の1、5分の1のところもあるので、これをできるだけ設定して、そして体の中に、私たちが有機フッ素化合物が入らないようにしてほしいんですけれども、この目標値というのは国任せではなくて、市町村それから県が一体となって本当にこれを目標値

も提言してほしいんですけれども、本当に国任せでいいのか。もっと真剣に村民の命と暮らしを守るためにはやってほしいと思うんですけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

かなり真剣にやっているつもりなんです、そう見えなくなると大変申しわけないなと思っております。

これは全市町村長が今、非常に不安を抱えている課題でありますので、ぜひ我々としても真剣にやっていっているというご理解をお願いをしたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひその目標値の設定についても、県、市町村一体となって、国に提言できるところはやってほしいと思います。

国のすることだから信用はしたいんですけれども、やっぱり複雑な気持ちですので、そこら辺は特に米軍基地を抱える他県にない、特に沖縄県が非常にこれは問題になっているところですので、どこまで国家が真剣に考えているのか私は疑問を持っているところですので、村長にぜひ頑張してほしいと思うんですけれども、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

議員がご心配するのはごもっともでありまして、これはもう村民、あるいは県民が同様な心配をしているはずですから、我々首長としても、これは責任あることですので、県知事先頭に国にも再三再四要請をしていきたいと。早目に安全基準値を示されるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

また、最近、有機フッ素化合物の調査でPFHXSというのがわかってきて、そしてこれが非常に宜野湾市の市民の血中から高濃度で確認されたということが新聞紙上にありますけれども、やっぱり健康基準が定まっておらずに、これはPFHXSというのは非常に抜け穴になっているという印象を受けております。

村は飲料水の安全性を守るためにも、この対策について沖縄県へ強く求める必要があると思いますけれども、現在、PFOS、PFOAの合計値でやっているものですから、このPFHXSについて村の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

PFHXS、これは昨年新たに国際会議で今後知見を集めようと、情報収集をしようということが確認されてきたというような状況でございまして、まだこれが本当に健康被害を生じるものなのかどうかというのはこれからの研究になってくると。

PFOS、PFOAもまだ知見が足りていないというような状況の中、それに対して新しく加えるべきではないかと。調査を加えるべきではないかという議論の状況でございまして、そういった中では、今、これがどういうものなのかということはやっと評価しづらいという状況でございまして。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

では、ぜひ、このPFHXSというのが非常

に気にかかるところなので、ぜひこれを県と一緒にになってその対策を講じていただきたいと思います。

それから、次に、9番ですけれども、北谷浄水場系統受水市町村連絡会議というのがあるんですけれども、その会議が毎年1回行われているということなんですけれども、これは事務方の会議なのか、協議事項なのか、あるいはその連絡会議なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

これは、北谷浄水場系統受水市町村連絡会議ということで、事務方、担当課長であったり、あと企業局さんの北谷浄水場の所長さんだったりとか、そういったメンバーが集まって、一般的な項目の話としましては、今の水源状況がどうなっている、貯水状況だとか、それ以外に国からおりてきている課題であるとか、安定した給水に向けて今、受水状況はどうなっているとかさまざまな課題、話題について企業局さんからの情報連絡であるとか、あと受水市町村からの課題に対してご相談をさせていただくとか、そういった場でございまして、話題といいますか、その会議に上げられる事項としましてはさまざまな課題があるというところで、PFOSはその中の一部として毎年大体話題としては上がってくるというような状況でございます。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

これまでに村の独自の課題みたいなのはあったんでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

特段、村から単独で何か課題というようなことはちょっと私の知る限りでは特段なかったと思います。

ただ、他からの提案があったときに我がほうはどうなんだろうということと一緒に考えていくというようなことはやっているところでございます。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

では、10番目なんですけれども、今後、村の水の安全性を確保するためにどのような施策を講じていくのかということをやっていますけれども、この各市町村との連携とあるんですけれども、各市町村と連携し足並みをそろえていくことは非常に重要だと考えております。

しかし、行政はそれぞれ関係市町村とは全て同じ環境ではないと私は考えております。やっぱり村独自の課題は何なのか、村独自でできることは何なのかということ、例えば、村民が非常に不安を感じているので、どんな不安を持っているのかアンケートをとることはどうかと考えています。そのアンケートの声やっぱり施策に反映できるのではないかと考えておりますので、ご意見をお伺いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

アンケート調査、意見集約というのは取り組み自体は特にやってもいいのかなと思うんですけれども、その出たものをどのように反映させるのかということで、先ほどからご説明しておりますが企業局さんからの購入水でやっていると。もし、独自で何か水を改善するというようなことになると、新しい水源を村独自で確保しないといけないというふうなことがござ

います。しかし、現実ながらそういったものは対応ができるような環境にはありませんので、実際、アンケート、意見集約をしたとして、この問題に対してどのような対応ができるのかといったところでなかなか厳しいのではないかなということを考えておまして、村独自の対応というのは限界があるだろうと。

そういった意味では、今、県の企業局さんへの要望もそうですけれども、低減措置に努めていただくとか、あとは広報の仕方であるとか、これはやはり横並び、みんな同じような受水環境でありますので、そういったところでは不安の払拭に対してどのようなものが効果があるのかというようなものも一緒になって取り組んでいくほうがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

やっぱり村民の声を聞くというのは大事かと私は思っております。

それを聞くことによって、じゃ、どういうようにして今後反映させていくのかというのは、今言った連絡会議なんかもありますし、県に要請するときでも北中城村ではそういう声がありますよということで、そこら辺が拾っていきけるのではないかと私は思っておりますけれども、再度このアンケートをすることについてご答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

この段階でアンケートをとるとするのは、私は非常に村独自としても、要するに対応策を持っていないものですから、非常にどうなんだろうと思っております。

例えば、アンケートをとって、北谷浄水場か

らとるなという話になると、じゃ村として対応できるのかということはかなり厳しいと思いません、現時点で。

先ほど担当課長からあったように、独自の水源確保やりましょうと。北谷浄水場からとらないような対応やりますよというのを言えるのかどうなのか。ですから、今それは非常に厳しい状況じゃないかなと思っています。

恐らくアンケートをとると、もう北谷浄水場からとるなという声は確実に出てくるだろうと、心配だから。ただ、行政としてそれが本当に可能なのかということに対応はし切れない状況であります。

ですから、やっぱりアンケートをとる段階というのは慎重にしないといけないのかなと思っております。

本村の問題だけじゃありませんので、全市町村が足並みをそろえながら県と一緒にやって対応策を講じる。やっぱり安全基準値というのを設定をして、そこがPFOSの当分どういう対応をやればいいのかということを確認に方向性を示さないと、なかなかアンケートも厳しいのかなと、現時点では思っています。やるタイミングというのを少し考えていく必要もあるだろうというのが私の今の考えであります。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○8番（喜屋武すま子議員）**

アンケートをとることについてはいろんなことが想定されるので非常に厳しいということなんですけれども、やっぱり村民の声を聞くということは非常に大事なことで私は思っていますので、アンケートじゃなくても何らかの形で村民の声を拾い上げていく、それは非常に大事かと思っております。

特に子供を持つ、小さいお子さんを持つ母親にとっては、非常に日々心配なんですよ、本当に。

ですから、そういうやはり末端の村民の声も聞いて、ぜひほしいんですけども、何らかの形で村民の声を拾い上げていくということは本当に大事かと思っています。いろいろアンケートをとるといろんなことが出てきて、懸念されるということなんですけれども、村民の声を一番聞くというのが住民と一緒に暮らしていけるまちになるので、そこら辺をもう一度本当に村がどういうふうを考えているか確認をしたいので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

村民の声を聞くということも大変重要なことだろうと思っています。恐らくこれだけ新聞紙上にこの問題が出てくると、村民の皆さん不安があるのは当然のことだろうと思っています。

ただ、先ほどから申し上げているんですが、このPFOS等の問題が、なぜこれが出てきたのかと、そして、対応はどのようにするのかということがまだ行政として明確になっていないというような状況ですので、その辺を私としては早急に原因究明、そして対応策を企業局、県と一緒にやっていっていききたいと。

当然、村民の皆さんからいろんな不安の声もありますので、ぜひそれは真摯に対応をしていくという基本理念を持ちながら、早目の対応策を講じていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この件は、日々、水は生活に密着しておりますので、本当に緊急なことだと思います。のんびり構えられない施策だと考えておりますので、ぜひ、村のほうにも頑張ってもらいたいと思います。

ことわざの中に最悪を予期して立つのが人生の哲理であるということがあります。これでも

って私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。午後は1時30分に再開します。

午前 11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

皆さん、こんにちは。

それでは、通告書に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

1点目であります。児童虐待についてであります。

2点目、空き家対策について質問してまいります。

最初に、児童が虐待を受け死亡する事件が繰り返されている。育む、培う、親鳥がひなを自分の羽で抱きかかえて守り育てる。温かさや愛を感じる光景が浮かぶ。子供を抱きしめ、抱き込むように守り育てる。それは甘やかすということとは違い、親が身を持って命の尊さ、その子の存在のすばらしさを伝えることでもあります。子供たちにとって、家庭が一番居心地の良い場所ではない。

1、千葉県野田市で小学4年女児が死亡し、傷害容疑で両親が逮捕された事件を受け、沖縄県は虐待が疑われる児童が転居する際、転居先への情報提供を徹底するよう各市町村に通知をした。その取り組みについて伺います。

2、児童虐待の早期発見と早期支援、再発防止のためには、子供とその家庭にかかわる全ての機関や関係者が協働して対応することが必要である。平成16年に児童福祉法が改正され、要保護児童対策地域協議会の設置が法で定められた。設置状況を伺います。

3、子供を虐待から守るための基本理念を定

め、虐待の予防及び早期発見、子供の保護、子供を虐待から守るための政策を総合的に推進する必要がありますと考えます。その取り組みについて伺います。

4、児童虐待についてどこまでがしつけか、どこから虐待になるのか、見きわめることは大変難しい面がありますが、基本的な考え方を伺います。

5、全国で児童虐待の緊急安全確認を実施した結果、児童相談所が在宅指導している3万7,806人のうち、計170人が親と引き離され、緊急安全確認は、千葉県野田市で小学4年生女児が死亡した事件を受け行われ、厚生労働省と文部科学省が調査結果を公表した。面会できず、継続対応が必要な子供が2,626人いたこと、35人は所在不明だった。教育現場からも深刻な実態が浮かび上がった。全国の小中学校や教育委員会などが欠席を続く児童生徒ら18万7,462人の安否確認を実施したところ、県内の232人を含め1万2,545人は虐待の可能性が否定できなかった。

しつけを名目とする虐待が後を絶たない。民法に親権者による懲戒権を定めた条文がある。

先日の地元新聞社の社説で報じられております。平成17年度の県内における児童相談処理件数は児童相談所が受けた件数451件に対し、市町村では528件と77件も多く、平成18年度において児童相談所が364件と減少しているのに対し、市町村は563件と増加している。

子供が虐待されない健全な地域社会を築くにはどうすればいいのか、考えを伺います。

6、子供が虐待されない健全な地域社会の構築、地域全体で考えながら心豊かに前進したい。

加害の芽を根本から断つことが大切である。子供の様子や親子の様子から、虐待のサインを見逃さないという予防的視点での観察、虐待を見抜く、見きわめる力、また判断力と関係機関との連絡、協調体制の確立が大切と考える。

児童家庭相談員の配置状況及び要保護児童対策地域協議会の運営状況について伺います。

以上が児童虐待の対策についての質問であります。

続きまして、2点目、空き家対策について伺います。

適切な管理がされず、危険な状態にある空き家、瓦屋根が崩れ落ち、シロアリ被害で土台が腐食、荒れ放題の庭は悪臭と害虫の発生源である。住む人がなく、長年放置されたままになっている危険な空き家が村内でふえている。台風などで屋根が吹き飛ばされればその被害は周囲に及ぶ。不審火など治安上の問題、衛生面での課題も指摘されている。また、景観悪化を招く原因にもなりかねない。

1、空き家の多くは細い街路に面し、間口が狭いなどの特徴がある。利便性が悪く、市場価格の低い物件が居住者の転居などによって放置される状況である。ひとり暮らしのお年寄りが亡くなり、空き家状態が長く続くなど、高齢化や核家族も背景にあると見られる。また、相続手続とは別に大きな壁となっているのが位牌の存在。空き家に仏壇や位牌を置いたままにして、家そのものの売却や賃貸に抵抗のある所有者が多い。見解を伺います。

2、固定資産税増加の回避であります。

地方税法349条の3の2第1項によれば、固定資産税の課税標準は住宅用地については3分の1、面積が200平方メートル以下の住宅用地については6分の1となる減税措置がとられている。空き家が撤去されると、減税措置の適用がなくなり、固定資産税が増加することになる。空き家の所有者は空き家を撤去することなく放置することになる。

しかし、空き家を放置していいことはない。維持管理を怠って老朽化すれば、倒壊や火災のおそれがあるほか、地域の景観にも影響を及ぼす。さらに、空き家対策特別措置法に基づき特

定空き家に認定されると、土地の固定資産税が最大6倍になるなどのリスクもはらむ。その見解を伺います。

3、空き家等、特定空き家等とはどのような空き家等を言うのか。空き家特措法2条1項、建築物またはこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態のものを定義していますが、常態とはどのような状態なのか見解を伺います。

4、居住用に供されない住宅や営業を行わない店舗等が年々増加傾向にあります。空き家の中には、倒壊の危険性の増大、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

空き家特措法成立で空き家等の問題を根本的に解決するため、その有効活用を図る必要がないか取り組みを伺います。空き家等の条例の制定の検討がないか、その辺をお伺いしたい。

5、国は空き家特別措置法を制定して、危険な空き家に対しては、所有者の確知ができない場合でも代執行できる簡易代執行制度を設けたり、固定資産税情報を空き家対策に活用できるようにした。固定資産税の住宅用地特例を解除したり、相続して一定期間内に空き家を売却すると、譲渡所得税の特別控除が受けられるように対策を講じている。

代執行で解体費を回収できない場合は、税金が投入されることになる。解体費用が回収できない状況が常態化した場合、所有者は自治体が勝手に壊してくれると考え、モラルハザードを引き起こす可能性が起きる。解体費補助制度等を含め、税による対応がますます行われれば、空き家が増加していく今日、将来的に自治体が財政難に陥る一つの要因にもなるといった懸念があります。

建築物を取り壊すことは、最後の最終的な手段と考える。空き家等をできるだけつくり出さない施策を重点的に進める必要がある。

行政、自治会等の地域組織と民間の不動産関係団体と所有者と相談できる体制をつくり上げて、地域の意見を尊重して地域一体となったまちづくりで空き家対策に取り組んでいくことが重要であると考えます。

村内の空き家率10%である。10軒に1軒は空き家となっている。誰もが空き家問題に直面する可能性がある。種々の権限が国から市町村に移管される。住民の要求も多様化する。村の実情に応じたきめ細やかな対応が重要となってくる。村長の決意を伺いたいと思っております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目です。

児童虐待の対応についてということで、確かに昨今、児童虐待が増加傾向にあるという認識は持っております。沖縄だけじゃなくて全国で大変悲惨な状況があるということ認識しておりますので、本村においてもこのようなことがないように、全力を挙げてその取り組みをしていきたいというふうに思っているところであります。

1点目の千葉県野田市の児童虐待を受けてということで、各市町村に通知があるんだけどその取り組みはということですが、平成31年2月28日付で沖縄県青少年・子ども家庭課長より要保護児童等の転居に伴う市町村間のケース移管及び情報提供等の徹底について通知がございました。本村においても国のガイドラインに基づいた対応を行ってまいりたいと思っております。

多くのご質問があるんですが、2番からそのあとのものについては担当課長のほうに答弁をさせたいと思っておりますが、その中で5番目、

子供が虐待されない健全な地域社会を築くにはどうすればいいかということですが、これはすぐ簡単に解答は見出せないのかなと思っております。行政としても地道な努力がこれは必要だろうと思っておりますけれども、児童虐待をなくすためには子育てに対する支援が当然大切であります。村では家事の援助、子育てに対する助言や虐待防止に向けた児童、保護者向け研修など、虐待を未然に防止する対策を行っておりますが、行政だけでは児童虐待は防げません。ですから、予防や発見のためには、当然ですが学校、保育所、民生委員、児童委員といった関係機関との連携した取り組みは当然であります。やっぱり村民お一人一人が児童虐待の防止を果たす必要があるだろうと。これはもう村民全体で考えていかなきゃならない問題なのかなと思っておりますので、村としても全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

2点目の空き家対策についてであります。

少し認識が、私がずれているのかちょっとあれなんです、本村で全く人も住んでいなくて、もうぼろぼろで非常に環境も悪くてどうしようもないというようなところは、私はちょっと、まだそこまでいっていないんじゃないかなと、当然お住まいになってごみ屋敷になっているところはあるんですが、そこまではないんじゃないかなと思っております。実質的に空き家の対策、調査はしておりませんが、1番目ですけれども、仏壇や位牌のみを置いて、年数回そこに訪れるだけで平素の生活基盤はほかの市町村に置かれているという方がいらっしゃるというのは認識をしております。

ですから、5番目に村内の空き家率が10%ということなんです、この10%の根拠はどこから来るのかなと思っております。私はちょっと確認をしたいと思っております。

10%というと、単純に本村の世帯が7,000と

すると700は空き家という状況になります。これはそんな数はないんじゃないかなと思っております。私の認識不足であればご指摘をいただきたいと思っております。

その中で、きめ細かな対応が重要となっているということで、村長の決意を伺いたいということですが、今、本村で空き家対策が喫緊の課題なのかなと思っております。ちょっと私はそこまできていないかと思っております。当然何か所か空き家はあります。多分これは位牌が置かれているとか、そういうのは認識をしているところなんです、これが村の喫緊の課題でどうかどうかというの、私は少し認識不足なのかどうかのかわかりませんが、そんなにひどくはないんじゃないかという認識を持っております。この辺はまた後にご指摘をいただきたいと思っておりますが、私からは以上であります。

あと、ほかのご質問はそれぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

#### ○議長（名幸利積）

福祉課長。

#### ○福祉課長（喜納啓二）

引き続き、大城律也議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは1番目の児童虐待の対応についての2番目と6番目のまず、要保護児童対策地域協議会及び児童家庭相談員についてお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会につきましては、平成17年度に村児童虐待防止ネットワーク協議会の設置を経まして、平成23年度に村要保護児童対策地域協議会を設置しております。

警察や児童相談所など20団体で構成され、代表者会議、それから実務者会議及び個別支援会議を開催、運営しております。

児童家庭相談員につきましては、福祉課において2名を配置しております。

次の3番の児童虐待防止に向けた取り組みの推進についてでございますが、平成27年3月に策定いたしました北中城村子ども・子育て支援事業計画において、要保護児童への支援充実を目標に掲げ、児童虐待防止対策の充実に取り組んでいるところでございます。

4番目の児童虐待の基本的な考え方についてでございますが、児童虐待防止法では保護者がその監護する児童に対して行う虐待行為を児童虐待と定義して、身体的虐待、性的虐待、養育放棄・怠慢・ネグレクト、それから心理的虐待の4つが示されております。

虐待は保護者が感情に任せて子供をコントロールしようとすることで、しつけとは子供自身が自分の感情や行動を制御できるよう、保護者が落ち着いて教えることだと考えております。

私からは以上です。

**○議長（名幸利積）**

税務課長。

**○税務課長（奥間かほる）**

大城律也議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、2番目の空き家対策の中の2番目、固定資産税の件について、地方税法349条の3の2第1項による軽減措置は、家屋が建っていることに対するものでありまして、家屋の滅失や、また特定空き家等の勧告をされた場合はその対象外となるため、軽減措置がなくなりもとの課税額に戻ります。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（瀬上恒星）**

私のほうから、2番の3と4につきましてご説明いたします。

まず、2の3のほう、空き家等及び特定空き家等とはどういう空き家を言うのか。また、この常態のものというこの定義の意味合いにつきましてご説明いたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法、平成26年法律第127号で定義づけされておりますので、これを述べさせていただきます。

空き家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を言う。また、特定空き家等とは、1、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3、適切な管理が行われず、著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態である空き家等を指し示すものでございます。

また、この中で常態という言葉を使わせていただいているんですけども、その状態につきましては、この空き家の所有者もしくは使用者、こういった方々による維持管理対応等が皆無、もしくは全く見込めない状態であることというふうに認識しております。

続きまして、4番、居住用に供されない住宅や営業を行えない店舗等が年々増加傾向にあり、この空き家等の根本的な解決または有効活用を図るための取り組みについてのお尋ねですけれども、実際この有効に活用するためにはやはり所有者もしくは管理者、こういった方々の理解と協力が不可欠でございます。しかし、現在のところ、各自治会からこういった空き家、ちょっと懸念される空き家等などにつきましては、具体的にまだ相談がいただけていない状況でございますので、今後、こういった空き家、村長からもございましたけれども、まだ空き家調査自体はちょっと行っておりませんので、こういった調査の必要性も含めまして検討していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○4番（大城律也議員）**

再質問をいたします。

先ほど村長のほうから10%とはというお話がありましたですけれども、これは沖縄県空き家調査何とかというのがありまして、北中城村、中頭郡とか、そういう中で、嘉手納、読谷、それから、北中城、中城、西原までの空き家の調査がありまして、北中城村は10%と。その中頭郡の中でも北中はやや多いほうに入るわけです。そういう資料の中から提案をしています。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

児童虐待のほうから再質問をさせていただきます。

では、1番、児童虐待の相談業務なんですけど、これは非常に機密性が高いわけです。それから、守秘義務、こういうのがありまして、児童が転入、転居等で適切な情報提供をするためにその相談体制が非常に大切になってくるわけでありまして。

そういうときに、例えば、村からそういう状況のお子さんが転居するとか、あるいはよそから転入してくるとかいうときに、決まった児童虐待防止連絡票みたいなのが統一されてあるのか。その辺が村内で役場でそういう票が確立されているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

転入、転出に関する情報提供のあり方ではございますけれども、国が示しております市町村子ども家庭支援指針、ガイドラインと呼んでお

りますけれども、その中でも連携についてそういった情報共有を図るようなアセスメントシート等の様式、参考様式ございますので、こういったものを使いまして、また、場合によっては村独自の資料のほうも用いながら、転入元、転出先への情報提供を行っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。ぜひそれは統一して、この子によってはこういうもの、あの子によってはこういうものでは、なかなか統一性がないと非常に管理上厳しいかなというふうにも思います。ぜひその連絡票を統一をしてやっていただきたいと思います。

それから、この生徒指導提要というのがありまして、それから、改正児童虐待防止法、これ学校関係者は虐待の確認がなくても、虐待の疑いがあるなという時点で市町村の虐待対策窓口等に報告をなささいというのがあるようですが、この辺、私から見れば一番身近なのは学校だろうという気がするわけです。先生方がずっと子供の様子を見ながら、おかしいな、これ、ないにこしたことはありませんが、そういうときに、適切な情報提供をする村の窓口がどういうふうになっているのか、確認をしたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

村内では、生徒指導教育相談担当者連絡会議等もありますし、それから、福祉課等との要対協の連絡であったり、関係機関で必要なケース、お子さんに関しては連携をとりながら対応しているところでございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、2番目の再質問を行います。

第3次北中城村地域福祉計画では、児童虐待が増加傾向にあるというふうに明記されているわけです。これは村のことだろうと思うんですけども、児童虐待へのきめ細かい対応を図るため、児童相談員の増員等で体制の充実を図るとあります。また、要保護児童対策地域協議会というのがあるようですが、その協議会、通告、相談、受理、窓口等の支援組織だろうというふうに思うんですよ。その組織の役割はさらに重要になってくると思っております。

そこで、そういう状況の中で、村に寄せられた児童虐待に関する相談件数、そのうち確認された身体や精神的虐待などの実数が、もし発生していれば、手元にもし資料があれば、また、公表できるのであれば伺いたい。守秘義務いろいろあるようですが、そこでもそういう事例が発生していれば、実数、公表できるのであればお伺いしたい。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

平成30年度の速報値という形でご報告させていただきます。

まず、平成30年度の児童家庭相談につきましては27件ございまして、そのうち12件が虐待相談という形でございました。その12件のうち、さらに児童相談所への通告した件数が5件となっております。

また、12件の虐待の種類の内訳でございますけれども、身体的虐待が4件、あと心理的虐待が8件となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

こういうふうに、現実にはじわじわと我が村にもこういう状況が発生をしてきているという状況でありまして、沖縄県が統計をとり始めた平成2年は、12件ぐらいなんです、これが平成17年になりますと451件とふえているわけです。これは我が村も含めて。村の中にあるかどうかわかりませんがそういう状況。それで平成17年までふえてきた。それから、約10年間は先生方とかいろんな地域の皆さん方が努力をして、行政も努力をして減ってきた。この三、四年前から、沖縄県においても27年687件と。さっき17年451件と言いましたけれども、それで29年、691件、かなりの数がふえてきているということでもあります。

そういう状況でありますから、我が村においても真剣にそういうものを取り組みをしなければならぬだろうというふうに思って質問をさせていただきました。そういう状況、我が村においても実質そういう事例が発生しているわけでありまして、これも今後ふえる可能性もあるし、しかし減らす努力はしていきたいと思っております。

3番目のほうに再質問させていただきます。

先ほど、児童虐待の取り組みについての推進についてという回答をいただいておりますけれども、この中で、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長をすることができる地域社会の形成ということなんです、これ、やはり地域社会の責任、それから保護者の責任、関係機関、これは行政も含めて地域のあらゆる団体等と、議会も含めると思うんですが、この責務、そういう中で、北中城村虐待防止ハンドブックの作成とか、配付が私は必要だろうというふうに思うんですが、作成の検討はありませんか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

児童虐待に対するそれを防止するハンドブックというようなご提案かと思えますけれども、先ほど来、村長からも答弁いたしましたとおり、まず子育て支援を充実させていく、そういった形で虐待防止に取り組むためのパンフレット等を配付するとともに、それが見つかった場合には児相通告をするようにというような市民向けの広報等も行っておりますので、現時点で議員ご指摘のようなハンドブックがどのような形をイメージされているのかちょっと私のほうもまだ詳細イメージできておりませんが、現時点では今のところはまだそういった配付については今考えてはおりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

わかりました。

しかし、これは大変必要なものだろうというふうに、今後、思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、4番目に再質問をさせていただきます。

体罰、先ほど教育委員会の課長の方からご説明いただきましたけれども、体罰と虐待の区別、これはもう専門の先生方もつけられないというふうな資料を拝見させてもらっております。どこまでが教育やしつけの一部とするか、どこから虐待とするか、線引きすることは不可能であるというふうに専門の先生おっしゃっています。これ精神科医、それから臨床心理士の見解があります。

体罰が何でいけないかということもあるんですが、体罰、虐待を受けた子供、そのときの体の傷だけではなく、心の傷が残り、心なんです、

心、後々まで影響を受ける。成人になったときに不安障害が発生する。依存症など精神障害に罹患しやすいと言っているんです。これ村の経営においても非常に大変な状況になるわけです。

そこの子供たちはリターンとしてこの村のために今後がんばってもらわんといかん。そういう状況に陥ってしまうと、いろいろな面で支障を来すわけです。

そういうことをどういうふうに、また、我々が見守っていくかということになると思います。

体罰、虐待を受けた子供、自分が親や指導者になったとき、親になったときです、虐待を繰り返す。体罰の連鎖、虐待の連鎖が起こりやすいと言っているんで専門の先生方が。

ですから、今解決したからといったって、この子が成長したときのフォローが大事になってくるわけです。これは学校教育だろうというふうに思っておりますので、ぜひお子さんたちの見守り、学校としてその役割、十分果たしていただければと思っております。

5番目の再質問をさせていただきます。

僕も議員になって小学校、中学校、幼稚園の入学式、それから運動会、卒業式に参加させていただきました。子供たちはいいですね。この子供たちが将来北中城を担うんだなというときに非常に安心感とわくわく感が生まれてくるわけです。

この子供たち、日常の様子を観察をしていたきたいな。これは学校でしかできないわけがありますけれども、身体的な状況、行動面の変化をつかむことができる、子供の発信するこのサインをしっかりと受けとめることできる貴重な場所である。特に注意が必要なのは反抗的な行動、反社会的な行動をとる子供、問題行動も、その背景が大事なんです。観察するその背景、家庭の問題、教育環境の問題が報告されているわけですが、子供の虐待という視点から考えてみると、必要があるというふうに専門家

は話しております。

担任の先生であり、養護教諭の先生であり、カウンセラー、それぞれの立場で把握をして子供の情報として学校で共有していただきたい。そして相談なんです。役場の窓口とよく相談をして、未然に防いでいきたいと思っております。

6番の再質問をさせていただきます。

児童家庭相談員の身分についてお尋ねをいたします。

専門性が高く、業務内容も複雑であり、守秘義務が課されており、他の業務と比べ連携が難しく、管轄の職員であっても業務の全容を把握は難しいと私は思っております。実際、子供の命にかかわることありますから、児童虐待に対する職員が嘱託員と不安定な身分に置かれ、一方で負担や責任は重い業務を任されている。早急に待遇改善を進めて、専門知識と経験を生かせるような安定雇用を図るべきだと思っております。

先ほど答弁で、2人、嘱託でお願いしてあるというのがあるわけです。専門職ですから、例えばこの嘱託の期間ですが、これ1年とか2年なんですね。やっと状況も把握しながらわかりかけたときに、一番頼りになるこの家庭相談員の方が満期です。はい、かわりますといったとき、またゼロから始まるわけです。

私はそういう面からいって、この児童家庭相談業務というのは、大変なこれから我が村の大きな力になる、頼りになるアドバイザーということを見ると、安定した雇用をするべきであると考えております。

それから、要保護児童対策地域協議会というのがありますが、もしよろしければその団体、公表できるのであれば、確認させていただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

要保護児童対策地域協議会の構成団体でございますけれども、まず、コザ児童相談所に引き続きまして、県の福祉事務所、あと警察署、あと社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、教育委員会、小中学校、幼稚園、村内の認可保育所、児童館、母子保健推進員、健康保険課、子育て支援センター、福祉課となっております。

以上です。

（「今のは20団体ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

挙手にて。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

20団体ですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

幼稚園とあと保育所等、複数出席いただいている団体もございますので、トータルで20という形になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

私は、この団体、子供たちのために日夜頑張ってもらっておりますから、感謝申し上げたいと思うんです。

それから、そこにほかのメンバーがどうしても必要だと私は思いますので、提案をさせていただきます。

まず、自治会長会、やっぱり地域を一番把握しているのは自治会長だろうと。民生委員の方々も一生懸命やっておりますけれども、自治会長会、それから、村内にある医療機関です。村内の医療機関も参加させるべきだろうと。それから、役場には顧問弁護士がいらっしゃるようでありますから、やっぱり法律的にぱっと指

示のできる弁護士、それから人権擁護委員とか、そういう方々も参加をさせるべきじゃないかなというふうに思いますので提案をさせていただきます。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、要保護児童対策地域協議会の目的といますか、個別の要保護児童に関する情報交換とか支援をするためのネットワーク化を目的としておりますので、ある程度守秘義務を課した上でクローズな形をとっている場合がございます。議員ご指摘のような団体、医療機関、そういった弁護士さんのアドバイスという助言をいただく場も確かに必要な場面は出てくることはございますけれども、現時点では地域協議会の目的からしたらこの団体でいくべきであろうというふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

先ほど質問した児童家庭相談員、私はできるだけ本採用という形で福祉課の中で頑張ってもらえるようにしていただきたいと非常に思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

児童家庭相談員を正職にしたかどうかという意見ですが、これは嘱託で継続してやるんです。ですから1年で切れるということではなくて、1年1年、またお願いをしてやっていくということです。正職員にすると各課回らなきゃいけないんですよ。四、五年すると異動させなきゃいけないということなんで、逆にそれよりは、専門的に児童相談員と位置づけて、この人たち

はもうこれに特化して相談員を受けてもらうと。資格もありますから、当然。そういう意味ではそのほうが機能的、有効的になるだろうという判断でやっております。ですから、一概に正職員にして何十年もそれだけという話にはもう通らないものですから、正職員にすると。やっぱりそのとき資格を持った人を嘱託員にして、専門的にそれを見てもらうと。それを継続していただくという方式でやっておりますんで、何も正職員にしたらもっと働くとか、そういうことではなくて、より相談員として働きやすい環境をつくってあげるということが重要だろうと思っております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

村長のただいまの答弁ですけれども、要するに、継続雇用しますと言っているんですけれども、やっぱり2年とか期間が来ると退職してもらって、また新しい方。新しい方が来るからまたゼロから始まりますので、できたら継続して、特別ということでこの課でがんばってもらうという方法、これは村の範囲内の問題ですから、十分村長の判断で対策はできると。異動しなくても、思っております。

この児童虐待については以上で終わります。

時間が迫ってきましたので、では、空き家についてですが、議長。

○議長（名幸利積）

あと1分です。どうぞ。

○4番（大城律也議員）

先ほど村長から質問されましたので、空き家というのを、やっぱり僕ら、自分の住んでいる環境の中で空き家がふえていくと非常に寂しいんです。

僕の村は空き家が多い、10%です。空き地もふえてきている。いろいろな条件でそういう状況になっているんです。

空き家がやっぱりふえるともう寂しい。子供たちがまづいなくなる。そういう中でこの空き家対策、今、行政としてはそんなに心配していないということでもあります。これは間違いなく押し寄せてきますので、全国的に、山梨県が30%と言っているわけですから、大変な数ですよ。沖縄県でも今は十何パー、この県全体がそういう状況でありますから、我が村もある資料で僕はチェックをしたら中頭で一番多い。10%というのにびっくりしているということ。あと少なくとも10%は、僕の調べた範囲では空き家ありますので、そういうのが今後押し寄せてくる状況でありますから、最後になりますけれども、村内の子供たち、この子供たちは村民共有する大きな財産なんです。しっかりみんなで見守っていきたいと思っています。

ありがとうございました。質問終わります。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時19分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

山田晴憲議員。

**○11番（山田晴憲議員）**

最後になりました。通告に従いまして一般質問いたします。

1、教育、学校現場について。

①文化スポーツ部活動の外部指導員の導入について、現状と今後の考えはいかがか伺いたい。

②来るべき盛夏を迎えるに当たり、熱中症対策について、現状と今後の考えはいかがか伺いたい。

③昨今、不幸な事故、事件等が連続していることから、通学路の安全安心について、交通安全、不審者等々から子供たちの安全安心を守る取り組み等の現状と今後の考えはいかがか伺いたい。

2、平和継承について。

①具体的な計画について考えを伺いたい。とりわけ教育、学校現場における平和教育の現状と今後の考えを伺いたい。

②安里要江先生が語り部の第一線から引退するというマスコミ報道がありました。承知しているか。

醜い戦争を知る生き証人であり、北中城村が誇れる全国区の平和の語り部としての存在感のある方です。この機会にぜひとも後世に継承する、風化させない後継者育成の取り組み等の考えを伺いたい。

③比嘉太郎会（仮称）について承知しているか。今後の村としてのかかわりについて考えを伺いたい。

④第4次総合計画も策定されました。今後、村長が先頭に立って何か行動予定はないか伺いたい。

以上であります。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（新垣邦男）**

それでは、山田晴憲議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、教育、学校現場についてということで3点ご質問がございますが、これについては教育委員会のほうに答弁をさせたいと思っております。

2点目、平和継承についてということで、1点目、平和教育の現状と今後の考えということですから、これについても教育委員会の平和教育の取り組みを後ほど答弁させたいと思っております。

2点目、安里要江先生が引退をしているということは知っているかということですが、はい、これはもうマスコミ等でも報道でありましたので知ってございます。また、先生の娘さんが語り部の後継者として活動を始めたということも

報道でありましたので、拝見をさせてもらっております。当然、村としても支援をしていきたいなと思っているところであります。

ただ、後世に継承する、風化させない後継者育成ということなんです、確かに大事なことです、これを行政が後継者育成ということが果たして可能なのかどうなのか。やっぱり、これはそういう意識を持った人が勉強しながらしっかりやることではないかなと。当然、平和を守る村民の会でそういう形をつくっていくということも大事なはずですし、これを行政が行政の仕事として具体的にやれるものかどうなのかというのは、ちょっと私は、すぐやりますということにはなかなかいかないかなと思っていますので、この辺は少し慎重に、やれる体制をどうするかということを考えていきたいなと思っています。

3点目、比嘉太郎会について知っているかということですが、はい、（仮称）比嘉太郎会の村長が会長ということになっておりますので、パネル展も先日開催をしております。具体的にはこれから比嘉太郎さんのこれまでの功績を村民や県内広く伝えていくという目的を持っておりますので、皆さんと相談をしながらやっていけたらなと思っています。

4番目、第4次総合計画も策定されたが、今後村長が先頭に立つということですが、村長が先頭に立つというよりも、やっぱり平和を守る村民の会、当然村長が会長でありますけれども、そこで平和運動を取り組んでおります。村長というよりも平和を守る会の会長として、会員の皆さんたちと相談をしながら、ということで平和運動、平和行動ができるのかは、しっかりそこで取り組んでいきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

それでは、山田晴憲議員の教育、学校現場についてのご質問の①のほう、文化スポーツ活動外部指導者の導入のご質問にお答えいたします。

まずスポーツ部では外部コーチとして登録した人材や保護者を中心に、児童生徒の部活動指導にかかわっています。同時に、スポーツ部指導者研修会を実施し、適正な指導力向上を図っています。

また、文化部では、主に専科の先生が指導に当たっています。今後も外部指導者の活用も推進しながら、国及び県の方針に従って指導を行っていく予定であります。

続きまして、②の熱中症対策についてお答えいたします。

学校では、常時水筒持参での水分補給を指導しております。室外での活動では、時間帯やそれから天候などを考慮しながら、帽子の着用指導など、健康管理に努めております。今後は、学校内のみならず、家庭内や外出の際に児童生徒がみずから熱中症対策を意識して行えるよう、学校での指導をより充実させる予定でございます。

次、3番目の子供たちの安全安心を守る取り組みの現状と今後の考えですが、現状は、先日の比嘉義彦議員にもお答えしましたように、地域の方々に登下校時の児童生徒の安全を確保してほしいという、国の方針がありますので、それに基づいて地域の方々や保護者による朝の交通安全、見守りが行われております。

以前に比べ、登校時に付き添う保護者が大分ふえています。また、島袋小学校区においては、低学年の下校時に合わせて老人会による通学路の見守りがされております。また、北中城小学校区ではスクールバスの活用により安全確保を行っています。さらに、県内の各種団体の総会などにおいて、協力依頼のプリント等配付しながら、具体的な取り組み等を説明しながら協力依頼を行っているところです。早速その効果は

あらわれているかと思っています。

今後は、県の施策、方針を考慮しながら、さらに地域での保護者会、自治会、子ども会育成連絡協議会、老人会等と、そして、警察など関係機関と子供たちの安全確保のための協議を行っていく予定でございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

続けてください。

**○教育長（砂川恵重）**

すみません。失礼しました。

続きまして、平和継承についてです。

平和継承に関するご質問、学校における平和教育の現状と課題についてお答えいたします。

6月を平和月間と設定して読書週間を設けています。幼稚園、小学校、中学校の図書室に沖縄戦を中心に平和関連の本を展示して貸し出しを行っています。

また、6月21日には平和集会、平和講演会を実施する予定です。

さらに、中学校では平和体験学習なども予定しています。さらに、道徳の授業では、平和、命に関する題材で、平和のとうとさについて学習しています。課題としましては、戦争体験者が高齢であり、その体験は書籍や写真で残されていますので、その実体験として語れる方たちはちょっと減少していますので、書籍や写真類、あるいはビデオ教材等、こちらをいかに効果的に子供たちに平和教育をするかの教材などが必要ではないかなと考えております。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時29分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

山田晴憲議員。

**○11番（山田晴憲議員）**

それでは、改めて再質問いたします。

ありがとうございます。

最初の質問から入ります。

学校現場のいわゆる外部指導員の導入の件で、実を申しますと、昨今のちょっとマスコミ報道をちょっと引用をさせていただきます。

学校の先生方の皆さんの働き過ぎということ、教員の先生方の皆さんの大体6割が過労死ラインを超えていると。その要因が部活の朝練等々が要因であるという報道がちょっとございまして、いわゆる働かせ放題というんですか、部活で土曜日、日曜日、出勤されていると。これ全国的で、沖縄がそれと同等というわけにはいかないかと思えますけれども、全国平均を見ますと、平均で1人当たり大体30時間ぐらいの時間外になると。そういう報道がございました。

本村におかれましては、大体そういった面では学校現場に即した形でやっておられ、結構なことかなと存じております。

そこで一つ、ちょっと別な形での提案なんです。とりわけちょっと文化系の部活のほうになるかなと思いますが、ちょっと私のほうから提案ということで、こちらのほうへの外部指導員の登用といたしますか、退職されましたOBの皆さん、とりわけちょっと私も知る中で趣味として、例えば、いわゆる絵画、美術とか写真とか書道とか、そういった等々やられておられる先輩の方いらっしゃると。そういう方たちの人生の大先輩でもありますんで、そういった経験等々、もうちょっと、大変子供たちにもいい形での刺激になるかなと。こんなこと言ってしまっってはちょっと失礼になるかわかりませんが、退職された方たちの生きがいといたしますか、健康づくり等々、そういった面では子供たちにも、また、退職された皆さんにも結構いい刺激になるのかなという件で、ちょっととりわけ文化関係ということでお話ししましたけれども、もし今後の中でご検討も一つの視野に置

いていただきまして、お考えでもどうかと思いますけれども、その辺お考えがございましたら。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川恵重）

ただいま、山田議員の提案についてお答えいたします。

学校における部活動というのは、実は中学校がメインでございまして、その部活動の基本的な考え方といいますか、文科省から出ているものは、まず、子供たちの興味、関心で要求があれば設置するということになっています。ですから、学校でそういう文化部の部を設置したいと、ある要求があれば、当然そこにそういう部が設置されていくと思います。

そして、外部の方たちでちょうどその内容に合致するようなOBの方々や、また外部の協力があれば、これはもう当然協力していただくということはもう当然考えられることだと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。また一つちょっと勉強させていただきました。

恐らくそういった事情もございまして、あとは、言ってしまうといいのかどうか分かりませんが、やっぱり予算等々、いろんなこともおありになるかなと思いますので、そういった面ではちょっとその辺も、課題がたくさんあるかわかりませんが、一つ、もし可能であればありましたら、今後のご検討でもと思います。

別な視点からになりますけれども、これも皆さんご承知かと思いますが、何であえてこのようなことをお話ししたかといいますと、昨年、文化スポーツ関係で、私の知る中では、

北中城村が文化スポーツ関係でこんなに子供たちが優秀な成績を残したのは、ちょっと私も余り記憶になかったものですから、そういった面では、やっぱり末端で頑張っておられる先生方の一助と、それとあとはやはり子供たちがやはりそういった面では努力のたまものかなと。そういった面では、北中においてはそういうことはないかと思いますが、働き方改革等々で全国的にそういった一つの社会問題もございまして、今後可能でありましたら、少しでも子供たちのためにも、また、先生方のためにもなればと思ひまして、ちょっと提案させていただいた次第です。

次の質問に移ります。

次の熱中症対策につきましても、私のほうからあえて申すまでもないんですが、現場におかれまして十分その対応した対策等々考えておられるかと思いますが、これもマスコミ報道を引用してしまっただけで申しわけないんですが、皆さんご承知のとおり、5月6月でこのような全国的な真夏並みの暑さということで、大変、もちろん言うまでもないんですが、子供たちは水筒ですか、ボトル等持っておられて、小まめに水分をとられたり、熱中症の対策されているかと思いますが。

それで、昨今、また体育の授業等々でやはり屋外に出る機会が多いと。まして今、水泳等々もありますし、これからまた運動会、体育祭等々のまた練習もございまして。これは、保護者の方がやっぱり大変危惧されていまして、そういった面では現場に即応した形でおそらくされているかという思いますので、そういった面では現場の先生方にお任せする形になりますけれども、子供たちの安全安心を第一に、ぜひとも今後も最優先によりしくお願いしたいなと思います。

次の質問にちょっと移ります。

これもちょっと、きのうでしたか、義彦議員

とのちょっと質問との関連もございまして、ちょっとになりますけれども、本村において、学校地域において、教育長のほうからもございました地域、子供会、学校現場も含めて、そういった面では子供たちの安全安心についてご苦労なさっていることは私も承知おきしております。

同時にまた、教育長が朝早くから、そういった面では、応援といいますか、私ども、私も含めて同僚議員もやっております。

そういった面で声かけしていただいて、縁の下の力持ちといいますか、そういった面ではやはり教育長を先頭にやっぱりそういった面では皆さん注目をいただいているのかなと。

これもちょっと実はマスコミ報道引用してしまっただけで申しわけないんですけれども、私も一緒に、先ほど、ちょっと教育長の答弁とちょっとだぶってしまうかわかりませんが、マスコミ報道ちょっと引用させていただきますと、昨今のこういう事件事故がございましたということで、文科省からの指導といいますか、そういった面で何かあったということを私も承知おきしておりますので、差し支えなければその詳細と、それから村での何か対策、対応等々ございましたら教えていただけましたら。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

実はマスコミ等での資料もありまして、これまでのそういう安全安心にかかわりがあるような事件等も掲載されておまして、新聞の報道等がございまして。それ、後でまた掲載資料を提供したいと思っておりますけれども、まず、大きくは、これまでは学校周辺での生徒たちの安全安心といいますか、そういうものの確保は学校が行うというのが大体の通念だったかなと思います。

ところが、これを方針を大きく転換しまして、地域で確保をすると。安全安心を確保するとい

う方針に転換になっております。ここが大きな変化だと思っております。

先ほどから出ています先生方の働き方改革等についての一環としても、これは行われております。先ほどの部活に対する外部指導者への委託といたしますか、お願いというのもその一環として文書が届いております。

それから、いろんな評論家たちもいろいろ話しておりますけれども、現実的にこれを、大転換ですので、一気に変えるというのはちょっと厳しいなということで、徐々にしか変わらないのかなということで、今、いろんなプリント類をつくっている総会とか、それからそういったところで配付して理解を深めていってほしいなということで、今取り組みを行っているところです。

例えば、その中で特にこれまでは子供たちを安全にさせて守ってという発想があったんですが、やはり子供たち自身が危険を察知する能力を高めるような教育といいますか、これがまた学校の中ではやらんといかんだろうなという方向が出てきているようです。

ですから、安全を守る最大のポイントは異常の早期発見と逃げるということのようなことで、そういう細かな例なども出てはおりますけれども、そういう資料があります。

それと、もう一つは、これまでもそういう安全確保が父兄や地域の方がなさっていなかったかということ、そうではなくて、かなりそういう協力体制は北中城などかなりされてきたわけですが、各地域、全国的にもかなり取り組まれていたんですが、だんだんそれが、何ていうんですか、長続きしないような状況が大分あらわれてきたということで、また、もう一点は、無理のない範囲で住民が意識的に行動できる仕掛けづくりを行って、息の長い活動にする必要があるのではないかというようなことがまた課題として挙げられているようです。

そういういろんな資料がございますので、ぜひまた、これ議員の先生方にも機会があればお配りして、ぜひまた一緒に取り組めたらと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

あとでまた資料をお上げしたいと思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○11番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。ちょっと耳の痛い、頭の痛いことをちょっと今いただいたと。

今、教育長の先生がおっしゃったことがちょっと前段でありましたので、私がこれからちょっとお話ししようとしたことが、まさにこれ、その一つなのかなと。実を申しますと、ちょっと実例を挙げてちょっとお話と思ひまして、地域の皆さんもおわかりかなと思いますけれども、実を申しますと、過去にも学校の近くで不審者の出没等々の騒ぎの事案も何回かございました。

それで、最近も不審者の騒動の、不審者騒動のこともございました。幸い大した案件じゃなかったんですが、それと、交通安全につきましても、昨今大変痛ましい事故等々がございまして、社会面をにぎわせております。これも、私も含めてになります。言うまでもなく、第一にはドライバーの交通マナーといひますか、遵守されておれば、大事に至らなかったのがほとんどなのかなと。

そういった面でちょっと反省するところはたくさんございます。これもちょっと一例を挙げますと、自分もちょっとやっつけていて感じるころなんですけれども、まず、残念ながら、交差点での徐行、一時停止の義務違反がほとんどであるのかなと。それと、私もちょっと朝やっつけて感じるんですけども、まして、子供に限らず大人の方もそうなんです、横断歩道に立っていても、まずなかなかとまってくれない。どちらかといったら横断歩道というのは皆さん

言うまでもないんですけども、歩行者優先といひますか、そういった面では考えてくれるのかなと、ほとんどノンストップが残念ながら現状であります。

言うまでもないんですけども、子供というのはやっぱり地域の宝。私ども村の宝であるんじゃないかなと思います。本当に子供たちにおいては、周辺は本当に危険がいっぱいで、いつ事故事件があっても不思議じゃないと。そういうのがちょっと現状かなと。実を申しますと、最近、やっぱり朝の登校の時間帯に、私もやっっておったんですが、子供たちが危険横断がございまして、もう一步間違えば事故という例が1件、2件ございました。そういった例もございまして。

これも確かに事実、現状であります。

それで、私たちが住んでいるところには、皆さんご承知のとおり、公園とか、公文教室、それからそろばん教室、コンビニ、スーパー等々がございまして、同時にまたアワセの再開で都市化が進行されまして、大変交通混雑、同時にまた観光客が入ってこられて、大変にぎわっておりますが、決して対岸の火事ではないんじゃないかなと。私もちょっと感じて、いつも肝を冷やしているのが現状でございます。

村として、先ほど教育長先生のほうからもございましたけれども、こういうことを踏まえて、ちょっとお話、また再度再質問するの心苦しいんですが、特段のその取り組みといひますか、率直なご意見でもありましたら、私の反省も含めてぜひと思ひますけれども、今ちょっと前置きが長くなりましたけれども、特段のこれというその取り組みでもございましたらお聞かせいただけましたら。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（砂川恵重）**

お答えします。

最近の具体的な取り組みということですが、いろんな団体等の総会や集まり等では、次のことをお願いをしているところです。

まず、現状としましては、小学校は校門あるいは校門から入るのが確認できる位置まで付き添ってくる父兄が大分ふえてまいりました。

それから、小学校、中学校とも、車で学校近くまで送っている父兄が大分増えてまいりました。ですから学校周辺は車がちょっとふえたなという感じはします。

そこで、もう一つ具体的な取り組みとしましては、付き添ってきた保護者に、歩いて校門の近くまでいらした父兄に、これ学校のほうにもお願いしているんですが、10分ないし15分間、ちょっとその場で時間をつくっていただいて、要注意場所等に立ってごいただけないかということをお願いしているところです。それから、ウォーキングする際は、その児童生徒が登校または下校する時間帯になさってもいただけないかなというような協力依頼をやっているところです。

それから、買い物などで外出する際にも、できるだけ登下校の時間帯にやっていただければ、道、いろいろ子供たちを、何ていうのかな、細かな目で見ることが、大人の方たちが見ることができるのではないかということで、そういうことも依頼しています。

それから、これはまだやっていないですが、PTAだとか、そういう方たちで、場合によってはまた教育委員会で、スーパーなどがタイムセールスする際に、午後になると思いますが、子供たちが下校する時間帯に設定していただければ、多くの大人がそこを通るはずですので、安全を一応目が届くのではないかなということです。

それから、そういうことを大人がやったメリットとしまして、通学路を歩くと子供たちとの会話が楽しめる。非常に楽しいです。それか

ら、複数回顔を合わせると、最初不審者扱いされそうなんですが、二、三度会っていますと、道で出会えばもう挨拶もしてくれるということです。声かけてくれます。それから、何よりも子供たちの大きな声での朝の元気な挨拶を受けると、心の爽快感と元気をもらうことができますよということでやっているところです。

そういうところで扱っていますけれども、今、山田議員がおっしゃっていたように、本当に交差点によっては視線を目線を切ることのできないくらいの、何ていうんですか、頻繁に車が通過する場所があるし、それからちょっと車から見えにくい、子供も確認しにくいというような交差点もあったりして、やはり多くの地域の方々の協力が必要だなというのは感じています。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

#### ○11番（山田晴憲議員）

大変教育長先生から結構なこといただきました、全部私もできるとは言いませんけれども、何か1つ、2つ何かできそうなのを今ちょっと私もメモ書きしましたんで、ぜひできる部分で協力したいなと、お手伝いしたいなと。

次の質問に移ります。

昨今のこれも報道で、実は、やっぱり保護者の皆さんが大変ちょっとやっぱり心配、危惧されていまして、先ほどもお話ししました交通安全対策、それから不審者対策、早急にどうにかならんかなという、そういう心配のやっぱり声をちょっといただきまして、恐らく何度かされているかと思えますけれども、こういった昨今、本当に事件事故等が起きてもおかしくないのがちょっと現状かなと。

最近もちょっと私、いろんな方とちょっと相談させてもらいまして、ここも危ないよね、あっちも危ないよねってちょっと話がございます、改めて、その再点検というわけじゃないで

すが、危ないところ、危険箇所といいますか、そういったところの再点検って、かなりやっぱり車等々がふえてきているのがちょっと現状かなど。それと、やっぱり人の流れがふえてきておる。そういった等々も含めて、いろんなことや業務多忙かと思えますけれども、これを機会にやっぱり私はもう一度危険箇所の点検というわけじゃないですが、必要かなど。

それともう一点。

きのう、同僚議員、義彦議員のほうからもございました。私も実は大賛成でありまして、確かにいろんな子供たちを守る組織等々を大会、集会あるのは私も結構だなと思うんですけども、そういった面ではやはりこれというのちょっと大変断言はできないんですが、こういう機会ですから、やっぱり目的は一つということで、子供たちの安全安心を第一にした何か皆さんが気軽に参加できるような、そういった、何ていいますか、大会と言ってしまってもいいのかなどかわかりませんが、そういう組織も私はあっていいのかなど。いろんな組織にいろいろとクレームをつけるわけじゃないんですけども、ちょっといろんな組織が多過ぎて、あれ、これとこれは同じかなど、そういったところでちょっと疑問がありますんで、ですから、きのう、義彦議員はよくぞ言ってくれたなど。そういった面ではこれも今回そういった面でのやっぱり機会なのかなど。この辺はちょっと、今すぐにやれとは私言いませんので、そういった面でちょっと今後の課題の一つに置いていただいて、ご検討でもいただければなと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（玉城 有）**

それではお答えいたします。

本村では、平成28年度に通学路交通安全プログラムというのを策定しておりまして、交通安

全と不審者等に関する通学路の安全協議会を設置しております。そのメンバーといたしましては、教育委員会、学校、村総務課、建設課、警察等と合同で通学路を点検しているということでございます。

昨年度も10月に行いまして、今年度も夏休みあたりに今調整をしているところでございます。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（喜納克彦）**

組織についてですが、昨日も比嘉義彦議員の答弁で答えたとおり、まずは既存の組織を活用できるような体制づくりが重要だと考えておりますので、今現在新たに組織を立ち上げる予定はございません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○11番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。

そういった面では皆さんもいろいろと思案なされる中で取り組みされているかと思えますんで、ぜひともその辺またちょっとご検討でもしていただいて、目的は一緒だと思いますんで、子供たちの安全安心が一番だと思いますんで、そういった面ではちょっとその辺はまたご検討でも、また課題にさせていただければありがたいなと思えます。

次に、その関連で、ちょっと私のほうから提案で申しわけないんですけども、子供たち安全安心を守ったり、またその啓発の中でこういったものもあるのかなど。そういった面では、一概にこれとはちょっと言えないんですけども、私が知る限り島袋小学校にまだスクールゾーン委員会というのがまだちょっとないみたいなんですんで、これ、何もいい機会だというわけじゃないんですけども、以前にもちょっと提案させていただきましたけれども、こういった面

でやはり啓発等々も含めて、もちろん自分たちもそうですし、先生方はよくやっておられると思いますので、保護者の方も含めて、地域の方も含めて、そういった面で意識改革じゃないんですけれども、安全安心を第一にということで、またスクールゾーン委員会、ぜひともまた一つ立ち上げのご検討を。

それと、あとは、これもちょっと私がたまたま勉強させていただきまして、ある学校のほうで、ちょっとこれはもう無理があるのかなと思いますけれども、子供たちの登下校の安全安心をどうにか協力していただけないかなということで、ボランティアの募集をかけている学校が何校もございまして、たしかヨコマクだったと思います。そういった面ではこの辺もちょっと皆さんのお仕事等々で無理もあるかわかりませんが、これも一つのちょっと方法かなと。

あとは、ちょっと多くて申しわけないです。これは既にやっておられるかと思えますけれども、学校等々でのお便り帳といいますか、クラス、学校も含めてそういった中にもぜひ交通安全とか子供たちの不審者対策といいますか、そういった等々もちょっと意識づけするような感じの、やはり、念押しのも大変心苦しいんですが、それも一つの方法かなと。

あとは、ちょっともう継ぎ足しで申しわけないんですけれども、子供たちの教材の中で、お絵描きとか作文云々等々があるかと思えますので、こういったところの子供たちの意識といいますか、校内の作文コンクールとか、絵画コンクールとか、標語コンクールとか、そういうのも一つの方法かなと。

今、ちょっと私の思いつきでいろいろと羅列してしまいましたが、その辺も検討できる部分で、これも交通安全とそれから不審者対策の、やっぱりいつも被害に遭うのは子供たちですんで、子供たちも含めてやっぱり私は一つの対策なのかなと。その辺、ちょっとこれも強

要はできることじゃないんですけども、もしご検討でもできましたらよろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城 有）

お答えいたします。

現在、学校では子供たちこういう危機回避能力というのをつけるためにいろいろな取り組みをしておりますけれども、山田議員がおっしゃっているようにコンクール等とか作文であるとかというのは、いろんなそういう交通安全に関するものも取り組んでいるところであります。

それから、学年、学級便りとかそういったところでも交通安全に関することを保護者向け、または子供たち向けにいろいろ書いた情報を提供しているところではありますし、それから、学期ごとに長期の休みの前には、確実にこういった事件事故がないようにということで、公文を出しながら、それから学級指導を行って長期休みに入るということを行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

どうも大変ありがとうございます。

そういった面では随分平生から心がけておられますので、その辺はぜひともまた頑張っているだけであればありがたいかなと。

それで、これも先生はおわかりだと思いますけれども、ちょっと私今思い出しまして、保護者の方にもLINEとかメールで何かそういったところも情報を共有しているみたいですので、そういった面でもこの辺は抜かりないなど、そういった面では。ありがとうございます。

それで、逆にこれ、私、村長のほうにちょっと通告していないんですが、村の広報誌に、そういった面ではこれがいいとはちょっと私、あ

れなんですけれども、交通安全とかこういった事件事故等がやっぱり昨今ふえていますんで、交通安全の標語等々、これ一つの一例かと思えますけれども、交通安全の標語とか生活安全週間てたしかございましたと思えますけれども、そういった面ではそういった不審者対策等々も含めて、広報誌に掲載というのも一つの方法かなと思えますけれども、定期的に、私やっているのは承知おきしていますけれども、この辺、もしスペースがございましたら、意識して毎月号の中に一角でもそういったところ、昨今こういった事件事故等がございますんで、この辺は今後の検討課題の中で一つ頭に置いておいていただければと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

広報で定期的にやっているんですが、これはまた毎月号でそれがスペースの問題でやれるかどうかというのは、また今後検討していきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

通告なしで突然のちょっとあれでしたけれども、ご検討でもいただければ。

話に戻りますけれども、先ほど教育長先生のほうからもございました。これ、私もちょっと地域に帰って、これ私だけじゃなくて、やはり地域の子供たちはやっぱり地域で守らんといけないよねと、そういったところをちょっと念頭に置きまして、確かに地域のほうではボランティアの方が献身的にやっておられますし、朝の登下校、あとは老人クラブの方たちも含めて見守り、これもそういった面では確かにやっているんですけれども、今後のことも含めて、今後ちょっと私もやはり北中城村は、村長がおっ

しゃるとおりで、住みやすい村、住みやすい地域ということが、やっぱり自分たちも考えは一緒ですんで、まずやっぱり子供たちの安全安心が一番かなと。そういった面では先ほどちょっと教育長先生が言われた中で、全部が全部できるとはちょっと私もできませんけれども、一つずつ、消去法じゃないんですが、そういった面では地域に帰って、もう一度やはり自分たちが何ができるのかなというところをもう一度帰って、いろんな方とちょっと相談させていただきまして、子供たちが事件事故に巻き込まれない環境づくりができればなというところで、もう一度ちょっと真剣に考えてみたいなと思えます。

次の質問に移ります。

平和継承についてということでご回答いただきました。

確かに本村におかれましては、そういった面では年間を通して図書等々そういった面ではよくやっていただいているなど。一例を挙げますと、読書週間とか図書の展示、平和集会、講演会、平和学習の平和体験学習、そういった面ではよくやっておられるなど。もちろん、あやかりの杜のほうもそうですね、そういった面では。

今後、私が申すまでもないんですが、いわゆる教育立村北中ということでもありますんで、そういった面では先人がそういった面では功績つくっていただきました。平和の継承ということも自分たちも含めて、どうにか継承していけないなど。そういった面では、村がやっていることには私も率直に敬意を表したいなと思っております。今後ともぜひともよろしく願いしたいなと思えます。

1問目の支援云々で、先ほど村長のほうからもございました。2つめの安里要江先生の件、この辺、村長も承知おきされているようで、私も最近のまた報道で大変安堵しております。安里先生がご高齢にむち打って引退されるということで、娘さんが頑張る、継承されるというこ

とを聞きまして、そういった面ではこれも一つよかったなど。皆さんもご承知のとおり、ご老体にむち打って随分ずっと頑張っておられたなど。そういった面ではありがたいなと思っています。

それから、もう一例、安谷屋に住んでおられる金城ツル子先生もこれも先日私ちょっと会いましたが、戦争体験講話ということで大阪の和泉市の学校だったと思います。高校だったと思います。修学旅行で何か金城ツル子先生とご連絡とりまして平和体験講話をやっておられたということをちょっと私も知りまして、そういった面でやはり安里要江先生、ツル子先生、こういった方がやはり、そういった面で使命感を持って頑張っておられるなど。大変ありがたいことだと思っています。

そういった面で、先ほど村長のほうから後継の件で、ちょっと私もどこまでと思っていますけれども、確かに行政がどこからどこまでというところもちょっと私もどうなのかなというところも確かにありますが、そういった面では、さっきの村長のご答弁じゃないんですが、もう一度、というのは、ご高齢なものですから、もう時間がないというのが、おわかりだと思えますけれども、安里要江先生にしても金城ツル子先生にしても第一線で頑張っていておられますが、いかんせんもうご無理して講演を引き受けておられるのかなと。かといって、このまま放置してしまったらそういった生き字引といえますか、生き証人の方が途絶えてしまうものですから、どこでどうというのはちょっと私も難しい部分もあるかなと思えますけれども、もし、行政が難しいようであればおっしゃるとおりで、平和を守る村民の会という組織がございますので、どうかそういったほうでのちょっと継承ですか、というのは、これも皆さんおわかりだと思えますけれども、ご本人が「のりひで」「つるちゃん」という本も出版しておられ

ますし、それから、これも私最近のことで、豊見城でしたか、高齢者の語り部ということで、今風で言えばビデオ、DVD等映像を保存という形でもとっておられますので、これも私は選択肢の一つなのかなと。こういったところもちょっとお伺いいただいて、あとは、これも最近の報道で名護の学校だったと思います。小学校の先生がいろいろと思案されて、戦争体験講話なんです、全部が全部講話したら大変お疲れになるだろうなど、そういう配慮からかなと。体験者の方の質問方式という形で、ちょっと時間をうまく配分されて平和の語り部の授業を取り込んでいるという話もちょっと私は聞き及んでいますので、そういうもろもろの等々も含めて、行政が一枚にということもちょっと難しいかわかりませんが、これ、私、毎回たしかお話ししているかと思えますので、いかんせんもう何度も繰り返しになりますけれども、ご高齢とご健康上のことがあってもう本当に時間がない、残念ながら。時間がないというのはもう言うまでもない、皆さんご承知おきしているかと思えますので、これを誰かがやらないとこの平和継承というのはもう途切れてしまいますので、そういった面ではぜひともこの機会にもう有形無形のこの平和のあかし、財産でありますので、ぜひとも方向性というのは出していただければありがたいかなと思えますけれども、その辺、今後のことも含めていかなものかなと。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

方向性というのは非常に難しいと思います。

安里先生に限っては、娘さんが先生のお話をずっと聞いていて語れるわけです。ですからそれは大事にしていきたいなど、このように思っています。

ただ、戦争体験、実体験をなさった方はもう

高齢なんです。だから、これを引き継ぐというのはなかなか厳しいだろうと私は思っています。やっぱり、実体験をした方の本当に生の声を聞くというのはこれ限界が当然あるわけです。ただ、それをどうして継承していくかというのはまた別の形でやらざるを得ないだろうと。

特に、平和教育、そして平和運動をどうにかしないといけないという人たちがボランティア的に、サークル的に集まってやれるんだったら一番理想的なのかなというふうに思っています。

これを行政がやりなさいと押しつけるわけにもいかないものですから、方法論としては私もどうすべきかということであるんですが、関連するんですが、比嘉太郎さんの件がありました。

比嘉太郎さんのこれまでの功績を伝えていくというのも一つの平和運動になるんじゃないかなと思っています。ヨーロッパ戦線に行って除隊したにもかかわらず沖縄線にまた参加をして、沖縄の住民の皆さんを助けにいくということ、これはなかなか見えないことなんです。だから、これ村民が本当にどれだけ知っているかということも踏まえて、また別の角度で戦争体験も実体験もなかなかいつまでも続けられるものではないので、その記録とそういうことをひもといていきながら、どういう形で伝えていくか、そして肝心なのは七十数年前の太平洋戦争のみならず、現在も世界での動き、緊張感というのがあるわけですから、そういうこともしっかり伝えていく必要性もあるだろうというふうに思っています。

ですから、方法としては多岐にわたっていると思っておりますので、ここら辺の取り組み方というのは、また少しそういう意識のある方というんですか、そこに熱心にやっている方々を踏まえて、取り組み方については今後検討していくべきだろうと思っております。

#### ○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

#### ○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

私も、ちょっと毎回同じような感じで言っていますけれども、今後の課題として何かいい手法がないかなということをやっと私も考えさせていただければなと思います。

次に、村長のほうから比嘉太郎さんの件もございました。先般はどうも村長を初め、教育長の先生、それからほかの方たちもご出席どうもありがとうございます。ちょっと時間の関係で本当は読み上げたいんですけども、横着してしまって申しわけございません。お手元に資料ございますのでご一読されまして、よろしくお願ひしたいなと思います。

あとは、今後ぜひ私どももこの比嘉太郎さんの件については、今村長がおっしゃったとおり、自分たちでまだまだ勉強不足な点がございまして、もう一度、先ほど、平和の語り部じゃないですが、そういったところを含めてもう一度と思っておりますので、そのときはまたよろしくお願ひいたします。

そこで、これもちょっと無理な質問になるかわかりませんが、比嘉太郎さんの件で教育委員会のほうで何か、ちょっと唐突な質問で大変申しわけございません。何か将来的にでも何かお考え、可能な部分でもございましたらお聞かせいただけましたら。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（新垣邦男）

これは、今立ち上がったばかりです。ですから、すぐ教育委員会に振ってもなかなかアクションは起こせないだろうと思っております。ですから、これは実行委員会があるんで、その中でしっかり方向性を見出していきながらやるべきだろうと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、まだ立ち上げたばかりですんで、将来的にまたそういった面では、ぜひともお力を貸していただければありがたいな。

最後の質問になりますが、第4次総合計画ということで、たくさんちょっと質問しようかな、ちょっと時間の関係で、これも一つ通告なかったんですが、日本非核宣言自治体協議会という組織がございますけれども、村長、この辺はご承知おきされていますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時09分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

これは本村もその非核協議会に入っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

大変申しわけございません。ありがとうございました。

おっしゃるとおりで何か組織に入っておられるみたい、なぜこれを引用したかといいますと、目的はやはり平和なんです。それで、ちょっともう唐突で申しわけないなと思ってますけれども、将来的に、というのは、いろんな事業ございまして、原爆展とか小学生用の平和のハンドブックの配布、それから親子記者関係とか、この辺にぜひとも私どもの子供たちにも何か平和学習等々がございますんで、積極的にちょっと参画される中で、他府県の子供たちとの交流の場も含めて、逆に、何ていいますか、見聞を

広げていただくといえますか、これも私は一つの方法なのかなと。そういった面では、これもすぐ即答は難しいかと思えますけれども、今後の課題にさせていただけないかな。ちょっとたくさん話したい、ちょっと時間の関係で大変横着して申しわけないんですか、ご検討のほういかがかなと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ですから、先ほど来申し上げているんですが、やっぱりこういうのは平和を守る村民の会で事業の中で取り組むべきだろうと思っておりますので、それはまた守る会のほうでやっていけたらなと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

そうですね、そのような平和を守る村民の会もございまして、ぜひともと思います。

それから、最後になりますけれども、これちょっと皆さんもご承知かと思えます。現職の文科大臣が教育勅語を容認するような発言がございました。こういった面では、平和を守る村民の会もございまして、歴代の村長さんがそういった面では継承していただきましたので、やっぱり戦火に遭った二十何万の県民にもやはりこういった面ではいかなものかなと、この場をお借りしましてお話しさせていただきました、私の時間を終わります。

ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後 3時11分 散会

## 令和元年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年6月21日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和元年6月21日 午前10時33分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番	天 久 朝 誠	出
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	新 垣 邦 男	教 育 長	砂 川 惠 重		
	副 村 長	比 嘉 聰	教 育 総 務 課 長	喜 納 克 彦		
	総 務 課 長	仲 本 正 一	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	総 合 調 整 監 兼 企 画 振 興 課 長	石 渡 一 義	建 設 課 長	瀬 上 恒 星		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	楚 南 兼 二		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	安 里 直 彦		
	税 務 課 長	奥 間 かほる	農 林 水 産 課 参 事	鹿 島 直 昭		
	上 下 水 道 課 長	安 次 嶺 正 春	学 校 教 育 指 導 主 事			
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和元年6月21日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第35号	令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	陳情第31-9号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・ 国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法 に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める 陳情	委員長報告、質疑、 討論、決定
3	陳情第1-11号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・ 国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法 に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める 陳情	〃
4	陳情第1-14号	米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳 情	即 決
5	意見書第3号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・ 国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法 に基づき公正に解決するべきとする意見書	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
6	決議第3号	米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗 議決議	〃
7	意見書第4号	米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意 見書	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第35号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第35号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（新垣邦男）

それでは議案第35号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案第35号

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年6月21日 提出  
北中城村長 新垣邦男

令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）

令和元年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,213,851千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		983,368	43,876	1,027,244
	2 県補助金	567,398	43,876	611,274
23 村債		541,700	10,900	552,600
	1 村債	541,700	10,900	552,600
歳入合計		8,159,075	54,776	8,213,851

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		936,297	54,846	991,143
	1 保健衛生費	571,145	54,846	625,991
13 予備費		16,180	△70	16,110
	1 予備費	16,180	△70	16,110
歳出合計		8,159,075	54,776	8,213,851

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業債（公営墓地整備事業）	24,800	(借入方法) 証書借入又は 地方証券発行 による。  (借入先) 財政融資資金、 地方公共 団体金融機構 資金、その他	5%以内(ただし、 利率見直し 方式で借入れる 財政融資資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	30年以内の償 還、その他借 入先の融資条 件による。た だし、村財政 の都合により 繰上償還また は低利債に借 換えすることが できる。	35,700	変更なし	変更なし	変更なし
計	24,800				35,700			

以下詳細については、副村長のほうに説明を  
させたいと思います。

○副村長（比嘉 聡）

では、議案第35号 令和元年度北中城村一般  
会計補正予算（第3号）につきまして御説明い  
たします。

3ページをお願いします。

第2表の地方債の補正でございます。変更が1件ございます。

一般補助施設整備等事業債（公営墓地整備事業）の限度額が2,480万円から3,570万円へ変更となります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次に、歳入につきまして事項別明細書のほうで御説明いたします。

6ページをお願いします。

17款県支出金、2項県補助金、7目沖縄振興特別推進交付金4,387万6,000円及び23款村債、1項村債、8目衛生債1,090万円につきましては、公営墓地整備事業に充当するための増額補正です。

次に、歳出の7ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、15節工事請負費の公営墓地アクセス道路整備工事の補正につきましては、進入路予定地に軟弱地盤が確認されたため、擁壁や土壌改良などの工法の一部見直しが必要になったことによる増額補正です。工事費の積算が補正2号の議案の作成に間に合わなかったために追加議案となりました。

私からは以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第35号 令和元年度北中城村一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

**日程第2．陳情第31－9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情**

**○議長（名幸利積）**

日程第2．陳情第31－9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、上間堅治議員。

**○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）**

それでは、当委員会に付託されました陳情について御報告いたします。

#### 1. 審査事件

陳情第31-9号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

#### 2. 審査経過

同陳情は、令和元年第4回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和元年6月17日、20日に開催し、20日に稲福恭秀委員が欠席の他は全委員出席のもと審査を行いました。

#### 3. 審査結果

採 択

#### 4. 審査意見

2019年2月、沖縄県により辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、投票総数の7割以上が反対の意思を表明した。また、2014年、2018年の沖縄県知事選挙においても2期連続で辺野古新基地反対の候補を沖縄県民は選び、沖縄の民意は揺らぐことはないことを示した。しかし、辺野古新基地建設、日米安全保障の問題に関しては、県内のみの議論にとどまり沖縄県民の民意は尊重されていない状況である。

今回の陳情の内容は、これまで本議会がこの類の意見書、抗議決議の内容をほぼ踏襲されている。よって本委員会としても反対する理由はなく、全会一致で本件については採択し関係機関に対しても、全国で議論できる環境を作る事を求め、意見書を提出することを決定した。

以上です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長 (名幸利積)

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長 (名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

#### ○議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第31-9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第31－9号については委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第31－9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については委員長の報告のとおり採択されました。

**日程第3．陳情第1－11号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情**

○議長（名幸利積）

日程第3．陳情第1－11号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。この陳情については、先ほど同じ内容の陳情が採択されています。

陳情第1－11号は委員長の報告のとおり採択されたものとみなしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第1－11号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択されたものとみなします。

**日程第4．陳情第1－14号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情**

○議長（名幸利積）

日程第4．陳情第1－14号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第1－14号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1－14号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情についてを採決します。

お諮りします。陳情第1－14号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情については採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第1－14号 米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情については採択されました。

日程第5. 意見書第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書

○議長（名幸利積）

日程第5. 意見書第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

意見書第3号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月21日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員  
喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員  
山 田 晴 憲  
天 久 朝 誠  
伊 集 守 吉  
稲 福 恭 秀  
上 間 堅 治

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には、投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが、憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題だ。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安全保障条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、本村議会は、下記のことを強く要請する。

## 記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月21日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣  
防衛大臣、国土交通大臣、総務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲

法に基づき公正に解決すべきとする意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（名幸利積）**

全員起立です。意見書第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書については原案のとおり可決されました。

**日程第6．決議第3号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗議決議**

**○議長（名幸利積）**

日程第6．決議第3号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗議決議についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

稲福恭秀議員。

**○2番（稲福恭秀議員）**

決議第3号

米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月21日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員  
稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員  
上 間 堅 治  
比 嘉 義 彦  
比 嘉 次 雄  
山 田 晴 憲  
伊 集 守 吉  
比 嘉 盛 一  
喜屋武 すま子  
大 城 律 也  
比 嘉 義 弘  
金 城 高 治  
天 久 朝 誠  
安 里 道 也

#### 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗議決議（案）

去る2019年6月4日午後3時半頃、浦添市立浦西中学校のテニスコートに米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから、ゴム製の部品が落下する事故が発生した。落下した部品は米海兵隊のヘリのプロペラ部分に付けられる縦18センチ、横12センチ、重さ約20グラムでプロペラの先端部分を保護するためのブレードテープであり、経年劣化により落下したことが明らかになった。

事故当時、テニスコートには部活中の男子テニス部員が20数人おり、生徒の足元に落下した。けが人はいなかったものの一歩間違えば生徒の命を奪いかねない大惨事寸前の事故であり、生徒、保護者、学校関係者及び地域住民等に恐怖と不安を与えている。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、2017年11月に嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機の機体パネルが洋上に落下、同年

12月に宜野湾市野嵩の緑ヶ丘保育園に米軍ヘリの部品、普天間第二小学校に窓が落下した事故が起こったばかりである。北中城村においても、1993年12月に米海兵隊のヘリコプターから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米海兵隊のヘリコプターからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会で抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

本村上空は普天間基地への飛行コースで、学校上空も米軍機が頻繁に飛び交っており、住民及び児童生徒は常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている。今回の事故後も謝罪や原因究明及び再発防止策が実施されていない状況にもかかわらず引き続き飛行していることに対し激しい憤りを禁じ得ない。

よって、北中城村議会は村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

#### 記

1. 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。
2. すべての米軍機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
3. 在沖海兵隊を撤退させ、米軍普天間飛行場を閉鎖、撤去し、県内移設を断念すること。

以上、決議する。

令和元年（2019年）6月21日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第三海兵遠征軍司令官  
在沖米国総領事

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第3号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第3号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する抗議決議については可決されました。

日程第7. 意見書第4号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書

○議長（名幸利積）

日程第7. 意見書第4号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

意見書第4号

米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月21日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員  
稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員  
上 間 堅 治  
比 嘉 義 彦  
比 嘉 次 雄  
山 田 晴 憲  
伊 集 守 吉  
比 嘉 盛 一  
喜屋武 すま子  
大 城 律 也  
比 嘉 義 弘  
金 城 高 治

天 久 朝 誠  
安 里 道 也

### 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書（案）

去る2019年6月4日午後3時半頃、浦添市立浦西中学校のテニスコートに米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターから、ゴム製の部品が落下する事故が発生した。落下した部品は米海兵隊のヘリのプロペラ部分に付けられる縦18センチ、横12センチ、重さ約20グラムでプロペラの先端部分を保護するためのブレードテープであり、経年劣化により落下したことが明らかになった。

事故当時、テニスコートには部活中の男子テニス部員が20数人おり、生徒の足元に落下した。けが人はいなかったものの一步間違えば生徒の命を奪いかねない大惨事寸前の事故であり、生徒、保護者、学校関係者及び地域住民等に恐怖と不安を与えている。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、2017年11月に嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機の機体パネルが洋上に落下、同年12月に宜野湾市野嵩の緑ヶ丘保育園に米軍ヘリの部品、普天間第二小学校に窓が落下した事故が起こったばかりである。北中城村においても、1993年12月に米海兵隊のヘリコプターから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米海兵隊のヘリコプターからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会で抗議決議、意見書を採択し抗議要請をおこなっている。

本村上空は普天間基地への飛行コースで、学校上空も米軍機が頻繁に飛び交っており、住民及び児童生徒は常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている。今回の事故後も謝罪や原因究明及び再発防止策が実施されていない状況にもかかわらず引き続き飛行していることに対し激しい憤りを禁じ得ない。

よって、北中城村議会は村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

#### 記

1. 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。
2. すべての米軍機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。
3. 在沖海兵隊を撤退させ、米軍普天間飛行場を閉鎖、撤去し、県内移設を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月21日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（名幸利積）**

起立全員です。意見書第4号 米軍CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書

については可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって令和元年第4回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長\_\_\_\_\_

署名議員\_\_\_\_\_

署名議員\_\_\_\_\_